

平成20年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成20年3月6日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
	9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 野並 享子
	17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
	19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	大堀 義治	監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博
政 策 監	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	都 市 建 設 部 長	島村 平治
環 境 経 済 部 長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
ま ち づ くり 政 策 室 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	東郷 達雄	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	教 育 部 次 長	常諾 眞教

秘書課長 立入 孝次 総務課長 中島 宗七
企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹 事務局次長 井狩 重則
書記 赤坂 悦男 書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第1号から議第3号まで
(専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第3号))他2件)
質疑、討論、採決
- 第4 議第4号から議第41号まで
(野洲市地域安全センター条例他37件)
- 第5 請願第1号 後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願書
常任委員会付託
- 第6 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、2月27日の本会議において可決されました道路整備財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書については、平成20年2月29日付をもって内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第3番、梶山幾世君、第4番、内田聡史君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、議第1号から議第3号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(3号))その他2件を一括議題といたします。

まず、議第1号から議第3号までの各議案に対する議案質疑通告書は提出されておられません。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議第1号から議第3号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、議第1号から議第3号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、議第1号から議第3号までの各議案に対する討論通告書は提出されておられません。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第2号専決処分につき承認を求めることについて（平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第2号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第3号専決処分につき承認を求めることについて（平成19年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第3号は、原案のとおり承認されました。

（日程第4）

○議長（林 克君） 日程第4、議第4号から議第41号まで、野洲市地域安全センター条例他37件を一括議題といたします。

まず、議第4号から議第20号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。その順位は、お手元の議案質疑一覧表のとおりであります。

まず、第18番、鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 皆さん、おはようございます。

議第4号野洲市地域安全センター条例についてお伺いをしたいと思います。

既に皆さん、ご承知のとおり、このセンターにつきましては、野洲駅北口のJAの跡を市が買い取りまして、地域安全センターをつくっていくということでございます。

また、この北口におきましても、さまざまな犯罪が起きております。例えば新聞等で報道もされておりますが、その隣にある便所で殺人事件も起こったということで、非常に市民はそういったことに関して危惧をしているところでございます。

そうした中におきまして、このようなセンターが開設されるということにつきましては、市民の皆様方も、防犯あるいは公共の秩序を保つために非常に高い関心を持っておられるということは間違いがないものであらうと私は思っております。

そこで、このセンターがいかに市民の皆様方の付託に応えられるかということにつつま

して質問をしてみたいと思います。

まず、第1条の中で、市民が安全で安心して暮らすことができるよう、防犯活動をはじめとする安全な地域づくりを推進するために野洲市地域安全センターを設置するというところでございますが、例えばこの第3条の中で、防犯に係る指導及び啓発、防犯に係る連絡及び相談の処理に関する事、また、地域の安全に関する情報の提供ということで、第3条の中では大まかに3つのものが挙げられております。

そこで、この3つの啓発、相談、情報というものについて、市民の皆様方にどのような手法でもってお知らせするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

次に、第7条でございますが、「利用者は、故意または過失により施設を損傷し、または滅失したときは、これを現状に回復し、また、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない」ということでございますが、故意または過失ですね、構造物がある限り、未来永劫にそのものが保てるということはないと思います。当然、その中には過失等が発生してくることは考えられます。

そこで、当然、この構造物に関しましては自治体が保険等に加入されると思いますが、その辺はどのような扱いになっておられるのか。また、当然、故意と過失というものについて、どこまでそれが判断できるのか、当然、司法の場において判断されるものだと私は思っておりますが、その辺のご見解をお伺いしたいと思うのと、「特別の理由がある場合、市長が認める」というのは、特別の事情というのはどういうことなのか、その辺を説明していただきたいと思います。

次に、第8条の中で、安全センターの管理及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。当然、あとの詳細部分については規則で定めていかなければならない部分がたくさんあるかと思いますが、その規則というものを、いつ、どのような時点で、どのような規則を定められるのか、お知らせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。ただいま、鈴木議員からご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、条例関係第3条についてご質問がございました。

3条関係につきましては、まず指導、啓発等でございますが、最も重要なものは地域に

おける防犯活動団体の育成であると考えております。守山警察署にもご協力をいただきながら取り組む計画をいたしております。また、啓発につきましては、防犯相談や防犯教室の開催などにより、市民に防犯意識を高めていただけるように、また、犯罪や事故の発生情報を市民に的確にお知らせすることにより、被害に遭わないための実効性のある啓発を実施する計画をいたしております。

それから、次に、第7条でしたか、損害賠償の関係でということでした。

まず判断でございますが、故意または過失によるということでございますので、最近よく、駐在所等、投石等でガラスを割られるというのがございますが、これは確実に、犯人がわかり次第、犯人に損害賠償を求めるということでございます。

あと、市長が定める特別な事情ということもございますが、ケースが多々ありますので、その時点その時点で判断をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、規則の委任でございますが、規則の方につきましては、議案関係資料の1ページの方に地域安全センター管理運営規則を定めさせていただいておりますので、それをご覧いただけたらというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） ただいま、3条関係については団体育成あるいは相談ということでお聞きいたしました。

7条関係の過失ということについて、自治体保険の加入の部分について、その辺のことがちょっと触れていただけなかったので、再度お聞きしたいと思います。

それと、例えば市民が気楽に相談できる体制づくりですね。せっかくセンターを開設しても、市民の皆さん方がそこへ防犯に対する相談を気楽に相談できる体制に本当にあるのかなという、そういうことを私、今、思うのですが、それと同時に、今現在でも、この前の私どもの会派の勉強会の中で申し上げましたが、例えば竹生地先におきましても、既に金曜日の夕方から夜にかけて痴漢が出ているということについては、皆さん方に、ちょっとその辺はどういうようにしていくのだということもお聞きしたことがございます。ですから、啓発、情報、相談ということだけでは、その後のフォロー、そうしたものをこのセンターがどのように取り組みをされるのか、その辺がちょっと私にはわからないと思うのですよ。

北口周辺だけの問題じゃないと思うのですね。ですから、防犯に対する守備範囲内とい

うのがどこまで波及していくのか、当然、野洲市内全域だと私は思うのですが、既にそうした情報が発信されている中での取り組み、そういうものをどうのように考えておられるのか。

例えば野洲川の堤防、竹生に向かう、竹生の方が堤防を利用して通学、通勤される部分がありますね。そこなんかは教育長にも早くから申し出ております。そういう部分の解消とかそういうものは、このセンターを媒介して、やはり解決していく手法も見つけていかなければならないと思うのですよ。そうした危険区域が既に発生をしておるわけですから、そういう部分についての取り組みをどうのようにされていくのか、それをお聞きしたいと思います。

守備範囲と、後の対策です。既に寄せられている情報、そうしたものの整理、どのようにされていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 鈴木議員の再度のご質問でございます。

まず、保険の関係でございますが、保険につきましては、市長会の総合賠償保険でございまして、これにつきましては、施設を損傷した者が判明しない場合や、軽微な過失の場合には保険の支払いの対象となるというふうでございますので、この保険に加入をしていきたいというふうに思っております。

それから、センターでの活動について、二、三お尋ねでございます。

まず、センターでの活動でございますが、これにつきましては治安維持の波及があると思います。これにつきましては、地域安全センターが開館したこと自体による犯罪抑止効果も大きいのではないかなというふうに考えてございまして、また、センターで取り組む業務につきましては、守山警察署と連携をし、周辺地域の防犯パトロール活動や犯罪等発生時の緊急対応にも取り組む計画をいたしております。

また、センターが所管する地域、エリアでございますが、基本的には野洲駅周辺地域ということになりますが、業務の内容、例えば防犯教室、防犯相談などでは市民の皆様を対象に実施をしたいというふうに考えてございまして、防犯ボランティアとの拠点施設になればというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 総務部長の今の答弁では、センターというものの性質だけを回

答していただいたようなことをごさいます。それはよくわかっておりますが、私が申し上げましたさまざまなことに対しまして、既にそういう事象が起こっておるということについて、今ここで忠告をしておきます。

このセンター開設によって市民の皆さんが本当に安心できるセンターであってほしいという願いを込めて、今後、行政としても市民の負託に応えられるよう、万全の努力を払っていただくよう切に希望いたしまして、質疑を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） おはようございます。

議第5号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例について、まず最初に質問いたします。

昨年6月に成立させました企業立地促進法に基づき、10月、野洲市が国の認定を受け、市三宅地先の農地21ヘクタールと入町、大篠原、小南地先の農地82ヘクタール、合計103ヘクタールを新たに工業地域としてIT関連企業の誘致を進めようとしています。

計画では、出荷額は74億円の増加で、雇用創出は5,000人とされています。その支援策として、固定資産税を3年間免除する条例であります。法律で、国からの支援、地方自治体からの支援が出されており、野洲市としての支援策です。

まず第1点目に、この固定資産税の免除は幾らになるのか。また、固定資産税や不動産取得税を減免した自治体に、減収分を国から普通交付税で補填することになってはいますが、それが幾らになるのか、お尋ねをいたします。

第2点目、この法律は、5年間に事業者が企業立地計画、事業高度化計画を知事に申請し、承認がおりてから各種支援施策が受けられることになっています。しかし、103ヘクタールの地主の同意がなければ、農地転用はできないと考えますが、現在、地元の対応や、また、紹介企業の現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

第3点目、企業誘致により地域経済の活性化ということが言われますが、亀山市のシャープ工場では、2006年度調べですが、正規雇用2,200人のうち地元採用は、創業以来21人と1%にも満たないものになっています。また、全従業員3,972人のうち派遣、請負が1,733人と、44%が不安定雇用です。人口にいたしましても、シャープ創業から5年間で949人ふえていますが、外国人が700人ふえており、不安定雇用の労働者の増加ということでもあります。

野洲市では、5,000人の雇用創出と言われていますが、常勤雇用は企業にお願いするだけですし、税収の確保を期待されますが、他都市から働きに来られれば住民税は入りません。それ以上に、通勤時の渋滞解消のための道路整備や、工場までの上下水道のインフラ整備が必要ではないかと考えますが、費用対効果でどのような試算をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

4点目、企業に固定資産税の免除をされ、さらに、機械などは15%の特別償却、建物など8%の特別償却の活用が可能とされています。今後、さらなる支援策が行われるのか、お尋ねをいたします。

次に、議第6号野洲市後期高齢者医療に関する条例、また、それに関連をいたしております議第10号野洲市特別会計の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。

議第6号は、今年4月から、新たに後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、野洲市の条例を制定することにあります。また、10号は、そのための特別会計を設置することであり、関連があり、一括質疑を行います。

12月議会にも質問いたしました。市長は必要な制度改革だと言われました。しかし、地方自治体や医師会からの意見書はどんどんふえています。滋賀県の保険医協会のお医者さんも、冬空の中、駅頭で制度の撤回、中止を求めるビラまきをされています。また、与党内からも見直しが必要と言われていています。75歳の年齢で区切る差別保険だからです。

1973年、各地の革新自治体で老人医療費の無料化が進められている中で、ついに国としても老人医療保険を無料にしてスタートいたしました。その後、1982年に老人保健法がスタートしたとき、65歳以上の高齢者の医療費は無料だったのを300円の一部負担が導入され、その2年後、84年に1割負担になりました。老人保健の医療費がふえる、社会保険の扶養家族の老人の医療費は、その所属する社会保険から拠出することになっており、会計が大変になり、保険料を上げなければならない、保険料の2分の1は企業負担だから、その分を下げるために、65歳以上だった年齢を70歳に引き上げ、75歳にまで引き上げられてきたのです。そして、75歳以上を別建ての保険制度にして医療費の1割を高齢者からも負担してもらい、窓口で1割負担をしてもらい、さらに医療費の上限を決めてしまう、後期高齢者医療は本当に高齢者いじめの保険制度です。

以上の問題があり、以下の質問をいたします。

①普通徴収は、年金が月1万5,000円以下の方の徴収で年9回の徴収となっています。介護保険も同じような徴収となっていますが、介護保険では何人の滞納になっている

のでしょうか。65歳以上と、そのうち75歳以上について人数をお答え下さい。滞納されていた方が介護保険を受けられなくなったとき、どのような対応をされているのでしょうか。また、介護保険においても罰則規定がありますが、これまで適用されたことはあるのでしょうか。

②年金が1万5,000円以下の方や、無年金の方や、扶養家族で保険料を納めなくてもよいという方から保険料を取るとするのは余りにも過酷です。

千葉県浦安市のように、保険料の負担を軽減するために、医療費の補助として臨時給付金事業を実施する議案が、この3月議会に提案されています。野洲市でも、このようなことを行えば幾らの支出で済むのか、ご答弁をお願いいたします。

③また、健診についても、慢性病のある人は健診対象外になっています。このような方を同じように健診が受けられるようにするにはどれくらいの支出でできるのか、ご答弁をお願いいたします。

④誰も病気になりたくてなっているわけではありません。突然襲ってきた病気に対して、負い目を持つことなく治療に専念し、回復することを本人も家族も望んでいます。ここに治療の上限を決めてしまうということは年齢による差別診療です。一昨年6月、一括して改悪された医療改革そのものの撤回が必要と思いますが、市長の見解を求めます。

⑤保険料を1年以上滞納した方に資格証の発行をすることになっていますが、12月議会の答弁においても、その方の状況に応じて判断するということをおっしゃいました。

年金生活者のAさん、私がお聞きしたのですが、同居の無年金のお母さんの介護保険料を払っておられます。医療保険はAさんの国保の扶養家族になっています。Aさんは息子夫婦と同居されておりますが、「母より私が先に死んだら、息子夫婦がおばあさんの介護保険料や後期高齢者の医療保険料を出すことになるが、出さなければどうなるのかと思うと心配で心配で」と言われていました。死は順番に訪れるとは限りません。もし仮にAさんのような場合には、どのような対応をされるのか、見解を求めます。

⑥安心して老後が送れるように、資格証明書の発行はすべきではありませんし、無年金者からも保険料を徴収する後期高齢者医療保険は撤回以外にないと考えますが、見解を求めます。

議第11野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

今回の条例改正は、後期高齢者医療保険の導入に伴って、75歳以上の高齢者が別建ての保険制度になり、保険税で世帯割を払い、後期高齢者保険で世帯割を払うという特定世

帯に対して国保税の世帯割を2分の1にすることや、また、国保税を年金から天引きすることや、保険税を引き上げる内容であります。

今回、資産割の廃止が行われ、税の二重取りと言われた問題を解決することができることになりました。しかし、今回の改正内容を見ますと、最高限度額が56万円から9万円下がり、47万円になりましたが、後期高齢者の負担分が12万円新たに加えられ、プラスマイナス3万円引き上げられ59万円、さらに介護保険料9万円で68万円となります。所得割は0.7%下がり5.4%にしましたが、後期高齢者の負担分が新たに1.9%あり、プラスマイナス1.2%の引き上げで7.3%になります。均等割の医療分は5,000円下がりますが、後期高齢者で新たに7,400円の負担であり、2,400円の引き上げです。世帯割の医療分は4,000円下がりますが、これも後期高齢者で新たに6,100円の負担であり、2,100円の引き上げになります。ここに介護保険料が加わります。所得割は変わらず、均等割、世帯割、合わせて2,100円の引き下げとなります。

会派説明会で、医療分と後期高齢者支援金と特定健診費用の増により、調定額として1人平均1,832円の引き上げになると言われました。また、今回の改正は、国保加入世帯で65歳以上の年金受給者が世帯主の場合は、今年の10月から、年金から天引きされることになりました。特別な事情がある場合は普通徴収となっています。

今回の改正は不思議な部分があります。75歳以上の後期高齢者に移行するのであれば、医療費は下がり、国民健康保険税は下がるものと考えますが、引き上げられました。このようなことから、以下の点を質問いたします。

①国保加入世帯は4割ぐらいになっています。現在でも高過ぎる国保税のため、滞納者がふえ、滞納額が2億円を超えています。今回、1人平均1,832円も保険税が引き上げられたら、滞納者が増加するのではないのでしょうか。

②特定健康診査費用に5,900万円、国保特別会計で計上されていますが、国と県の負担金は1,160万円であり、一般会計からの繰り入れは2,400万円、本人負担315万円です。残りが保険税ということになり、ルール分の繰り入れだけでなく、保険税で補う2,000万円を一般会計から繰り入れ、保険税を引き下げるべきですが、見解を求めます。

③保険税を年金から天引きすることは、少し待ってほしいということができない状況となります。これは過酷ではないのでしょうか。これまでも、遅れながら納税をされてきた人にとっては、むしり取られるような状況で、江戸時代の年貢を取り立てるよりひどい状況

ではないでしょうか。普通徴収にすることができる特別な事情というのはどのような方々なのか、答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 野並議員の企業立地促進法に基づく野洲市固定資産税の特例に関する条例についてのご質問にお答えをさせていただきます。議員からは4項目のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず第1点目の固定資産税の免除額と国の普通交付税の補てんについてでございますが、企業立地促進法に基づく税の優遇制度導入につきましては各自治体の判断でございますが、制度としては、市が減免した額の75%を国が普通交付税で補てんすることになっております。

野洲市の普通交付税は、特例で旧中主町分のみのでございますので、残念ながら国の補てんはございません。しかしながら、市としては、国に認められた計画でございますので、国の制度に基づいて実行をいたしたいと考えております。

なお、固定資産税の免除額につきましては、現在、企業からの具体的な進出計画がございませんので、詳細な数値は計量できないわけでございますが、近畿地方で、野洲市と同じく国から同意を受けられた大阪の堺市の場合は、シャープや関連企業を合わせ1兆円の投資を予定されておりますが、仮に堺市の10分の1の1,000億円の投資があったと仮定をいたしますと、固定資産税の免除額は年間約3億円で、3年間の累計で9億円の免除額になると考えております。

第2点目の、計画にある農地転用に関する地元対応等につきましては、国から同意をいただいた区域は、野洲駅前及び篠原駅前の大変利便性の高いところでございますが、第一種の農地、いわゆる青地で、開発にあたりましては、国、特に農水省の許可が極めて難しいと考えております。このため、現状では、地権者の皆様に期待や混乱をさせてはならないということで、計画の具体的な説明はいたしておりません。また、その時期ではないというふうに考えております。現在は、地元役員さんまでの説明にとどめさせていただいております。

なお、紹介企業の現状につきましては、先ほども申し上げましたが、企業からの具体的な進出計画はございません。

第3点目の新規雇用創出件数、5,000人の雇用と将来のインフラ整備についてでござ

ございますが、これも仮定でしか推測ができないわけでございますが、従業員のおよそ4分の1の方が野洲市にお住まいになると仮定した場合の税収の試算では、市民税は5億円になるのではないかなと想定をいたしております。

また、これに対応する幹線道路整備や上水道、下水道整備などの整備費用につきましては、現在、お諮りをいたしております平成20年度予算に計上いたしました基本調査で積算をしてみたいと考えております。

第4点目の、今後のさらなる支援策につきましては、企業立地促進法が5年間だけ認められた時限立法による法律でございますので、現在のところ、追加の支援策については考えておりません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 野並議員の後期高齢者医療制度に関する条例に関する質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、介護保険制度における滞納状況についてのお答えをいたします。

65歳以上の滞納者は、全体で129名であり、そのうち、75歳以上の滞納者は25人でございます。

市といたしましては、介護納付の制限がかからないよう、滞納者に対して、分納など、相談を取り付けながら納付されるよう、努力しているところでございます。

なお、罰則規定については、今まで適用はありません。

2点目の、千葉県浦安市での、保険料の負担を軽減するため臨時給付事業を実施する提案に対し、本市で行った場合の費用についてでございますが、浦安市に状況を問い合わせたところ、浦安市独自で、所得の低い方に対して、後期高齢者支援臨時金として1年間1万円を予算化したということでございます。後期高齢者医療制度の保険料は、滋賀県は全国平均よりも安く、千葉県は高い状況にあります。参考に申し上げますと、滋賀県は年額で約7万3,000円、千葉県では、約8万1,000円となっております。

このようなことから、本市においては、後期支援臨時金を支出することは考えていませんが、また、1割負担の方を対象にして本市に当てはめてみますと、その費用は4,100万円になります。

3点目の、健康診査に係るご質問でございますが、後期高齢者医療制度で実施する健康診査では、ご承知のとおり、生活習慣病で定期的に受診されている方や、要介護認定を受

けておられる方などについては対象外としていますが、被保険者からの申し出が健康診査を受診することが必要であると認める場合は、当分の間、健診の対象としております。また、健診に係る費用については、国民健康保険で実施する特定健診と同じ単価で受診できるよう、関係機関と協議を進めているところでございます。

なお、この健診に係る1人当たりの健診単価といたしましては、基本的な健診の項目で、1人当たり8,694円を見込んでおります。

4点目の、医療改革の撤回についてでございますが、前回に申し上げましたとおり、医療を取り巻く環境は大きく変化し、医療の増嵩は今後も見込まれることから、引き続き安定的な医療サービスの供給をしていく上で、その抜本的な構造改革がなされたものと認識をしております。このようなことから、撤回の意見については、要望する考えはございません。しかし、後期高齢者医療制度の創設など、新しい制度の開始により、制度運営に必要な財政措置の確立を図るよう、今後も国に対して強く要望してまいりたいと思っております。

5点目の、納付困難者に対する対応でございますが、お示しされました無年金で単身のケースの場合、後期高齢者医療制度にご加入されていれば、後期高齢者医療の保険料をご負担いただくこととなります。保険料は、加入者全員にご負担いただくこととなりますが、低所得者に対しましては、保険料の軽減措置がございます。

なお、市としましては、個々のケースに応じて多角的に対応するよう努めてまいりたいと考えております。

また、保険料の滞納者に対する資格証の交付につきましては、保険制度の安定的な財政運営を図っていくためや、被保険者の方々の公平性を確保するためにも必要であると考えております。しかし、滞納の背景の状況を見極め、慎重な対応が必要と考えており、滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

6点目の、後期高齢者医療制度の撤回についてですが、先に申し上げましたとおり、国民皆保険制度を将来にわたって堅持すると共に、安全安心で質の高い医療を受けられる体制を確保するという基本的な考え方のもとに、この制度を施行されるものと考えておりますので、制度の撤回については、要望する考えはございません。この制度は、今後の医療費の動向を考察した制度であり、制度開始後の効率的な執行に努め、当該制度の適正な運営に努力していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

続きまして、野並議員の野洲市の国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお

答えをいたします。

まず1点目の、税率改定における滞納者増加の懸念についてでございますが、今回の条例改正においては、税率改定と同時に、これまで低所得者に対する軽減がないことなどから懸案となっていた資産税割の廃止や、後期高齢者医療制度の創設によって応益割の軽減額に影響がある世帯への軽減措置、同じく制度改正による社会保険の被扶養者から国保へ加入される前期高齢者への軽減措置、あるいは前期高齢者2人世帯が制度改正により1人世帯になる際の世帯割の軽減措置など、前期高齢者や低所得者へも配慮した内容となっているため、特に大きな影響があるとは考えておりません。

2点目の、保険税率を抑えるための特定健診等事業への一般会計からの繰り入れについてでございますが、議員もご承知のように、国民健康保険制度は相互扶助制度として成り立っております。そのために、特定健診等のサービスを提供するためには、必要最低限の負担については加入者をお願いすることが保険者の責務であると思います。ただ単に税率を抑えるための安易な繰り入れ等は将来にツケを残し、結果として保険財政を悪化させるだけなので、経営責任を考えた場合、厳に慎むべきであると思います。

なお、本事業に係る一般会計からの繰り入れでございますが、総事業費が約5,900万円のうち、直接事業分として約2,400万円の他に嘱託職員の報酬分として約500万円を計上しており、合計で約2,900万円となることを申し添えます。

3点目の、普通徴収となる特別な事情についてでございますが、まず特別徴収の対象となる方とは、現に世帯主が国保加入者で、世帯内のすべての国保被保険者が65歳以上75歳未満である場合の世帯主であることを申し上げます。つまり、世帯主が国保の被保険者でない場合は、世帯内に65歳以上75歳未満に該当しない国保被保険者がおられる場合には、年金からの特別徴収の対象とはなりません。また、世帯主の年金受給が年額18万円未満の場合や、介護保険料と国保税額の合計額が世帯主の年金受給額の2分の1以上となる場合も特別徴収の対象から除外されます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） まず、議第5号の問題ですが、今、固定資産税の免除の部分、3年間で9億円ということを言われまして、そのずっと下のところのインフラ整備がどれだけかかるのだというようなところは、その計算、試算はされていませんね、言われませんでした。当然これ、投資しなくてはならないお金ですね。どれだけお金をつぎ込むの

だということが費用対効果。今言われた5,000人の創出で、4分の1が住んで市民税が5億円、これはちょっと。

さっき私もシャープのことを言ったと思うのです。5年間で949人しかふえていない。全体的にそれだけの状況にはなっていないということで、他の自治体でも同様のことに、今、なっています。別にこの亀山市だけが特殊な状況ではなくて、今、派遣・請負という形で、全国的な規模でマイクロバスで労働者を集めて運んでいるという非正規雇用が増大している中で、定住人口がふえていっているというような状況ではないのです。その4分の1が住むという、これ自体がかなり、どこを見て、どこのまちを見てこの数字をはじめたのか、まずそれをお尋ねいたします。費用対効果の問題、もう少しきちっと説明をして下さい。

今後の支援策は考えていないということですが、そして、普通、固定資産税の減免分の75%、野洲の場合は不交付団体の部類になるからないけども、国の方針だから計算をしておくというというのは、これはこっちの皮算用であって、そんな今、国はこういう形で、ルールで動いていますから、入らないと見ておくのが当然ではないですか。今の答弁では、ちょっと甘い考えの答弁だというふうに思いますけども、もう一度、この点の問題をお尋ねいたします。

議第6号の方の後期高齢者医療保険制度についてですが、この部分で、介護保険の部分に関しては分納相談をしていると。しかし、この後期高齢者になった場合、同じように分納という形では、普通徴収の方はできても、年金から天引きされる方は、もう差っ引いていくという状況ですね。こういうような状況であります。今、75歳以上の方の25人と言われた、この方はもう確実、後期高齢者の普通徴収として滞納をしていきそうではないかと思うのです。また、どんどんと後期高齢者の人数もふえていくと思いますので、この25人というのがさらにふえていく可能性は予想されるのではないのでしょうか。こういう点を資格証明書の発行というふうな形に持っていかれるのかどうか、その点、もう少しきちっと、先ほどの話を聞いていますと、慎重にとか、何か多角的にとか、いろんな言葉をおっしゃるのですが、それはあいまいですよね。納められないような状況の方の保険証を取ってしまうというような状況は、本当に絶対やってはならないことだと思いますので、そこらあたりはもう少しきちっとした、安心できる医療保険じゃないとだめだと思うのです。その意味で、もう少しご答弁をお願いいたします。

さっき、安全安心、質の高い医療とおっしゃいました。本当に安全安心の医療体制にす

るとするならば、保険証を取り上げるなんて、一番最初の時点で、「あなたはもう病院に来るな」と言っているのと同じですから、その問題では、もう少しきちっとしたご答弁をお願いいたします。

それと、滞納がふえるのではないだろうかと言ったのですが、それはないというふうなことをおっしゃい、違うか、介護保険の部分だから、後期高齢者だから、ごめんなさい。

後期高齢者の部分で、これまでもたくさんところで撤回をという声が上がっております。3月5日の新聞、きのうの新聞で、岐阜県の大垣市議会で自民党が提案をした後期高齢者医療の廃止を求める意見書が可決されています。そういった、今、事態なのです。何も共産党だけが言っているとか、国会では野党が一緒になってこの撤回、廃止を求める集会を開いたとか、意見を上げているというのではなくて、地方自治体においても、本当にこういう事態になっているのです。

野洲でも、今、請願が出されていますので、野洲の市議会の自民党の方々がどういう判断をされるのか、それはちょっとわかりませんが、しかし、そういった、今、国民的な中で、この後期高齢者が75歳で区切られて、医療を受ける質がストップするという、そのことに対して、本当にお医者さんも心を痛めている、高齢者も、どうなるのだろうということ、みんな不安な状況なのです。誰も本当に病気になりたくてなっているわけではありませぬので、そういう意味で、今、答弁されたのは、要望する考えがないとか、財政だけの支援を求めるとか、この医療制度そのものを認めておられますから、私は本当に冷たい行政だと思うのですよ。もう少し違う答弁があってもいいのではないかと思うのです。国が実施してきて、やむなくやらなければならないみたいなのがあるのだからですけれども、本当に野洲の行政は高齢者に冷たいなど、今、答弁を聞いていて思ったのですけれども、市長、後期高齢者の議会の議長ですよ。このあたりについて、私は、その財政的な支援を求めぐらいの状況ではないというふうに思いますので、答弁をお願いいたします。

国民健康保険税の部分におきまして1,832円の引き上げをするのに対して、減免をするから影響がないというふうなことをおっしゃいましたが、本当にそうでしょうか。18年度の決算書で、退職者医療の方、2億円の未収のうち1,400万円未収なのです。それと、本当に、2億円からの未済額のうち不納欠損が755万からあるのですよね。今でさえもこういう事態、一般のところでも不納欠損が医療分680万から、介護分

を含めて700万円を超えるのですよ。今現在でもこういう事態の中で、この引き上げをすることによって解消されるというふうなことを本当に思っておられるのですか。20年度の決算が出たときに、ふえているという確率の方が高いと思うのですけども、こういうようなところで、税を引き上げて滞納額がふえるというようなことを今までずっと繰り返してきているのですよ。だから、税を引き上げて滞納額をふやすのではなくて、引き下げる、払えるような状況にしてあげるとというのが、まず私は国民皆保険制度として必要ではないかと思うのです。

その意味で、この問題を取り上げたのですけども、そういう意味での、ルール分の繰り入れだけでなく、もっとちゃんと繰り入れて保険税を引き下げるということを本当にやろうと思ったらできるのですよね。2,000万足らずの会計、繰り入れれば、この特定健康診査費用の部分の引き上げられる部分が引き下げられると思うのですけども、こういう形でやれば、ルール分を行政として一般会計から繰り入れれば、どれだけぐらいの引き下げができますか、金額掛ける人数で出てくると思うのですけども。

先ほども言いました、本当に年金から天引きするという、こんな過酷なことをやったらいけないと思いますわ、保険税も。今まで、未収の未済額、2億円からあるという方々、遅ればせながらも納めてきてられると思うのですよ。そういう方々を先に年金から天引きしてしまうのでしょうか。今回は、親戚の葬式やらいっぱいあって、支出がいっぱい払いたくても払えない、次の年金もらったときに払うというような、そういう人もおられると思うのですよ。それを、先に天引きしてしまうのでしょうか。そしたら、生活保護世帯の方が親戚の葬式にも行けないということが新聞に載っていたのです。お金がない。葬式にも行けない。そういう事態を、この年金天引きで国保税まで取っていったら、そういう事態が起こるのではないかという、私は思いがするのです。

先ほど言われた、普通徴収にすることができるというのは、全体の年金収入の2分の1以上でしょう。ということは2分の1まで取るのですよ。6万円しか年金をもらっておられない人の3万円を取っていくのですよ。残り3万円で食べよということになるのですよ。そういうところ辺まで、本当に皆さん、思われるのでしょうかね。国民年金しかもらっておられない方なんて、本当に私は大変だというふうに思いますよ、無年金の方もおられますし。今、国民年金の平均が大体4万6,000円ということが言われていますよね。そのうちの半分までは取るのですよ、税で。だから、江戸時代の年貢取り立てよりもひどいのと違うという、そういうことを思うのですけども、思われませんか。お願いいたします

す。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。3点あったかと思います。

まず1点目、インフラ整備の関係で、費用対効果をとということでございましたが、先ほどもご答弁させていただきましたように、インフラ整備、これは幹線道路整備や上水道、下水道などの整備費用でございますが、今回、平成20年度予算に計上しております基本調査の中で積算をして明らかにしたいというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、定住人数、これはどこを見て出したのかということでございますが、現在、村田製作所さんの方が2,700人余りの従業員がおられます。そのうちの700人余りが市に住所を有していただいておりますので、およそ4分の1強ということで、これを参考に4分の1という根拠とさせていただきました。

それから、普通交付税の件、75%、不交付なのでもらえないのに何で見ておくのだというような説明があったということでございます。これは、少し私の説明不足かも知れませんが、国の補てんはないけれども、国の制度といいますのは、今の企業立地促進法に基づく企業誘致については固定資産税の減免ができるということでございますので、この国の制度を指しておりますので、これに基づいて、今回、固定資産税の特例に関する条例ということで提案をさせていただいたものでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 後期高齢者に関しますご質問をいただきました。再度、お答えさせていただきます。

分納で年金から差し引かれると25人がぐらがおられるので、こういう予想から、今後、資格証明書を出すというものがふえてくると、こういうふうなことでどうするのかと、こういう話ですけれども、基本的には、やはり公平な観点から分納を推進していくということで、一定、そういうなじみの方には指導を行っている状況で、いわゆる長期の資格証明書の発行に至らないように、今後も努力をしていきたいと考えております。

また、後期高齢者に関します滞納に対する考え方でございますけれども、保険制度を運

営するにあたりまして、保険料は大変な財源でございます。保険料を納めていただいている方と納めていただいていない方との公平性を保っていくには、やはり滞納者への給付制限はやむを得ないという基本的な考え方は持っております。

しかし、先ほど申し上げていますように、資格証などの発行については、機械的に判定するのではなく、福祉的な観点も取り入れ、対応していきたいとも思っております。

こういったことで現在も取り扱っておりますけれども、後期高齢者に関します未納の部分、あるいは保険証の増嵩、こういうものに関しましては、財政安定化基金を創設されまして、その中での運営対応ということで、この中にも各市町村が加入しておりますので、そういった未納の部分を今後どのような形で徴収していくのか、こういう議論がまた始まると思いますので、それを見極めていきたいなど、こう考えております。

国保会計の方では、厳しく税率を1, 832円ほど調定ベースでは上げさせていただいたのですけれども、その観点につきましては、やはり医療費の動向を見極め、その中で税率を定めたものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、この中でも言われました、特定健診の繰り入れを一般会計の中で対応ということでもあります。そういったことに関しましては、国民健康保険につきましては、一応、ルール分、それから、ルール外ということで予算措置をさせてもらっています。

特に今年度、特定健康診査が義務化されまして、国民健康保険なども多額の影響が出てくるという予測がされました。その点におきまして、いわゆる特定健診につきましては、予算書を見ていただくとわかると思いますけど、特定健康診査等事業費の予算が5, 416万円の部分で、個々については、基準額に基づきます3分の1で581万6, 000円、あるいは県も同様でございます。また、諸収入については、40歳から64歳の方の部分として負担金をいただくと。それ以外につきましては、一般財源で3, 937万8, 000円ということになっております。

その中で、こういった保険税の部分の値上げ、苦渋の選択をした中で、やはり一般会計から、そういった福祉の面からあわせまして、一般会計からの繰入金金を2, 416万9, 000円、あるいは保険税では、1, 520万9, 000円という形の中で負担の軽減を図ったものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、介護保険会計につきましても、一般会計からの補てんといたしまして、141万円、保険料の方では214万4, 000円ということで、一般財源が355万4, 000円出ておりますけど、そういった対応、あるいは、一般会計においても税等で賄うという

ことで、苦慮して予算編成に努めたところでございます。

厳しい財政状況が続きますけれども、医療費の適正化に向けて、保険料を軽減できる体制づくり、介護予防等に力を入れていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

終わります。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 野並さんの質問は多岐にわたっておりますが、中でも特に後期高齢者医療広域連合の問題ですが、おっしゃるように、結論から申し上げまして、やはり今までの国民皆保険のあり方からいえば、今まで保険料を納めなくてもよかった高齢者の皆さんが非常に高額医療を費やしておられる、こういう実態があるわけです。だから、若人の、いわゆる保険がそのことによって侵されているという部分が出てまいっておりますので、全体的に見れば、後期高齢者だけを別に扱って、仕組みとしてつくったと。これは非常にいいことだと思うのですよ。

ところが、今おっしゃるように、個々を分析していくと、まだまだ不十分なところがあることは我々にもわかっております。だから、その面については、国に対して是正をするように、あらゆる団体を通じて要望はいたしております。そういうことで、先般の近畿の市長会においてもかなり厳しい意見が出て、トータル的には今までよりも公費を余計かけないといけないのと違うかなというような部分も出てまいっております。それは、立ち上げの段階ですから、これからいろんな是正がされるであろうと思っておりますし、もっとやっぱり、おっしゃるように、国からいろんな面での手厚い支援をして、制度を確実なものにしていかないといけないと、こんな思いをいたしております。

そこで、特におっしゃる資格証明の問題なのですが、これは、かなりやっぱり県下でも厳しい問題が出てくるのではないかと、我が野洲市だけの問題でもないと思っております。だから、いろいろと分析をしまして、段階別にいろんな分析をして、その中でどうしていくのだと。できるだけやっぱり資格証明は出さないように、安心して医療についていただけるような方法を考えるべきであろうと、こういうふうな議論もされております。

私とその議会の議長を預かっているということですが、これは議長の権限ではないのです。それは議会で審議するだけのことで、やはりそれは執行部の方で、あるいは、もっと県の指導というよりも支援が、私は必要ではないかと、こんなふうにも思っております。これは私の私案なのですが、もともとから私は、国民健康保険も県域一本でやった

らどうだという言い方をしてまいりました。ということは、それぞれの市町村ごとに格差があるのですね。保険税の問題1つにしても高い安いがあるし、給付の問題にしても高いところと、やっぱり医療費の安いところがありますから、これを県一本でやった方が、やっぱり被保険者としてはいいのではないかという思いを持っておりましたので、今、後期高齢者だけがこうして県下で一本でやっていただけるということは非常に前に進んだ施策ではないか、こんなふうに思いますのと、もう一点、広域連合じゃなしに県の事業としてやっていただきたい、こういう思いも持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 企業を誘致して、さまざまな減免策をとられて、インフラ整備等の費用対効果は、24年度調査と言われましたか。

（発言する者あり）

○16番（野並享子君） 20年度調査。今年の調査で明らかになるということで、これ、いつ出していただけるのでしょうかね、結果そのものは。

それが1つと、後期高齢者の部分は、これはもう本当に撤回しかないと思います。いい制度といっても、75になった途端、上限が決められるのですよ。今まで診察室に来ておられて、75歳になられた途端、「あなた、もうこの診療できない」と言わなければならないのですよ。

以上、こういう実態があるということです。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） インフラ整備の関係、いつ明らかにするのかということでございますが、先ほども申し上げましたように、現在、計上しております平成20年度予算でお認めをいただいて、あと、新年度に入って基本調査にかかるわけでございますので、年度内にはというふうには思っておりますが、できるだけ、私どもも企業誘致に努めたいということでございますので、できれば早い機会にまとめていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、第7番、川口東洋君。

○7番（川口東洋君） 7番、川口でございます。

議第7号について、お尋ねをいたします。

私は、かつて環境審議会に参加をいたしておりまして、本条例の提起に対しましては大いに期待をしておったところでございます。そこで、本条例の中で、市長はこれまでどうか、前回の私の質問に対しまして、協働のことについて質問をいたしました。そのことは、市政を進める上で第一の大切なこととしてとらまえて、これからも一体となって市政を進めていきたいという旨の表明を、お答えをいただきましたのですが、ただ、今回提案されております第7号の野洲市生活環境を守り育てる条例についてでありますけれども、本文中で、今述べましたが、協働ということを大切に市政を進めていきたいというふうに言っておられた市長の意思、いわば条例になりますと、市はどうか、「市長は」ということで言葉の定義があるだろうというふうに思っていたのですが、それがなかなか見出せない。第一のポイントとしてとらまえて市の施策を進めていくという市長の心はどこに込められているのかということを探るものであります。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの川口議員のご質問にお答えいたします。

今回、野洲市生活環境を守り育てる条例を提案させていただいているわけですが、これの上位の条例といたしまして、先般の議会の方でご審議いただきましたまちづくり条例、それから、野洲市の環境基本条例というものがございます。こちらの方を上位概念として、協働でありますとか、市の責務につきましては規定しておるところでございます。

例えば、具体的に環境に関する市の責務につきましては、野洲市の環境基本条例の第4条の中で規定してございますし、また、同条例の第7条において、市が行うべき基本的施策について規定してございます。ですので、今回の野洲市生活環境を守り育てる条例では、改めて市の責務を規定しておりません。

なお、本条例案におきましては、行政というような立場を対象としてとらえるよりも、環境に影響を与える行為を対象としてとらえるという考え方をしておりますので、市の行政当局も、その行為によりましては、本条例の案の中では事業者や土地の所有者ということで、本条例案の各規定の対象となり得るものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 川口東洋君。よろしいですか。

次に、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 議第7号について質問を行います。

今回の条例は、提案説明にもありましたように、これまでの市条例の全面的な改正であ

ります。それで、今回の内容につきまして、大きく分けまして生活環境の保全と地質保全の2点から構成されていると思います。また、罰則規定を盛り込んだことが大きな特徴と言えます。同時に、条例案は、基本的に上位法や滋賀県公害防止条例の定めのない課題について、いわゆる横出し規定が主な内容だと思います。

具体的には、条例改正したのも含めて、滋賀県が制定した公害防止条例にない油類の課題、また、その他、動物の問題など新たな内容を盛り込んでいます。それはそれでいいのですが、課題、問題点もあり、質問を行います。

条例案には、当初、市段階で議論されてきました地下水汚染や土壌汚染に関する防止と改善、対策に関する具体的な項目がありません。これについては、県が公害防止条例で規定したため、市条例に盛り込む必要がなくなったという説明を受けています。

しかし、ご承知のように、野洲市を含めた湖南地域は開発地域でありまして、企業進出や住宅開発が加速してきた地域であります。これまで、地下水における四塩化炭素の汚染や、企業での土壌汚染が絶えず発生しています。ですから、野洲市にとって、ある意味、重要な課題が土壌汚染対策なり、地下水汚染の問題だと言えます。

そこで、1点目に、地下水・土壌汚染における予防と対策を条例に規定する必要があると思います。もちろん、市内での地質汚染の発生及び予防に対して県条例で規定されており、地下水や土壌汚染の際、対策・対応は県条例にゆだねます。しかし、市の責務として、有害物質使用の企業や汚染発生の企業に対する野洲市独自の対策も必要と考えます。つまり、県条例にはない地下水・土壌の汚染発生における汚染源特定の実施義務や、あるいは有害物質使用企業での汚染発生時に、例えば事業敷地内に、市として観測井戸設置や土壌汚染検査を行える権限規定の定めなど、これらは相次いで地下水汚染や土壌汚染が発生する野洲市をはじめとする湖南地域では特に必要ではないかと考えます。

この点について、これまでの議論なり、必要性は認識されなかったのか、検討されたのか、お聞きいたします。

2点目に、この関係で、第3条に、市長は環境を保全するために必要があると認めるときは事業者と環境保全協定を締結するとしています。1点目に、環境保全協定は、いわゆる公害防止協定と同意語として理解していいのか、2点目に、公害防止協定とするならば、これまでから公害防止協定は締結されていますが、本条例制定後、どのような内容、性格の公害防止協定の方向になるのかをお聞きいたします。

第3点目に、これが大事な点であります。この公害防止協定は、条例案の文言では任

意規定であります。つまり事業者への締結の義務付けとはなっていません。言葉をかえれば、協定締結のお願い規定であります。公害防止協定の果たす役割は大きく、この公害防止協定の締結及び必要な協定事項については、条例で義務規定として位置付ける必要があったのではないかと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 小菅議員の野洲市生活環境を守り育てる条例についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点の地下水・土壌汚染における野洲市独自の予防及び対策についてのご質問ですが、野洲市生活環境を守り育てる条例では、市独自の規制として油類による地下水・土壌汚染防止を規定しておりますが、油類以外のカドミウム、四塩化炭素等の有害物質による地下水・土壌汚染の予防及び対策については、滋賀県において県公害防止条例の改正が行われたため、これらに対する対応が可能となっております。したがって、有害物質による汚染の予防及び対策については、滋賀県と協力して対応してまいりたいと考えております。

2点目の、環境保全協定についてのご質問ですが、環境保全協定の目的は、市及び事業者が積極的に協力して地域住民の健康と快適な生活環境を守ることを目的としており、単に公害発生を防止するのみならず、事業者自らが社会的責任を認識し、積極的に環境保全活動を実施することや、地域社会との交流を深め、地域の模範となるよう努めることを求めているものでございます。

本条例案が制定されれば、新たな規定を踏まえて、それぞれの環境保全条例の内容を見直していくこととしておりますけれども、その際には、公害防止にとどまらず、地域社会及び事業者の相互理解が促進されるような規定内容とすることを考えております。

3点目に、環境保全協定締結の義務化についてでございますが、環境保全協定という手法は、先にご説明しましたとおり、当市の事業者に対して法律や条例を守るといった当然の義務以上に、社会や地域社会の一員として、より環境保全意識を高めていただくよう市が働きかけていく手法と考えております。したがって、市及び事業者の相互信頼のも

とで協議し、締結されるものと考えており、義務化規定はそぐわないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） そしたら、もう一度質問させていただきます。

さっき言いましたように、とりわけ本市の場合、湖南地域、ある意味、県下全体かもわからないですけども、地下水あるいは土壌汚染が大きな課題、それは部長も否定していないと思うのですけども、例えばこの間の四塩化炭素の地下水汚染は、当然、いまだに汚染源や根本的な対策が私はできていないと思うのですね。また、今回、先ほど質問がありましたように、企業立地法に基づくIT産業の誘致、集積という点では、やはり法律上位法があるといえども、企業特有の汚染や公害発生は否定できないと思うのです。だからこそ、県条例があるといえども、やはり市独自で、言いたいのは、独自性をもっと発揮できるような体制を市として確立しておかないといけないと思うのです。

確かに、さっき言われましたように県条例が改正されまして、地下水汚染の未然防止、あるいは地下水汚染の早期発見と改善、土壌汚染の改善、この3点が、主に県は条例の改正に盛り込んだと言っておられますけども、しかし、県条例にゆだねるということは、先ほど答弁で、県と協力しながらやると言われましたが、やはり市独自の問題で、別に県の、これ、言葉をかえれば、県主導で、野洲の意向は、本当に対策が反映されるのか、そこを疑問に思っているのです。もっと言葉をかえれば、私、今回、県条例が改正されましたが、これまでの四塩化炭素の問題でも、本当に県は積極的な対応をしたのかというと、必ずしもそうではないですね。

栗東のあの問題でも、やはり県は、市も含めてですけど、住民から強く要望されて重い腰を上げると、そういう現状ですので、だからこそ、市条例にこの種の問題を位置付けて、県の後追いということではなく、市独自として対応できる体制を条例で整えておくべきだと思うのです。

今言いました指摘に対して、県との関係で本当にやっていけるのかどうか、改めてその考えをお聞きしたいと思います。

それと、公害防止協定ですけど、もちろん企業には社会的責任がありまして、当然、市と企業は相協力して、していくわけです。ことさら信頼が大事であって義務化はそぐわないと言われましたが、しかし、そういうことを言っていれば公害なんて発生しませんよ。だから、基本的には法律、条例がある。それをより実効性を高めるために公害防止協定が

各市町村、野洲市もそうですけど、協定が締結され、より確実なものにしてきたという歴史的な経過があるわけです。そういう意味で、私は、本当に企業が法律、条例を守り、そして意識を高める上で、この公害防止協定、野洲市の場合は環境保全協定ですか、そうなるわけですけども、重要だと思うのです。だから、締結は努力規定ではなく義務規定にすべきだと思うのです。

これ、全国的にも協定締結、義務規定としている自治体、結構多いのです。だからこそ、やはり先ほど言われた、この種の問題は単に、当然、企業は社会的責任がありますが、信頼だけでは対応できない。だから、義務規定にすべきであったのかなと私は思っているの、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの小菅議員の再質問にお答えいたします。

まず、県との関係でございますけれども、先ほどちょっと四塩化炭素を例に出されましたので、そこに即して述べさせていただきますと、今回、四塩化炭素の件につきましては、ご指摘のとおり、まだ調査対策の途中でございますけれども、例えば現地調査等につきましては、私どもも県と一緒に立入調査をさせていただいておりますし、また、モニタリング調査につきましては、滋賀県の方で、平成2年度から継続して実施していただいておりますので、市もこれに協力してやっていくという形でやっております。ですので、県と市が協力することによって対策を打っていくという形を引き続きやっていきたいと思っております。

なお、先ほどから申しておりますように、県の方でも条例を強化され、より一層取り組みを強化される形になっておりますし、今回、市としても、先ほど来言っておりますが、例えば油の漏れなんかにつきましては、市の方で独自にやろうということで強化させていただいておりますので、県と市が協力して、より一層、環境の改善にあたっていくという体制は着々と進んでいるかと思っております。

それから、協定の義務化でございますけれども、これにつきましても、義務か任意かというところに非常にご質問をいただいているかと思うのですが、私どもとしましては、義務にさせていただきたいところは、今回の協定でも、先ほど、他の市では定めておられない地質という言い方をして、その汚染について定めたりしておるわけですけれども、そういった形で、義務化すべきというふうに考えておるところは義務化しているつもりでございます。努力規定として、各企業にぜひ取り組んでいただきたいというところを、その協定で進めていきたいというふうに考えておりますので、先ほど来申しておりますとおり、施

策を進めていく手段の中で、いろいろな手法があるということは、決して低い方向、低きに流れて、より緩くしていく方向にしているわけではなくて、今回の条例の中身を見ていただくとおり、より厳しくしていく方向に全体としてはありますので、その点、ご理解いただければというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） やっぱりこの種の問題は、行政の姿勢が問われていると思うのです。今、部長が言われました市独自で立入調査権があるのかないのか、当然ないと思いますよね。だからこそ、やはり市独自で、必要な部分については条例で網羅すべきだったと思うのですよ。県と協力、協力と言われますが、先ほど言いましたように、これまでの県の対応を見ると、必ずしも積極的でなかったという面、私、多々思っておりますので、そういう意味で、やはり市独自の対策、対応をしておくべきだったと思います。

それと、公害防止協定ですが、これも先ほど話がありましたように、今、企業立地を進めようとしておりますが、例えば、山形県の長井市というところがあるのですが、ここの市では、長井市企業立地促進条例というのを制定されているのですが、企業誘致に対して、単に企業誘致の条件でなく公害に関することも、誘致に関してその条例で、規則で規定してられるのです。そこの条例施行規則の第9条に、指定事業者というのは誘致を承認した、指定したという企業のことですけれども、「指定事業者の承認を受けた者は、市長との環境保全及び公害防止等に関する協定を締結しなければならない」、ここまで規定されているのです。こういう自治体もあります。あるいは、例えば富山県ですか、高岡市の公害防止条例を見ましたら、これも第7条で「市長は公害の発生するおそれのある工場等を既に設置している事業者、または新設し、もしくは増設しようとしている事業者と、公害の未然防止に関する協定を締結するものとする」。事実上、義務規定ですね。あるいは、枚方市の条例は、これも第15条で、結論的には「市長は、事業者と公害防止協定を締結することにより、生活環境の保全を図らなければならない」。姫路市の場合は、「公害防止に関する協定の締結については、市が求めた場合には応じなければならない」です。長野県の箕輪町ですか、ここも、「工場もしくは事業所を設置している者、または設置しようとする者は、町長が公害の防止のために必要があると認めて要請したときは、公害の防止に関する協定を締結しなければならない」。多くの場合が、やはり法律なり条例なりを実効あるものにしていくために公害防止協定は重要に位置付けているのです。

そういう意味で、先ほど言いましたように、社会的責任はもちろんあります。双方の信頼ももちろん必要です。しかし、やはりこの協定というのは最も大事なところでありまして、私は義務規定にすべきであったのではないかと思います。一番はじめに言いましたように、山形県の長井市においては、企業立地に関する促進条例の中でもここまで決めているわけでありまして、行政の姿勢が大いに出ていると思うのですが、今回はもう、これを提案されていますが、今後、検討の余地はないのか、あるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） まず、市独自の体制をつくるべしというご指摘をいただきました。おっしゃることはよくわかります。今回の条例におきましても、新たに環境保全項目を規定してございます。主なものを申し上げますと、例えば工場、事業所の騒音及び振動の規制、それから夜間騒音の規制、油類の流出事故の防止、放置自転車対策、ごみの投棄禁止、飼い犬のふんの適正処理、工場、事業所における油類による地下水及び土壌汚染の防止、埋め立て等の土砂等による地質の汚染の防止などに関する規定を設けてございます。

また、こういった事項に対しまして、それをより確かなものとするために罰則規定を新たに設けておりまして、その改善命令等に違反した者に対しまして罰金等を科すという形になってございます。まさにこういった形で、市独自の対策を打つためにこの条例を制定したいということでご提案申し上げているので、ご審議をいただければというふうに思っております。

それから、2点目の公害防止協定でございますけれども、これも、先ほど来申しておりますが、もちろん公害を発生させてはいけないということは当然でございます。法律をはじめ各種条例で規定しておるところでございます。言葉にこだわるわけではないのですが、私どもがここで目指しております協定というものは、公害防止はもちろんなのですが、より積極的に企業さんの社会的責任でありますとか、地域の一員としての企業といった立場の面から、企業の意識をより向上させていく手法として、私どもは、環境協定というものに、ぜひ各企業さん、参加していただきたいということで盛り込んでおるものでございます。

ですので、何か一定のラインを設けて、そこを底上げするとか、そこをクリアすればという考え方のものではないので、そういう意味では、義務化をしていくというよりも、よ

り高きを目指して、そこに参加していただくという考え方で設けておる規定でございますので、先ほど来申しておりますように、市と事業者が協議していく、その上で締結していくという形で進めさせていただきたいというふうに考えてございまして、義務化規定としてはそぐわないというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、議第21号から議第32号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。その順位は、お手元の議案質疑一覧表のとおりであります。

まず、第9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 9番、本田章紘でございます。

議第21号平成20年度一般会計予算中、款7商工費、目2商工振興費、4の商業支援事業費の中小商業活性化促進事業補助金2,000万円についてお尋ねいたします。

本予算については、毎年2,000万円の補助を5年間行い、総額1億円の補助を行う事業であると確認しています。しかし、本件については、議会への説明資料として何らの添付もなく、また、説明もなく、その根拠となるデータも提供されないことから、全く不透明であります。財政悪化の折から、各種の福祉事業や教育事業に大変厳しい予算策定を行いながら、何の目的で、誰に対して1億円もの補助を行うのか、下記の項目についてお尋ねいたします。

1番目、補助対象となる事業の詳細はどのような内容であって、いかなるものであるのか、お尋ねいたします。すなわち、どのような内容に対して補助を行うのかということでもあります。

2番目、対象となる補助事業は、誰が実施するのか。

3番目、いつこのような事業の審議と決定が行われたのか、お尋ねいたします。

4番目、中小商業活性化とするならば、補助金として渡すのではなく、低金利での貸し付けが妥当と考えますが、補助金とした根拠、すなわち判断基準であります。お尋ねいたします。

5年間で1億円を補助するとした根拠。

6番目、補助事業が実施される場所はどこであるのか、お尋ねいたします。

7番目、本計画書、すなわち補助金を出すと決定したときの計画書の議会への提示を求

めるものであります。すなわち、この補助事業はイオンの進出に絡んでいると、このように聞いておりますので、影響を受ける範囲や度合い、活性化の方法等についてどのような計画書が策定されていたのかということでございます。

8番目、補助金を与える事業を実施する責任者は誰なのか。

9番目、補助対象の先が企業であるならば、行政が一般企業の債務を代理弁済するような行為ではないかと判断いたしますが、当局の見解をお伺いいたします。

10番目、このような巨額の補助金が議会への計画書の提出や説明もなく、計画や目的が不明瞭なままで、なぜ予算計上されたのか、当局の見解を求めます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの本田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、補助対象事業の詳細についてですが、本事業は旧中主町地域への大規模店舗の出店を契機として、地域中小商業の活性化を図ろうとするものです。

これまでの旧中主町地域は、大津湖南の他市に比べまして、消費購買層の域外への流出が顕著でございましたが、平成19年11月開店の大規模小売店舗によりまして、逆に消費購買層の域外からの流入をもたらしてくれているものと実感してございます。

この大規模店舗が持つ地域への集客能力を十分に活用しまして、地域商業者の経営安定と地域の振興につなげようとする事業を支援しようとするのが今回の中小商業活性化促進事業でございます。

中小商業の活性化につながる補助対象事業として現在考えておりますのは、地産地消の促進や地域情報の発信等で、新たに進出してきた大規模店舗ではまねのできない、これまで地域で商業を営んできた者ならではの、住民の視点に立つ細やかなサービス提供等を実施してもらい、地域の商業を盛り上げてもらおうと考えておるものでございます。

2点目の、補助事業実施主体につきまして、地域の商業事情を熟知する中主商工会が適当であると考えております。

3点目の、事業の決定時期につきましては、中主商工会とは大規模小売店舗の進出受け入れに関連し、地域商業を支援するための協議を重ねる中で、地域商業の育成を目的とした既存商業者への店舗新築に対する利子補給事業等の各種支援事業を実施してきたところでございます。こうした支援策の検討の中で、大規模小売店舗の集客力を生かして、既存商業の活性化を図る方法として事業の可能性を検討してまいりました。

具体的には、中主商工会では、平成18年度に地域商業施設設置検討委員会を設置され、

そこで地域商業施設設置基本構想を策定され、平成20年度の事業化に向けて、現在、具体的な事業計画の検討を進めておられます。

4点目の、補助金とした根拠につきましては、地域経済団体である中主商工会が主体となっていく地域活性化事業でありますので、これへの支援の手段として補助金としたものでございます。

5点目の、5年間で1億円の債務負担行為を提案させていただいております、その根拠につきましては、現段階では、先ほど申しました地域商業施設設置基本構想をもとに計上させていただいたものでございます。

また、5年間の分割といたしましたのは、市の財政の負担を平準化するためでございます。

6点目の、事業場所については、決定ということにはなってございません。

それから、7点目の計画につきましては、先ほど言及いたしました地域商業施設設置基本構想を提示させていただきます。

8点目の補助事業の責任者についてですが、これについては、当然のことながら、中主商工会に補助事業の実施主体として責任があるものと考えております。

9点目については、商工会法第6条第1項で、その事業の公益性が明記される商工会の事業に対する補助と考えておりますので、ご質問のような問題はないものと考えております。

最後になりますが、今回の事業は、先ほど来、説明しております目的に対して補助を行うものでございまして、地域の中小商業の活性化を目的に予算計上させていただいたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 1億円もの補助を決定する中で、計画書すら提示されていないとはいかなることなのでしょう。

先ほど、他の議案質疑の中で、高齢者の皆さんは本当に福祉事業も縮小されながら負担のみがふえていく、まちはなぜ支援ができないのだという一方で、わけのわからない補助金として1億円も出す。このようなことが決定されて、本当にいいものなのでしょうか。我々は何らの情報も示されていないわけです、過去。場所も決定していないとおっしゃっていますが、既に中主商工会においては、商業部会に対して募集まで行われたと。出店者の募

集が行われたと。これが場所も決めていない、中身もないというような行為なのでしょう。既に一定の絵がかけていて、そこに対して1億もの補助を行う、このような判断をせざるを得ない状況下にあるのじゃないですか。もし担当部長が情報を何も持っていないとしたら、これはゆゆしきことである。なぜ意思決定したときの計画書等が我々に示されないのか。早急に提供していただきたい。絵のないものであれば計画性も乏しい、内容も乏しい、このように判断するところから、今予算については撤回すべきものじゃないかと。もしくは、計画が煮詰まるまで凍結すべき内容ではないかと判断するのですが、市長に見解を求めたいと思います。

例えば、今言われている地先で新しい何かをつくって、そこに入店して、地産地消の販売等をやったら、これ、競合するわけですね。いずれ地産地消というのは野菜やそういったものが中心になるでしょう。イオンという企業を誘致して、莫大な借り入れを行った工業団地の借地料から利子や元金の償還に充てていきたい、このような政策で行われたことであるはずなのです。イオンが頑張っただけで営業を続けてくれなければ、その絵は崩れていくわけです。ましてや隣には魚忠というスーパーがあります。競合するような地産地消のものをそこで販売したら、これも活性化にはならない。足を引っ張ることはあっても活性化にはならない。また、そういった施設に補助金を与えても、地元の小さな商業者が、2店目の店舗を出店することなどとても無理だろうと。そこで利益を上げていくなど到底及ばないことです。そういったことのために1億円もの補助金を渡して、それは返さなくてもいいよと。本当にこれが行政評価システムを運用して厳しい査定を行っている行政の行う事業なのでしょう。事業に入る前に計画の評価をしていただきたい。決して高い評価はないはずですよ。

今、商工会の中でも、この事業についていろんな情報が流れているのではないのでしょうか。大変厳しい見方をしますと、商工会はトンネルの感じである。新たなる何らかの企業を起こして、そこが建物を建てて、そこに補助金を渡すと。こういった内容ではないのですか。これは、私もはっきりしたデータがありませんので、計画書等をいただいておりますので、いろんな方にお聞きする中での情報なのですが、もしそうであったとしたら、これは大変なことです。

本来、地元商業者の活性化を図るといっているのであれば、商業者の方は低金利でいい、融資でいいのだと。直接自分たちにお金を渡してほしい。そして、自分たちで独自に工夫していく。当初はなかなか利益も出ないだろうから、5年間ぐらいの据え置きの猶予期間を設

けていただいて、利益を出した後に返還していくと。こういったことであれば、より多くの方が参画できると。まさにそうだと思うのですよね。地域の小さなお店が2号店を出して、人を投入して、新たに利益を得ることなんて、これは今の時代、難しい。今ある店を何とか工夫して、独自性を出していく、その支援をすることが行政の責任じゃないですか。どう見ても、今の補助金の支給方法、内容、これは妥当性のあるものではありません。

特に、今使われようとしている土地は借入金の一部の土地ですよ。29億ほど残っている残金の一部です。もしここを無償で提供して、そこで補助金を出して、地域活性化が行われるというようなことであるならば、これはもってのほかであろう。全く目的が違うのじゃないかなという推測すら成り立つわけです。このことについて、部長としてどのような情報のもとで予算を計上し、決定されたのか、改めてお伺いします。

それから、中主商工会と野洲商工会というのは、この5年間の間に合併を目指しているのじゃないですか。ですよ。1年後です。そうしますと、このような内容というのは、合併協議会の中でも議論されてきたことなのですか。情報がそれほど公に出ているのでしょうか。このことについて改めてお伺いします。

やはり地域が活性化していただかなきゃいけないということは大事なことです。そして、イオンの影響があるというのは随分早くから言われておりました。そしたら、担当部局として、イオンの影響がどれぐらいあったのか、各商業者に、対前年同月比の売り上げぐらゐの確認はされているのでしょうか。

また、イオンの売り上げがどのような状況になっているのか、もくろんだ売り上げになっていっているのか、確認されているのか、その2点について質問いたします。実態はどうであるのかのデータもあわせてご答弁願います。

それから、もう一点、自営業者が自らの知恵と工夫で新しい方向性を求めて努力していく。それをソフトの面からもハードの面からも支援する事業、これこそが本当の地域中小商業者の活性化だと思うのですけども、そのことについて見解をお尋ねしたいと思います。

以上。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 再質問にお答えいたします。

大変多数のご質問をいただきましたので、答弁漏れがありましたら、またご指摘いただければと思いますが、まず、私どもが答えるべき問題、それから、商工会の方でご検討いただくべき問題とか、多岐にわたっております。

まず、商工会の方の話から始めさせていただきたいと思います。

まず、出店等の募集が行われたのではないかとのご指摘がございました。これについては、私どもとしては、商工会として、会員の方々に事業についての意向をお聞きになったというふうに聞いてございます。ですから、まだ具体的な出店の募集をきちんとされたという話ではないやに聞いてございます。

といいますのは、先ほどの1回目の答弁の中でも少し触れましたけれども、現在、構想を商工会の方がつくられまして、19年度にそれを具体化した計画をつくっていくということで段取りをされておったのですが、イオンの出店が、先般の議会等でもご説明しましたが、遅れておりました影響もありまして、商工会の中で具体的な詰めを、まだ作業としてされておるやに聞いてございます。その中の一環としまして、例えば出店の募集というよりは、会員の意向の方をお聞きになられたということで聞いてございます。

それに関しまして、イオンの出店の影響調査というところもご質問がありました。これにつきましても、イオンの出店が遅れました影響で、例えば、今回、議案で出しております中で、イオンの出店の影響調査を商工会がする補助費を見ておったものを補正で落としております。つまり、出店が遅れた影響で今年度内の執行が難しいということになっておりまして、具体的な数字がきちんと出た調査という形では、まだされておりません。これにつきましては、当然、商工会と共に、私どももイオン出店の影響の把握に、これから努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、合併の話でございますが、まさに合併に向けて進めていこうということで、両協議会で文書を交わされまして、うちの市長もそこへ立ち会いという形で進めておるところでございます。

今回のこの補助の対象として念頭に置いています事業につきましては、先ほど来申し上げておりますように、大規模小売店舗の出店を契機とした事業でございますので、中主商工会が中心となって検討いただいております。行く行くは、当然、合併をして1つの商工会になることでもございますので、合併後も、当然、これ、事業をやるのですと、その効果は継続していくようにしていただきたいと思っておりますし、合併の際にも、この事業について協議をしていただきたいというふうに私どもは思っております。

ただ、協議会で、今のところ具体的に議論されたということは聞いてございませんので、今後、議論されるのではないかとというふうに期待しておるところでございます。

それから、今度は行政の方の話にまいりたいと思います。

先ほど来、こういった計画に対して補助金を付けるというのがよろしいのかということでご指摘をかなりいただいておりますけれども、まずそもそも論としまして、今回、予算計上させていただいておりますけれども、役所としては、これは制度をつくるもの、こういう補助金の事業をつくるということでご提案させていただいております。一般的に申しまして、その事業制度をつくる際には計画というのはできておりませんで、制度ができまして、それに乗る計画をつくっていただくということが順序かと思っております。

今回の場合は、当然、ある程度具体的に念頭に置いているところはございますから、そこで、今、具体的な計画をしっかりと練っていただいているやには聞いておりますが、事業計画そのものがないと制度ができないということではないかと考えてございます。

例えば、先ほど来申しております今制度も含めて、イオンの出店に伴いましてかなりいろいろな支援制度をつくっておりますが、ほとんどは、具体的に計画がまず持ち込まれて制度をつくったというものではないかと思っております。例えばバリアフリーにするための店舗改装等に対する支援などにつきましても、私どもが制度をつくりまして、こういうことを率先してやりませんかということで、商工会を通じて市としてのねらいを申しまして、そこに応募してこられているわけです。ですから、これは、行政がつくる制度でございまして、行政として目的を明確にして、こういうものを支援するというのが一番大事かと思っております。その目的について、先ほど来からご説明しているつもりでございまして、その対象の事業の詳細がどうこうという話は、また少し違うご議論かなというふうに考えてございます。

それから、その1つの支援のあり方として、融資というものがあるじゃないかというご指摘がありました。これは全くごもっともで、今回は補助事業という形で提案させていただいておりますけれども、地域の商業の活性化に対する支援というのはいろいろなやり方があるというのはご指摘のとおりかと思っております。これまでも支援しておりますし、今回の20年度予算案の中でも、例えば経営の診断をしたいとか、いろいろな中小企業の支援に対して、商工会に対して補助金を計上させていただいておりますところでございますし、この補助事業だけが商工会への支援ではないというのはご指摘のとおりでございます。

ただ、今回の場合、補助事業という形で支援させていただくというのが、先ほども申しておりますけれども、適切ではないかというふうに考えております。これは、行政としては融資や、他にも規制の緩和や、税務や、いろいろあるわけですが、今回の場合、商工会を中心として、地元の方が取り組むのに、支援のあり方としてどうあるべきかとい

ったときに、こういった事業の場合、ある一定のリスクがあるわけで、そこを行政として支援していくあり方として、まさに補助という形で後ろから応援してあげているという形をとりたいということでご提案申し上げているものでございます。

それから、その意味で、一番最後に言われました事業者自ら行うべきというのは全くもったもたございまして、これは、あくまで私どもはこういう制度をつくって応援していくということを、今回、議会に諮らせていただいておりますが、事業そのものは、事業者自らがやっていただくということで、先ほど来、事業主体は商工会というふうに申し上げておりますが、商工会自ら、まずはやっていただきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、土地についてご指摘をいただきました。

借入金の一部としてつくられた土地であってということでご指摘をいただいておりますが、この土地を貸す話につきましても、まだ詳細を商工会の方と詰めてございませんので、先ほど、場所を決定していないという答弁をさせていただいたかと思いますが、本田議員がご指摘の場所は、多分、イオンに隣接したあの市有地のことだと思いますが、そこを貸していただきたいとか、貸す条件をこうするという形での交渉は、まだ商工会と交渉に入っていない段階でございますので、先ほどいただきましたご意見を踏まえて、また交渉もさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 細部にわたるご質問をいただきました。ただいま、部長が答えたとおりでございますが、ただ、撤回をすべき、凍結すべきという言葉がございましたが、私は、議会に提案を申し上げておりますので、撤回をする気持ちはございませんし、凍結という言葉は、置きかえれば、本田さんからは凍結とおっしゃるけど、我々が執行する際に、予算の執行停止をする場合は、権限はございます。そこまでのお答えとします。

そもそも論がございまして、今、そのそもそも論をここで私が説明をするということになると、ある意味では弁解に聞こえるかもわかりませんので、それは取りやめておきますが、1億円に決めたというところも、やっぱりこれはそもそも論なのです。だから、それがずっと尾を引いてきて、今ここで結論を出すべき時期に来ていると。これは商工会自身の問題でもあろうと思います。だから、それは1億円の債務負担行為をお認めいただくというのですが、これは上限なのです。必ず1億出すと言っていない。3,000万ぐら

いの事業で終わったら、それに適格する事務費等を除いた額の補助金を適正に交付をしていく、こういうことをございますので、1億円というのは、そういうそもそも論から来た1億円でございまして、決して我々、1億円100%出せるものとは思っておりません。そういう意味でご理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 暫時休憩。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時31分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 影響度の調査もしない、内容もわからない、絵もかけていない、どんな事業かも全くわからないというところに、当年度、いや、失礼しました、平成20年度、2,000万円ものお金を差し上げましょうと。これはどういうことなのでしょう。財政事情が厳しくて、市長自ら厳しい財政改革を行っていらっしゃる自治体としてあるべき姿なのではないでしょうか。

先ほど申しあげました凍結であるとか、撤回であるとか、それでは修正されませんかということです。本来ならば、やはり事業者が自らの責任、負担として、より借りやすい環境をつくっていただいて、それを元手に事業を広げていく、そして、イオンや周辺商業者がお互いに集客力を高める、そこに参画する商業者は一部であってはならないのです。全体の商業者でなければならない。今、行われようとしていることは、本当に一握り以下の商業者に対する施策としか聞いていないのです。部長も多分ご存知のはずなのです。そういったことでは、決して地域はよくなりません。

だから、補助金という形で出しますと、自分たちは負担しなくていいから、とにかく誤解と使い方を間違え。やはりいろんな事業を行うときは厳しい査定があるわけでしょう。行政評価システムの運用があるわけです。そしたら、やはり支援するときも、その事業が本当に効果を出す事業なのか、また、それが地域の活性化につながるのか、査定すべきじゃないですか。

イオンの出店によって歳入は1億1,780万9,000円あると予算書にも書かれています。その中の金利部分の返済として使われるのが5,165万ですね。残りが元金の償還に使われていって、少しずつ借入金が減っていくと。こういった施策で29億をカバ

一しようと思いますと大変な年数がかかる。その間、イオンには、やはりあそこで頑張っていたとというのが今の施策の方向性だろうと思う。誘致した行政としての一定の方向性であるはずなのです。そこに競合するような施策を持ってきてはいけないわけ。それも、無償で土地を提供するなどということがあってはもってのほかだと。

地域の商業者の皆さんが本当によっしゃ、頑張っていこうやないかと。例えばお菓子屋さんであれば、こういうお菓子をつくりたいのだけど、少し設備投資が要るのだ、貸してほしい、それも非常に有利な形で貸してほしい。こんなことが言われるような施策を展開すべきじゃないですか。もうかったら返しますよ、利益が上がれば税で還元しますよと。これが本当の地域の活性化であり、行政としての目指すべき方向のはずなのです。補助金などで差し上げましょう、使い道は考えて下さいねと。これでは全くもってのほかです。

この予算が提示されてから、いろいろ情報を得ていきますと、イオンの影響というのは、現在、ほとんどないと言っていいに近いほど影響は少ない。昨日も、近隣のスーパーの魚忠さんの方をお訪ねして聞きました。「いや、ほとんど影響は出ていないですね」「よかったですね。お互い頑張って下さいね」ということで帰ってきましたけども、ただ、本当に数値として、中主の商工会がデータをまとめて、これぐらいの影響があるのだから、これぐらい何とかしないといけないのだと。こんなことが議論できるような、やっぱりデータによって補助金というものを査定していくことが大事ではないですか。今はわけがわからないけども、どんな使い方をされるかわからないけども、2,000万用意しました。使ってください。これでは市民の皆さんの血税を使う施策としては納得できるものではないじゃないですか。もっと明快にしましょうよ。

そして、補助金などという、お金を一方的に渡すものじゃなく、やはり将来、皆さんの負担としてお返し下さい。その間、我々もお返ししやすい環境はつくりまします。こんな施策に変えましょうよ。なぜそんな施策でなかったのですか。1億円というのは、既に情報としていろいろ動いているのではないですか、ちまたで。使われ方も、既に当事者はこういう方向でやるのだということアピールされているのではないですか。担当部長として、そういった情報は全然得ていませんとおっしゃるのでしょうか。そんなことはないですね。必ず出ているはずなのです。ただ、我々に提供されていませんので、的確な評価ができないのですけども、何でこの期に及んでも提供されないのか。一次案でもいいです。これから常任委員会で審議されます。そのときに、常任委員会においてもこんなやりとりだけやっても、これは問題じゃないですか。もっと明快な議論ができるように、担当部長は

資料をお持ちではありませんか、再度お尋ねします。

それから、市長に最後にお尋ねしたいのですが、提案されている補助金が、地域の中小商業者の支援ではなく、新しく特定の会社をつくったり、建物を建てたり、そのための資金援助となってしまうのか、もしくは、中主商工会と言いながら、そこはバイパス的にトンネルになってしまって、直接そのままそういったところにお金が渡るようなシステムになっていないだろうか。もしそういうことがあれば、これは単なる迂回融資であったり、迂回補助であったりするわけです。そういった事態が判明したときには、これは行政として市長に大きな責任がかかってくるかと思うのですが、そういったことについては、市長としてはどのように判断されますか、お尋ねしたいと思います。

また、我々議会においても、行政のチェック機能としての責任を果たしていくことが厳しく求められております。審議の中で、行政と中主商工会に対して資料の提出を求めて、やはり1億円の算出根拠であったり、事業の内容であったり、血税が有効に使われるようにチェックしていかなければならない。このように思っております。

そういった中で、先ほどから再三申し上げております、地元の商業者に直接支援策としてお金が渡るような、そういったことを公に募集して、それぞれの皆さんがいろんなアイデアを出して、行政としてはソフト面での支援をして、ハード面では、今おっしゃっている2,000万をまず基本として貸し付けていく、有利な形で貸し付けるというようなことをしていくことの方が、この財政事情の厳しい野洲市にとって、担当部長として行うべき施策ではないかと思うのですが、再度、見解をお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの本田議員の再々質問にお答えします。

誠に、本田議員の心からご懸念いただいているご指摘、よくわかるのですが、まず商工会について話をさせていただきますと、商工会といいますのは地域の商業者の会員から成る民主的な組織でございます。特に中主商工会は、その7割を超える高い組織率を誇っておる商工会でございますし、その会長さんは民主的な選挙で選ばれた代表でございます。先ほど来、いろんな情報をつかんでいるのではないかと、例えば補助金という形でいいのかというふうな話、ご指摘がございますが、基本的に、私ども、いろいろな個人的なご意見ですとか、いろいろこういう話があるということは確かにいただいております。しかしながら、まず私どもが相手にすべきは、その地域の代表としての商工会であ

るというふうに考えてございますので、そういった意見に惑わされることなく、商工会としての意思決定なり、その手続をきちんと踏まれて、ご提案なり計画をいただくということをまず大事にしていきたいというふうに考えてございます。

ですから、この補助ということにつきましても、これは私どもが補助ということを出したというわけではなくて、商工会の方からご提案があったということで認識してございますので、その辺、少しスタンスの違い、本田議員のご懸念はわかるのですが、市としてのスタンスはそういうところがございますので、ご理解いただければと思います。それは、民主的な組織に対して、中に手を突っ込んでがたがたさせたりとか、「あんたの意見は本当に組織の意見か」とか、「こっちの方が本当じゃないか」とか、そういう話というのは、市としては一切できかねますので、あくまできちんと手続を踏んで、商工会から出されたものを私どもとしては相手として、協議なり検討をしていくということで考えてございますので、その辺、まず申し上げておきたいと思います。

それから、細かいことになりますが、大規模店舗が出店しまして、その影響でございますけれども、これについては、ご指摘のとおり、調べる必要があるというふうに考えてございますので、商工会と共に、今後、調べさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、えたいの知れないものにお金を出すのかということではありますが、ここでお話ししているのは、先ほど来申しておりますが、地域の商業を活性化していくという目的のためにこのお金を使いたいということで、繰り返し申し述べさせていただいております。

ですから、具体的に伝票を切る、本当に金を出すというところの責任は行政の方にございますので、今後、例えば要綱、要領とか、そういった手続物も私どもでつくらせていただきますし、その計画審査等も私どもでして、行政の方の責任を持ってお金の支出ということはさせていただきたいと思っております。

先ほどの議員のご質問の中で、当然、地域に対しての効果を出すお金にしないといけない。それから、特定の人ではなくて地域全体の活性化につながらないといけない。それから、イオンと、当然、競合するという話ではなくて、共存共栄でないといけないということ。それから、先ほど、土地のことについてもご意見をいただきました。そういうご意見があることを踏まえて、今後、計画の審査、それから商工会との協議に臨ませていただきたいと思います。

それから、細かいところで恐縮ですが、もう一点、議員のお話の中で少し気になったと

ころをご説明させていただきますと、魚忠さんに影響を聞いたというところで、どうも影響といったときにマイナスの影響というようなことを念頭にしゃべられているような気がしたので、これが私の勘違いですとご容赦いただきたいのですが、私どもとしては、今回の補助というのは補償とかマイナスの補てんというふうには考えてございませんので、あくまで地域の活性化を、今後、より先に図っていくというために補助したいということで考えていますので、マイナスの影響があったとか、補償の話があるとか、そういう世界での影響という形では考えてございませんので、あくまで共存共栄を図るということの影響を、今後もちよっと調べるなり、評価していきたいというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきますと思います。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） いろいろとご心配をいただいているようでございまして、端的に表現するならば、今の時点をとらまえて議論するならば当然の議論で正当だと思うのですが、先ほども申しましたように、長い期間のそもそも論がございまして、あの土地の生い立ちから説明をしなければならぬ、こういう部分もございまして、そのときに、行政法上の手続をとるときに、地元の商工会とかなりの議論をされて用途区域を変更されている。そのときにいろいろな条件が出たのです。その一部でも満たそうというのが私の今の気持ちなのです。

だから、そういうそもそも論があって、今、時間がたっていますから、中には、むしろ私よりも情報を的確につかんでおられますよ。ただ、私は商工会たる機関を信頼申し上げ、将来も商工会が事業主体であって、地域の商工会員を対象にした施策を打ち出していただける、こういう自信を持って取り組んでおります。

でなければ、先ほども申し上げましたように、上限が1億ですよ。今もちよっと聞きますと、やっぱり90%の低減を定めている、こういうことですから、1億円の仕事をなさったら9,000万しか出さない、こういう低減もございまして。事務的にこれから進めるわけですが、そういう、いわゆるばらまきに近いような、あるいはそのための代替補償的な補助金ではない、こういうふうにとめておりますので、これから、中主商工会を信頼申し上げ、期待を申し上げながら、この予算を執行していきたい。このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（林 克君） 暫時休憩。

（午前11時50分 休憩）

(午前 11 時 50 分 再開)

○議長 (林 克君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長。

○環境経済部長 (山田和広君) 答弁を補足させていただきます。

なぜ補助金かということについてのご質問でございますが、一番最初にも申し上げましたけれども、地域経済団体である中主商工会が主体となって行う地域活性化事業でありますので、これへの支援として補助金としたものでございます。

また、こういう地域活性化事業をしたいということのご提案は、地元の商工会からあったものでございますので、ということで、以上で答弁とさせていただきます。

○議長 (林 克君) 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 51 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長 (林 克君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第 14 番、中田幸子君。

○14 番 (中田幸子君) 14 番、中田幸子でございます。

私は、議第 21 号平成 20 年度野洲市一般会計予算について、消防費中、目消防施設費におきまして、防災センター設備管理費の工事請負費 891 万円の予算について、工事内容、目的についてをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長 (林 克君) 総務部長。

○総務部長 (北口 守君) 中田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

お尋ねいただきました防災センター工事請負費でございますが、防災センターに隣接をいたしますグラウンドを一部舗装しようとするものでございます。

そもそもこのグラウンドにつきましては、防災の避難場所として、また、防災、防火の訓練場として確保したものでございますが、ふだんは、隣接をいたしますコミセンきたなどの駐車場やレクリエーション広場として活用されており、近隣の方々がグラウンドゴルフ場として利用をいただいております。

今回、舗装する必要が生じたのは、本市の消防団が毎年出場しております滋賀県消防協会主催のポンプ操法大会の練習会場を確保するのが困難になってきたことから、予算計上させていただいたものでございます。

内容につきましては、今までの防災、防火の訓練場とレクリエーション広場としての両

方の機能を維持させるため、グラウンドのうち北野小学校側に約3分の1を舗装すると共に、今ある放水壁の横に、もう1基、放水壁を常設しようとするものでございます。なお、利用者への調整につきましては、現在、協議を進めており、今後も調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 再質問をさせていただきたいと思いますが、昨年度、コミュニティセンターきたのが創立されて10周年ということを迎えられました。そのとき、市長も、ささやかな式典ではございましたけれども、出席をされたと思いますけど、その中で、現在の館長さんが、グラウンドを有するコミュニティセンターきたのとして誇りに思うような言葉を申し上げられていたと思うのです。そして、心のふれあいの場としても、これも活用できることを大変喜ばしいことだということをおっしゃられました。そして、コミセンきたのこのパンフレットの中にも、多目的グラウンドとしてちゃんと位置付けられているグラウンドでございます。

そういうことを置きまして、再質問をいたしたいと思いますが、確かに今お答えいただきましたように、防災のための避難場所であったり、それから、防災、防火の訓練をするための場所である、または、駐車場や多目的に使われるグラウンドであるということは私もよく認識しております。

昨年度、消防団の方がポンプ操法で県の大会で3位になられたのでしたか、そういうことで、大変喜ばしいことと私は思っております。今後も、その技術をますます向上させていただいて、そして、市民の防災、防火につなげていっていただきたいと思うものでございます。

そして、先ほどお答えいただいた中では、県の大会に出場するために練習場所をあちこちで借りられていたのですよね。その練習場所の確保が困難になってきたので、今の防災センターのグラウンドに舗装をするものだというところでございますけれども、現在のグラウンドの3分の1を舗装されると、今現在、グラウンドゴルフをしておられる方が70名近くおられます。その竹生、それから市三宅、久野部、五之里、駅前北の方、平均年齢75歳で高齢者の生きがいづくりの場として活躍しておられますが、果たしてこの3分の1を舗装されたら使いがたい、難しいのではないかなと思います。そして、実際に市の職員の方、この練習の場所へ行って、どういうふうなコースをとられ、どういうふうに練習し

ておられるのか、見て、この計画を立てられたのか、聞きたいものでございます。

それから、北野小学校側の3分の1とおっしゃいますと、北野小学校側ということは道路に面したフェンス側と私は思うのですけれども、そこを寄せてしまうと、今の防水壁が真ん中辺にあります。その真ん中にある防水壁を舗装する場合は、放水するための壁をもう一つつくらなければならないと今お答えいただいたのですけれども、それを、なぜ今現在あるものを使っての舗装ができないのかということも尋ねてみたいと思います。

それから、実際には、舗装はその3分の1とおっしゃいますけれども、何メートル幅の何メートルを舗装されるのか、また、何メートルが舗装するのに必要なのか、お尋ねしたいと思います。

そして、市長が、元気な高齢者づくりがどうと、よく自慢話もされます。その中におきまして、生きがいづくりで活動している、活躍をしている皆さんが、なぜこの計画をされる前に相談していただけなかったのか、決して反対するものではないと思うけれども、先にやっぱりこういうことで防災センターをこういうふうにしたいということをお話していただけなかったらどうか。現在、確かに協議は進めておられるようでございますが、この予算が立てられてからの協議では、「もう実施するだろう。ならば、一歩早かった方がよかったのでは。反対はする気はない」という方もおられますし、「いや、やっぱり許せない」という方もおられます。

私は、双方が、やはり訓練場として使えて、また、グラウンドゴルフの会場としても使えるような、そういう会場になっていくことを望んでおります。

そして、この工事は早急にしなければならないのではないかと思いますのは、私が聞きますところによりますと、県の大会に夏に出られる前に、市の大会、予選をされるのですか、その大会の中から県の大会へ出場される方を選出されるとなると、6月ぐらいに市の消防団のポンプ操法の大会をされるとなると、舗装するのはもっと早くなければ練習ができないということになると、本当にこの3月議会、終わって4月からすぐに取りかからなければならないのではないかと思います。となると、話をする、協議をするという時間が本当にあるのか、そこをちょっと、どういうふうに話を持っていかれる計画があるのか、お伺いしたいと思います。

それから、今、交通安全面から考えると、北野小学校側に防水壁を建てられたら、ちょうど三叉路の角のところ建つようになると思うのです。そうすると、竹生の方から来られた場合、右がすごく死角になると思うのです。今、フェンスでグラウンドが囲われてい

るから、フェンス越しに市三宅の方から来る自動車が見られますけど、もしあそこの、角に防水壁を建てられたら、竹生の方の道から来られる方は市三宅から来られる方の行動が見えない、自動車も見えない、歩行する人も見えないということになるので、私は、中央の防水壁を使われる方が無駄なお金も使わないで済むのではないかと思いますけども、実際に、先ほど尋ねました舗装される幅と長さはどれぐらいなのですかと。そして、今日まで練習場所をどこでされて、なぜその練習場所が確保できなくなったのかを伺いたと思います。それで、先ほど申しましたように、防水壁を現在のもので利用できないかということについてを、再度、お尋ねいたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） お答えをする前に、北野のコミセンの10周年記念式典、行っていました。そのときに、私はそのことをおわびしているのですよ。ここは消防の訓練に使いますから、今まで、あいているときは、どうぞお使い下さいと言いましたと。しかし、消防の訓練、これはもともと防災の基地としてつくった広場ですから舗装しますということは、その場所に自治会長さんがお集まりでした、そこでお願いしているのです。だから、もっと早く言えというのは、もう去年のうちに言っていますから。まずそれが第1点。

それと、あの広場を考えていただいて、市内に7つのコミセンがあるのですが、あれだけの広場を持ったコミセンはないのです。ということは、あの広場は、防災センターのためにつくった広場なのです。それは、ここに、今、政策監をしています山中君が総務課長だった、そのときにつくって、どこで物色しようかということになったときに、北野コミセンを建てようという話があって、あの土地の半分だけを分けて下さいと市三宅の自治会に申し出しました。そしたら、こちらで防災センターを建てようということになったから、そしたらもう、あの道路に3面、面している土地を皆、買おうじゃないかと。それで、半分を防災センターの土地に買おうということで買って、おっしゃるようにあそこには標的ができておるのですよ。あの標的は、もっと先から言うと、昔は空操法でした。水を出さない操法でした。しかし、今は水を出す操法になったのです。水を出すと、前の田んぼに水が入るのです。だから、そういう被害も出ると、もう一つは、水を多量に使いますから、やっぱり無駄が生じますから、あの標的に当たった水は下へおりて、もとのこっこの水槽へ戻っているのですよ。戻った水をもう一遍ポンプで循環ができるような装置ができております。そういうふういきちとした施設なのです。

だから、おっしゃるように、北野の方へ標的を持っていくと確かに交通の、三叉路ですから危険になりますから、あそこは適当な距離をあけて標的を建てておるのです。だから、何メートルの幅で何ぼの長さというのは、また後で答えていただきますけど、そういう意図から、あそこで訓練、練習をしておりました。

ところが、能登川にある消防学校のグラウンドが舗装されたのです。ものすごい砂煙が立つのです、8月の大会に。それで舗装された。舗装の上で練習をしないといけない、こういうことになるのです。場所がないので、あそこをしばらくやめて、希望が丘の駐車場へまぎりました。次に、野洲川河川公園の道路へ行きました。次に、三共製薬の中の駐車場を借りました。おとしまでは井上製作所の駐車場を借りました。しかし、いずれにしても期間が長いのと、朝が早い、5時ごろから訓練するのです。そういうことから、企業の中へ入らせていただくということが、企業にいろいろな秘密もございましょうし、いろんなことで、やっぱりいい気分で貸してもらえないということがあるのです。それで、やっぱり元の場所へ戻ったらどうか、それがためには舗装しないといけない、こういうことになっております。

だから、私は、消防の中では全部舗装してくれという言い方もあるのですが、そうじゃなしに、今、せっかくお使いになっているので、やっぱり共に共有できる広場にしたらどうか、そういう理屈は抜いて、地域のためにも使っていただいたらどうかと。できるだけ譲り合いをして使ったらどうかというのが今の私の考えです。だから、そういうことを現場で皆さんと相談しながら、しかし、私は、ゲートボールの正規のコートはとれないだろうという思いは持っています。だから、正規の運動場はできないけど、そういうレクリエーションを含んで、楽しみにやってもらう場所としては提供ができるのではないかと、こんなふうに考えておりますので、今後、地元の皆さんと協議して、使っていただいたらいいと思いますので、何も私はいけずをしようとか、そんな思いはしていませんが、両方がうまく使えるような方法を見出していったらどうかと。

だから、部長が言いますように、できるだけ北野小学校の方へ寄せて使っていただく面積を広くしようと。これも1つの考え方です。ところが、標的を向こうまで持っていくと交通安全上の問題もございまして、だから、曲がって放水できるのかとか、いろんなことを消防でも検討いただいておりますので、十分な議論をしながら使っていただけたらと、こんなふうに思いますので、ご理解をいただいております。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 中田議員のご質問にありました舗装の幅、長さ等でございますが、舗装幅およそ11メートル、延長は約100メートルということでございます。

それから、先ほど位置の件でご質問がございました。現在、グラウンドゴルフの会員の役員さんとお話をさせていただいております。その中では、グラウンドゴルフのコースの設定を考えれば、現状の防水壁を使う形で、グラウンド中央部を舗装して、両側をコースに設定する方が有効に活用できるのではないかとというような見解もいただいておりますので、これを踏まえまして、今後も協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 大変いいご回答をいただいたのですが、また別の考えとして、例えば今の現状から申しますと、あそこが一番適当だと私もお答えを聞きながら感じさせていただきましたが、例えば分庁舎で中主の分団さんは練習されているということも聞いておりましたので、こちらの市の駐車場も田んぼの方に向いてあるから、私はこれもどうかなという考えを持っておりましたけど、それから、総合福祉センターですか、あそこの駐車場、それから図書館の駐車場、今言われる11メートルの100メートルですか、にはちょうどいいメートルかなとは思いましたが、今、要するに放水をしなければならぬということになりますと、水の確保ができないのではないか、今の北野のコミセンでしたら下に貯水槽がありますので循環型になる。確かにそれで、そこがやっぱり選ばれた理由かなと聞かせていただきました。

先ほど市長の方から、自治会長さんが式典におられて話をしたと、確かに私も出席しておりましたのでお聞きしました。ただし、各自治会長さんは、このグラウンドゴルフをしている皆さんに個々に話されていないようなのです。だから、結果は通じていないわけです。自治会長は「うんうん、わかった、わかった」とおっしゃるけれども、グラウンドゴルフをしている皆さんにまで浸透していなかったのがこういう問題が起きたのではないかと思います。それから、三共のところは井上金属さんの方で長い間借りてこられて、増築や縮小をされたということで借りることが難しくなったということで。だから、もともと、長いこと考えれば、他社を借りての練習というのは、いずれこういうことが起きるのではなかろうかと思えば、あの防災センターを建てるときに、そういう舗装をしておくべきではなかったかなと思うのです。

県の大会は、舗装の上で十四、五年前からやっていますよね。となると、10年前に立

てられたということは、県の大会、舗装の上でやっているというのはわかっていることで
すよ。じゃ、そこでやるということだったら、今の建てられる防災センターのところに最
初からしておくべきではなかったかなと、市長、思いませんか。後の後悔だけども、ど
う考えられますか。

そして、私の考えですけど、先ほど部長が、今の防水壁を利用して真ん中に、もとに戻
すということなのですね、今のお答えだと。最初は道路側の方、北野小側にと言われたの
だけども。そうなる、例えば私が見ている限りでは、グラウンドゴルフをされるのに、
昨年度でしたか、希望が丘でグラウンドゴルフの全国大会が行われました。希望が丘は芝
でございます。芝生の上でのグラウンドゴルフをやっています。となると、あそこは土で
やる場合もあれば、芝生の上で大会をすることもあります。両方を考えると、あそこの防
災センターのグラウンドの中は土だけでございますけれども、今の舗装される部分に取り
外しの可能な人工芝ですか、そういうものを敷けば、芝の上の練習もでき、土の上の練習
もでき、だから、練習の効果が逆に上がるのではないかなと。何か逆にグラウンドゴルフ
をしている方には喜ばれるように私は思うのですが、これは私独自の発想でございます
ので、お考えをお聞きしたいと思います。

そうすると、先ほど市長が言われましたように、双方が共有して活用できるものにした
い、これに一致しませんか。いい提案だと思いますけれども、ぜひ取り上げていって
いただけたらと思います。

先ほどの、防災センターに最初から設置しておけばよかったと思いませんかのことで、
それから、今の真ん中に取り外しのできる人工芝を敷いての練習をしていただくように提
案していただくという2点についてのお考えをお伺いしたいと思えます。

最後に、グラウンドの活用をしている皆さんと話し合われた結果と、それから、工事の
内容の決定についてのご報告を、この議員の皆さんにさせていただくことを要望して私の質
問を終わりたいと思えます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） まず、ご質問の、建設当初から舗装をしておいたらよかつた
のではないかというご意見でございますが、その当時、能登川等の本大会の部分はそうい
う事情かもわかりませんが、すべて舗装をしていくということでは、当時は、やはりグラ
ウンドでの活用の面もありましたので、それと、あと、避難場所等の活用のことも考えま
して舗装までは至らなかったというふうに聞いております。

それと、人工芝の件ですが、これについては費用面のこともありますので、ちょっと今のところ考えは持っておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、第18番、鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 私も中田議員と重複する部分でございます。

消防に関しましては、昨年度は3位という輝かしい成績をおさめられまして、本当に、我々野洲市民5万人の生命、財産を守っていただいております消防団に対して深く感謝を申し上げるところでございます。私も、24年間、消防団員として皆さん方と共に活動してきた1人として、今回、消防に関する質疑を行ってまいりたいと思います。

まず、消防施設費、防災センター消火訓練場舗装代ですね、891万付きまして、中田議員と重複しますので、その部分については省略してまいりたいと思います。

そもそもこの防災センター、北野コミセン、当時、これ、建設された経緯は、北野コミセンは起債を起こして75%という持ち分でしたね。しかるに、防災センターが25%ということを知っています。なぜアスファルト舗装がその当時できなかったかという経緯、皆さん、ご存知ですね。ご存知のはずですよ、市長。今、中田議員が、すぐに何でアスファルトを敷かなかったという話がございましたね。そこになぜ敷かなかったかという理由があるのですよ。皆さん、もう忘れておられるのですか。防災センターの持ち分というのは25%なのですよ。今、説明がありました、幅員、2線延長で対応していきますと、これはどうしても11メートルの100メートルというのは必要になってきますね。その11メートルの100メートルを舗装した場合、防災センターの持ち分は25%よりはるかに上回るという計算になりますね。そうしたときに、コミュニティセンターに関する、会計検査院が入ってきたとき、どういうふうなことになるのですか。これは認められないですよ。そういうことがあるのですよ、現実に。そういうことを一つもおっしゃらないで、それで、会計検査が済んだ後、今、舗装するという話が出ておるのですよ。

私も、それはできれば、24年間消防団に在籍した人間として一日も早く練習会場をつくってあげたい。その気持ちでいっぱいでございます。でも、法的には、これは問題になってきますね。違いますか。やはりそういうことをして、果たして行政がすべきものなのか。消防団に対して、今まで放置していたことについて行政としてはどのように思われているのか。そしてまた、今、高齢者の方が楽しくグラウンドゴルフをされている、そういう中で、寝たきりゼロにする、福祉にかかられない老人をつくっていくという施策の中

で、やっていることが逆行しているのじゃないですか。

だから、会計検査院の検査が済んだら舗装するというようなことでは行政不信につながりますよ。そういう点についてどう思われますか。

次に、非常備消防団員の活動に関する報酬、これは今、ちょっと私、掌握していないのですが、今現在の消防団員の皆さん、当然、ファイアーレディースの皆さんも含めて、何名おられて、団員あるいは班長、機械要員、部長、副分団長、分団長、団長等の報酬を示していただきたい。

そしてまた、湖南における、また、滋賀県下における全市の消防団員の、今私が申し上げました階級別の報酬額。

と申しますのは、やはり今後、消防団員の入団というのがますます厳しくなっているというような状況のもとで、ただ報酬を上げれば団員が加入するということじゃなしに、やはり何かの形でメリットのある、メリットじゃない、魅力のある消防団として育て上げていくには、やはり今までの現状のままでは無理だという思いがいたしますね。

それと同時に、私が在籍しておりました消防団時代とは、今は変わっております。団員さんの業務も非常に多くなっております。そして、市民に、消防に対する啓蒙・啓発活動を盛んに行っているということをお目で見えております。そうした意味からにおきまして、当然、出勤手当等は付いておると思いますが、その辺について報酬額の引き上げ、あるいは、今の現状をお知らせ願いたいと思います。

次に、小学校管理費に移りたいと思います。

中主小学校大規模改修工事4,816万6,000円、また、北野小学校体育館屋根改修工事4,630万でございます。おかげさまで、こうして義務教育に関する施設に対して改修をしていただくということは非常にありがたいということを私は思っております。

ちなみに、中主小学校においては、教育長もよくご存知だと思いますが、ボランティアの皆さんが、今まで週2回、一生懸命、臭気取り、あるいは汚れた部分の清掃を行ってられました。おかげさまで、そうした人たちの意思が通じて、この便所の大改修ができたものだと私は思っております。

ちなみに、4,816万6,000円の中で、この改修工事にあたって、どの程度の改修、改善ができるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

そして、長年、ボランティアの皆さんが感じられたこと、思っておられること、そうしたことを、やはりこの改修にあたって皆さんのご意見を聞いて、その意見を改修工事に反

映させるという1つの方法をとっていただければ、またボランティアの皆さんも、新しく改修されたその後においてもボランティア活動を続けていくということを私もお聞きしております。そうしたものの基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

改修便所の個数、和式便所を洋式便所に改修する、また、面積拡張、換気扇、排水、さまざまなものがあると思いますが、その辺のところを詳しくお知らせ願いたいと思います。

次に、北野小学校の体育館の改修でございますが、4,630万5,000円、これは、私も、教育長、また市長に去年申し上げまして、早速こうして改修という形で取り組んでいただいたことについては感謝しております。

ところが、行政の監督不行き届き、監視が甘かったというのですか、北野小学校の体育館の屋根、あそこまでなるのに今気が付いたというのは、これは私、学校管理者としてはどうかなという思いもしております。そうしたものを早目に手だてをしておけば、屋根の全面改修たるものは雨水対策のペンキ使用で十分対応できたのじゃなかろうかなという思いをしております。

今後につきましても、そうした施設を十分監視していただいて、このような、一時的に出費が重なるようなことだけは避けていただきたい。当然、体育館の屋根の工事に付随いたしまして、体育館の電球、それを自動的に上下する、そういうようなシステムにかえていただくということは、体育館管理上、非常に便利だと。コストも安くつくのではなかろうかなというように私は思っておりますが、今後におきまして、学校管理者としてどのような対応をされていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、消防関係でございます。1つ、防災センターの建設時の経過につきましては、私、申しわけないですが、認識不足でございますので、経過については調査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、お許しをいただきたいと思います。

次に、消防団員の報酬の件でご質問をいただきました。

まず、消防団員でございますが、定数が178人で、現数、現在の人数は171名でございます。

それから、報酬の件ですが、県下の状況、湖南の状況をということでございました。

まず、県下の状況でございますが、13市13町でございます。26市町でございます。

が、守山と野洲市は同額でございます。県下で一番低いのが大津市でございます、後の残り23市町につきましては野洲市より高いというような状況でございます。

ちなみに、湖南での各職階ごとの報酬額を申し上げます。

本市の消防団員の報酬額は、年額でございますが、団長が6万7,000円、副団長が5万5,000円、分団長が4万3,000円、副分団長が3万円、部長が2万7,000円、班長が2万1,000円、団員は1万5,000円でございます、出動手当は、1回当たりですが、非常時の出動が1,500円、訓練等の出動が1,000円であります。これは守山市と同額でございます。

草津市につきましては、団長6万8,000円、副団長5万6,000円、分団長4万4,000円、副分団長3万2,500円、部長2万7,500円、班長2万1,500円、団員1万5,500円でございます。

あと、栗東市は、団長7万900円、副団長5万8,800円、分団長4万5,700円、副分団長3万3,300円、部長2万9,000円、班長2万2,000円、団員1万7,300円でございます。

なお、出動手当につきましては、湖南4市とも同額というふうになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） ただいま、鈴木議員の平成20年度一般会計予算中、第3点目の小学校費中の小学校施設整備費についてのお尋ねに対してお答えを申し上げます。

まず1点目の、中主小学校のトイレの大規模改修計画についてでございます。

中主小学校のトイレの現状につきましては、昭和60年3月に建築をされました鉄筋コンクリート造4階建ての新館と、昭和32年4月に建築をされました鉄筋コンクリート造3階建ての旧館に、それぞれ設置をされております。この校舎の中で、児童用のトイレは、教室が配置されております新館の2階、3階、4階に男子用、女子用がそれぞれ3室ずつ計6室ございます。また、旧館には1階、2階に男子用、女子用が2室ずつ、そして、3階に男女兼用のトイレが1室で合計5室ございます。

次に、改修計画の内容についてでございますが、今回の改修では、新館、旧館の児童用のトイレ11室のすべてについて改修を行う予定でございます。改修の内容としましては、便所の床、壁のやり替え、衛生器具等の取り替え、そして、衛生器具の配置に伴います排水管の設置等が主な内容となっております。

また、新館の女子トイレにつきましては、窓がございませんので、空気の入れ替えが効率的にできるようにしたい、このように考えております。

また、大便器につきましては、男女共、洋式の数をふやしまして、洋式の便器の数が全体として、比率的に50%以上となるようにしていきたいと考えております。

なお、本年度、昨年12月の議会におきまして、本事業の設計につきまして補正予算をお認めいただきました。現在、この予算をもちまして平成20年度の事業実施に向けて設計を行っているところでございますが、今も、一昨年以来、ボランティアとしてトイレの清掃をいただいております方々のご意見を伺いながら、本年度内に設計を完了させまして、夏休みの長期休業期間中を利用して改修工事を実施したい、このように考えております。

また、2点目の、北野小学校体育館の屋根の改修工事についてでございます。

昭和58年に小学校の校舎と共に体育館が建設されまして25年が経過をいたしております。議員ご指摘のように、なぜ早期に改修計画を立てて改修ができなかったか、こういうふうなご質問もございますが、小学校及び中学校の義務教育施設整備には多額の費用も要します。また、屋根の赤さびがひどいというようなこともありながら、優先度のそういった高い中でも、順次、予算措置を講じて対応してまいりましたのがこうした結果でございます。この機会に、施設の維持管理のことも踏まえまして、体育館の照明器具を自動でおろし上げをしながら交換ができるオートリフターを設置しようとするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 防災センターの件で、私が申し上げました防災センターとコミセンの割合をちょっと申し上げましたね、認識不足でわかりませんという回答でございましたが、それは当然、部長はわからないと思いますわ。これ知っているのは市長と当時の山中課長だと思いますね。絶対そうですよ、あなたら知っていますよ。75%ですよ、コミセンの何は。防災センターは25%ですよ。金の出どころが全然違うのですよ、これ。会検が済んだらやろうと思っていたのと違いますの。だから、先にやってしまったら会検にひっかかりますよ、面積配分が全然違うわけだから。そうと違いますか。コミセンは会検が来ますよ。防災センターは会検、来ないですよ。

それはね、何も僕はそんなことを今ほじくり出して言っているのじゃないよ。現実にもそういうことだと言うのだよ。大体、行政というのは逃げるのがうまいからね、本当に、知っていても知らんぷりしているのが行政の考えます、それぐらいのことしかできないので

しょう、あなたたちは。

だから、僕は何も24年の消防団、当然、県大会も3回出ました。当時、消防学校では、市長が申されました砂のところでやっておりました。僕は、当然、水を使つての操法もやりました。空操法もやっております。そんなことはよく知っていますよ。だから、消防団の練習でも、ポンプ車は2線延長なのです。ご存知ですか、2線延長というのはどういうものか。そういう中で、今こうして舗装すると、降ってわいたような話をね。

それで、市長、これね、消防団の皆さんは早くからそれを要望されていたのでしょうか。違いますか。早くから要望しておられるのにもかかわらず何の手だてもしないで、議会にも報告しないで、今、これを報告してられるのです。そんな行政、午前中にありました商工会の補助金と一緒にですよ、こんなもの。余りにも我々議会に対して報告、議論の場が少なかったということを今思いますね。今現在、何百人の方があそこを使って、自分の健康増進に努力されているのです。だから、消防団の立場、利用者の立場というものをもっともっと尊重して考えていかなければならないと思うのです。それが行政の最たる責務であって、会計検査院の話も忘れて、知らない、そんなばかな話、ありますか。もう一度、答弁願います。

それと、小学校の便所の改修工事、今、さまざまな回答をいただきまして、一日でも早く快適な衛生設備であるようにお願いしておきたいと思えます。

例えば、私がボランティアの皆さんの意見を聴取せよということは、掃除されている方が一番よく知っておられるのですよ。今の白目地を黒目地にしてくれたら、これもいいことだなというようなこともおっしゃったのですよ。だから、そういう部分で、今後、意見交換しながら、そういう改修工事をやっていかれるのか、その辺についてどういうふうに考えているのか、再度お尋ねしたいと思えます。

そして、北野小学校の体育館なのですが、私が保護者から、またあるいは関係者から、その体育館の屋根を一度見てくれということで、あれ、車に乗っていてもわかるのですね、教育長、あの赤さび。これは大変なことだなと。教育長、一遍見なさいなど。そういう話をしたことがありますね、市長にも。

やっぱり学校管理者として、今までさまざまな部分で、学校施設には物すごい金が要るのですよ。それは私もよく、実感として思っております。やはり何と申しても夏休みの期間、1カ月かけて4,630万ですか、それをやっていくわけですから、そうしたことについて、今後の学校施設の管理についてどのように思われるのか、再度、お聞きしたいと

思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 北野コミセンの当時の担当、おりますけど、私の勘で答弁させていただくのは失礼なのですが、もともとコミセンを北野に建てようというときにはいろんな議論がございまして、なかなか難しかったのです、北野学区を祇王の学区と分離した経緯がございまして。そこで、場所についていろいろと紆余曲折したことは皆さんもご承知だと思うのですが、あそこで建てようじゃないかということになったときには、あの用地の半分だけ取得しようと、こういうことです。先ほど申しましたように、そのときに防災センターをどこへ建てようという議論が出たときに、そしたら、コミセンと一緒に建てたらどうだと。当時、市三宅の区長さんに、一段階では半分だけ分けて下さいということで用地交渉を進めておりました。ところが、防災センターを建てようということになったときに、そしたら、光コンクリートの方にあれだけの川がありますから、一遍に分けて下さいな、防災センター、消防団の訓練の広場をつくりますわと。こういうことで8, 500平米買っているのです。

ところが、その北野のコミセンを建てるときに、名前から、そのときは、他は社会教育センターと申し上げてきました。これは文部省の補助金があったのです、公民館として。ところが、北野コミセンは、そういうような時代ですから、今で言う文科省の補助金はもらっていません。なかったのです。もらっていないのです。ただ、おっしゃるように、起債は入っています、起債は。

そこで、起債をはいたのが、おっしゃるように面積割合をしたのが75と25だと。だから、私で言うならば、あの運動場は単独で購入したという記憶を持っています。だから、会検が終わったから、今、舗装するのだとかそういう理論ではないことを説明申し上げているのですよ。あそこへ戻るということは、先ほど中田さんの質問で説明を忘れたのですが、水を出すときにエンジンをぱっと吹かすのです。そこへ向けて号令をかけます。だから、消防署の前、井上金属等でやりますと、周辺に住宅があるのです。別館庁舎の前の広場でもそうですよ。朝5時ごろにわあわあ号令をかけられて、エンジンをかけられたら、たまには日曜日の朝もあります。非常に迷惑をかけるのです。だから、場所がない、場所がないといって、やっぱり一番はじめにしたところがいいじゃないか、あそこだということで、設備もできていますので、帰ったのですよ。

だから、起債の償還がなくなったで会計の検査が終わったから舗装すると。これだけは、ちょっとごめんなさい、そういう考えではございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 鈴木議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

中主小学校の便所の改修に関しましては、私ども、清掃ボランティアの方が火曜と木曜日に3時から清掃していただいておりますので、そちらへ寄せていただいて、お礼を申し上げながら、いろんなお話もさせていただいた経過がございます。

そうした点では、その方々が一番、維持管理のしやすさや、子どもたちにとっての便所のあり方というのはよくご存知だと思いますので、意見交換をさせていただきながら、今後、改修工事を進めていきたい、このように思っております。

2点目の、北野小学校の体育館の屋根の改修につきましてですが、今後の学校施設の管理についてということでご質問がございました。

まず、現状を申し上げますと、各小中学校の教職員から現状の修繕の必要な場所をそれぞれ、予算要求前になりますけども、聞き取りをしたり、あるいは不定期に聞き取りをしたりしております。その後、その現状なり、その現場を見に回りまして、安心安全、あるいは緊急性といった観点から優先順位を付けまして、年次的、計画的に予算要求をするなどしてまいっております。今後も、そんな形で適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 私も75%、25%に対して、さしたる資料の持ち合わせはございません。でも、当時、私も議員として、それぐらいのことは覚えております。今まで社会教育センターなるものが北野コミュニティセンターという名前もどうして付いたか、それも知っております。地区別も知っております。祇王、北野学区の中で、その学区と地区との問題がありましたね。これも覚えておりますよ。そんなもの、長年、議員させていただいている限り、秦議員も笑っておられますが、そんなものよく知っていますよ。怒っておられましたよ、ばかにしておるといって。本当ですよ、これは。

それで、これ、75%の25%というのは、これは私が申し上げましたことですよ。それ以上の追及をすると、またぐあい悪いからしませんが、実際、そういう世の中で展開

している事業なのです。私は何も消防団の方に舗装するなど、そんなことは言っていないのです。ゲートボールされる方も、やはりそこで楽しくしていただいて、一人でも多くの方が健康で長生きできるように、そういう施策を展開するのが行政でしょう。行政しかできないことなのです。だから、協働の精神や何だかんだ言っている、実際やっていることがさかさまに回っている、これはやっぱり一般市民から見たら何をやっているのだということになりますよね。

だから、そうしたことをやはりきちっと自覚していただいて。というのは、あの防水壁ができて、循環型になったときは、既に消防学校では舗装なのです。何ですぐできなかったかという原因は、先ほど私が申し上げましたことにあるわけなのです。それが第一の原因なのです。

(発言する者あり)

○18番(鈴木市朗君) いや、あなた、そんなところでしゃべっていないでここでしゃべりなさい。

そんなことで、やはりきちっとした何を位置付けてもらわないことには困りますね。

最終的に、総務部長がお答えになった、二方よしという回答でしたね、二方よしという回答については、どのような形で二方よしにされるのか、その辺を再度お尋ねします。

そして、北野小学校の体育館、あるいは中主小学校の便所の改修、それにつきましては、利用者、義務教育課程の中でのそういう部分について、改修していただけるということは大いに評価し、ご期待申し上げまして、よろしく対応していただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(林 克君) 総務部長。

○総務部長(北口 守君) 鈴木議員の「二方よしの手法は」ということでございますが、現在、考えられますことは、先ほども中田議員のご質問にちょっとお答えをいたしました。グラウンド中央部の舗装をしてはどうかというふうに考えてございます、これでしたら防水壁を動かす必要もないということです。

ただ、グラウンドゴルフ場の形態はグラウンド周辺を回られることが多くございますので、これなら影響は少ないのかなというふうに思っておりますので、こういう案を持ってグラウンドを利用されている方々と調整をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 次に、第7番、川口東洋君。

○7番（川口東洋君） 7番、川口でございます。

20年度の野洲市一般会計予算についてお尋ねをいたします。

先ほども議論が出ていたのですけれども、第2表の債務負担行為につきまして、中小商業活性化促進事業補助金ということで平成20年から24年度までということで1億円が計上されておりますが、その内容についてお尋ねをするものであります。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ。

○7番（川口東洋君） 合併前の旧中主町の児童・生徒は大変恵まれて、うらやましいような感じで通学、通園バスですか、による通学をしていただろうというふうに思います。

私の母校になりますのですが、昔は野洲西小学校、今、野洲小学校でございますけれども、そこへも、以前は非常に遠距離ということで、今は近くなって、この間も通学路の安全のことについては話が出ておりましたのですが、竹生の子どもたちは大変だったというふうに思っています。

それから、今、野洲小学校で野洲の西町ですか、俗に言う外開地域になるのですが、その子どもたちが野洲川を渡りながら、これも以前から我がまちの課題になっております野洲川の西の旧町道8号線ですかね、交差点の危ないところを通して通学をしているということで、しかるべきところで市内循環バスにつきましては協議をして、そして、実施をされていることだというふうに思いますが、ぜひとも新年度にあたりまして、いわゆる当該の交差点のハードの改良につきましてはいろいろ議論がされております。

ちなみに、私は、ハード面だけでなしにソフト面で、あそこの交差点はスクランブル方式にしてはどうですかと、一度、公安委員会に提案をしておいていただけないだろうかという提案をした覚えもあるわけですが、全進入をとめて、そして、自転車なり歩行なり、交通弱者を通行せしめてから、順次、青信号に変えていって自動車を目的の方向に通らせば、いわゆる何か道路改良を重ねて非常に困難な問題だと言われることが、ソフト面のちょっとした工夫で安全策が図れるのではないだろうかということについて、どういう経過であったのかという質問をするわけです。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 0 6 分 休憩）

（午後 2 時 0 9 分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7 番（川口東洋君） どうも、議長を煩わせまして失礼をいたしました。

最初の債務負担行為につきましては、聞くところで、平成 20 年度から 24 年度までということで 1 億円という計上がなされておるわけでありますが、ならば、このプランの正否について、これも先ほどから出ておったわけでありませけれども、旧中主の商工会との協議の中で、全体としての売り上げの見通しとか、あるいは当該団体のことで。それもわからないか。

旧野洲町では 6 6 4 社、そして、旧中主では 3 1 4 社についての、イオン出店絡みに係ってのことだというふうに思いますが、それだけの団体に対して、これも先ほどから出ておりますけれども、その債務負担行為に係る、もとの、今後 5 年間の事業プラン、それに基づいて決定をされているというふうに思いますが、その内訳をお尋ねしたい。

もう一つは、先ほど申しました、通学バスは営業の路線バスとの絡みもあるというふうに聞いておりますが、ただ、非常に危険な交差点を通過しながら通学している児童・生徒がいるということに絡んで、しかるべきところで運行表をつくって、経路なり、時間なりを決定をさせていただいているだろうというふうには推測をするわけですが、新年度は、こういう危険箇所を安全に子どもたちを通行せしむるという施策にはならなかったのかどうかということ、あるいは、検討していただいているのかどうか。

交差点改良につきましての話は、私はちょっと自分のこれまでの経験で公安委員会に提案申し上げたことを言いましたからちょっとややこしくなりましたが、以上であります。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） ただいまの、いわゆる中主商工会に対するご質問で、ちょっと何なのですが、5 年かかってというのは我が方の家庭の事情で 5 年かかるわけです。仕事は一気に単年度で取り組みされると思うのですが、その 1 億円という金が、今、財政事情から一遍に出せない。これはこちらの家庭の事情なので、5 年かかってやられるということではございませんので、どれだけの事業をどういうふうに行われるかを見極めて出していこう、こういう思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

す。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 川口議員の、子どもたちの通学に関するご質問にお答えをさせていただきます。大字野洲の外開の地域ということでございました。確かに野洲川を越えてこちらの方ということでございます。

それで、中主地域と同じように循環バスをスクールバスに利用できないかというご質問だったというふうに思っておりますが、これにつきましては、既に、先ほども申されましたように、路線バスの運行の兼ね合い、それから、今現在、運行しております循環バスの運行時間帯の関係もございまして、どうしても通学時間に合わせるということが難しいというふうに考えてございますので、今のところ、残念ながら循環バスをスクールバスに利用することまでは考えておりませんので、ご了解をいただきたいと思っておりますし、また、子どもたちの安心安全につきましては、よく出ております野洲川西詰めの交差点改良等を進めましてやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 川口東洋君。

○7番（川口東洋君） 債務負担行為の行いにつきましては、これはなかなかわかりにくいだらうというふうに思います。ですから、市民の人たちにも、なるほどなというふうな形で一つ実施をしていただければ、そして、中主の商工会の会員の皆様方が目的のところできっと商売ができ、市民の人たちにも喜んでいただければというふうに思いますから、よろしく願いをしたいというふうに思っています。

循環バスを通学バスにというお話はちゃんと理解をさせていただいてよかったのですが、やっぱり深刻に、あの地域の人たち、親はお考えをいただいております、そんな交差点を通過して学校へ行くぐらいだったら、1つ近くに、隣接の守山市に吉身小学校があるじゃないかというお話がやっぱりつつい出てくるわけです。ところが、やっぱり野洲市の子どもたちは野洲市の学校施設で勉強させようじゃないか、責任持って育てようじゃないかという思いから、私、申し上げたことと、それから、交差点の改良につきましては、これも、何もすぐ、普通考えますと、やっぱりどうしても信号機があるということですから、路線があるということでハードで考えますよね、大体それが普通だと思うのですけれども、そうでないだらうと。現状の施設を、そう大きくさわらずに、あそこの交差点を、いわゆ

るまちの繁華街の真ん中にありますようなスクランブル方式にして、交通弱者の安全をまず第一に考えて改良してもらえないだろうかということを、一度、公安委員会に提案してみてもどうですかという提起を、私、したことがあるのです。だから、それに触れたわけですから、改めて、公安委員会に提案されたのか、それとも、まだそこまで行っていないのかということも、もし答えられれば入れて下さい。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 川口議員の再度の質問の西詰め交差点の件でございますが、これについては、ただいま、公安委員会と安全な交差点改良ということで協議をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 克君） 鈴木議員に発言を求められておりますので、これを許します。

○18番（鈴木市朗君） 先ほど、防災センターの件で、ゲートボールと申し上げておりましたが、グラウンドゴルフでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） それは、訂正すべきはしますけど、ゲートボールもしておられますよ。

○18番（鈴木市朗君） 要望されたその本人。

○市長（山崎甚右衛門君） された方がね。わかりました。訂正しておきます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 議第21号平成20年度野洲市一般会計予算についてお尋ねいたします。

教育費の項1、教育総務費、教育研究所事業費についてでございます。

当該研究所の条例及び規則に照らして予算説明と予算額の整合性について所見をお尋ねいたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 三和議員の教育研究所事業費のご質問にお答えを申し上げます。

教育研究所の目的は、研究所条例第3条、また研究所規則の第2条に規定されておりますとおり、教育に関する調査研究、図書や資料収集、教育関係職員の研修及び研究助成などを行い、本市教育の振興に資することとなっております。

これらの目的を達成するため、教育振興に関する調査研究等を行うと共に、教職員の資質向上を目指し、講座・研修を開催しております。

平成20年度の報償費23万5,000円の内訳は、調査研究活動に2万円、研修講座講師謝礼に21万5,000円としております。講師につきましては、市内の教員を講師に依頼することによりまして、教員自らの研修、スキルアップにつながりますことから、謝金を計上しておりません。講師謝金を必要といたしますのは外部講師や大学の先生でありまして、市内の教員で対応できない新しい情報や専門性に基づいた指導を適宜受けることとしております。

したがいまして、講座に係ります講師謝金として21万5,000円、及び調査研究活動の講師に招聘する大学の先生に対する講師謝金2万円、合計で23万5,000円が平成20年度の教育研究所におけます講師に対する報償費でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） この野洲市教育研究所条例第3条、ここに、教育研究所は教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行い、本市の教育の振興に資することを目的とするとあります。規則第2条の中に、条例第3条の目的を達成するために、教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究、また、教育に関する図書その他資料の収集、教育に関する各種資料の作成、教育関係職員の研修及び研究助成、教育に関する相談及び指導、教育委員からの指定された事業の6項目の事業が規定されております。

そこで、今予算、先ほどからこの予算書についてたくさんの議員が税のチェックをされておられます。100万、1,000万、億万というところでいろいろな面で質問をされておられます。私は、この教育研究所事業費44万2,000円についてお尋ねをするところでございます。

今申し上げましたこの6項目の規定は、野洲市の宝である子どもたちの教育に関する極めて重要な役割を担っていると、この研究所は言えます。しかし、この目的を達成するためには人的、そして資金、この裏付けがなくてはその成果を上げることができないのではないかというふうに、この予算を見て感じ取りました。

そこでお伺いいたしますが、当市の教育施策に対する研究所の位置付け、これが1点。
それで、この研究所に何を求めておられますか。

3点目ですが、18年度開所から3回目のこの予算付けです。18年度が36万4,295円、19年度が39万1,000円、そして20年度、今回の予算が44万2,000円、そのうち、今、部長が報償のことで申されました。報償費がほぼ50%です。これは講師の謝礼ですね。このわずかな予算が、将来を担う当市の子どもたちの教育に本当に役立つ予算なのでしょうか。ここに規定されております研究や研修が行える予算なのでしょうか。

先ほど申しました条例、規則に当たる目的が果たしているのか、果たせるのか、お尋ねをいたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 三和議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

ただいま、野洲市教育研究所規則の第2条の事業6項目を挙げていただきました。そこで、野洲市の教育研究所の教育施策に対する位置付けといったご質問でございますが、これにつきましては、ただいま、教育研究所条例の目的にもございますとおり、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資するといったそういう位置付けをしております。また、何を求めているのかといったことにつきましても、先ほど第2条の事業で6項目挙げていただきました、そうした目的を達成するためのそうした事業を教育研究所で行っていただくといったところを求めているものでございます。

平成16年、合併以来、開所いたしまして、それぞれ18、19、20年度の教育研究所費の予算額を今ご披露いただきましたが、これにつきましては、他市の事例を見ましても遜色のない予算額だと、このように考えております。

ただ、申し上げますのは、研究所の副所長の南出先生が、非常に人脈を広く、多く、各方面にお持ちでございますので、そうした人脈を活用いただいて、あるいはご紹介をいただいて、多様な分野の先生方を招聘して、野洲市内の小中学校あるいは幼稚園の教職員の研修の講師にあたっていただいております。教育研究所の運営方針を定めまして、平成20年度の計画で申し上げますと、事業の日程あるいは講座の予定では、本年、51の講座、あるいは、それ相当の講座の計画をいただいております。そうしたことで、副所長の人脈によっているところも大きいということもございしますが、他市の予算額の事例を見ましても、そう遜色のない予算額だと、このように認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 先ほど副所長の南出先生、今回でおやめになられるということをお聞きしました。今、この講師謝礼は、南出先生の人脈によってかなり浮かしているという、今、部長の答弁にもございましたが、次、来られた方が、またそれだけの荷を負うことになるわけですね。

今、国際的にも日本の子どもたちがすぐれていたと言われていた科学的応用力、そして、数学的応用力、こういう学習到達度が年を追って著しく低下していることから、今、本格的に教育再生が叫ばれています。当市の教育現場におきましても、独自の教育ノウハウとこの構築、その成果が求められているところだと思います。この多忙を極めておられる教育現場の先生方の今の状況、ここを見ますと、例えば理科や科学実験のおもしろさ、子どもたちに体験させるエキスパート養成、そして、数字を楽しく遊ぶエキスパート養成、こういうことで、この研究所がその使命を果たす大役の一端を担わなければならないのではないのでしょうか。

法におきましても、教育研究所は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これは昭和31年、法律第162号第30条の規定により設置されたものです。現在の教育研究所の設備などを見ておきますと、時々、私は、子どもたちの教育の中核、先生方の教育研究場所がどういうところかということによく訪ねてまいります。今言われました、条例のところにもありますが、専門的及び技術的事項、ここ、条例が入っているのですが、この講師によれば、今、副所長の人脈によってかなり助かっていると思うのですが、5万から10万の費用がかかりますね、専門的になりますと。専門書など文献をそろえようと思えば、1冊何万円もかかります。外部に調査を依頼すれば何十万円と費用がかかります。今お聞きしますと、図書費には、この開所以来、1円も予算が入っていないということをお聞きしております。それが、この3年間の30万から40万の教育研究所の費用でございます。

先ほど、近隣とほぼ同じ状況で予算を見ておられるというふうに部長は答弁されましたが、私の知っている範囲では、それは平均レベルよりちょっと低いのではないかというふうに思います。以前、市長は、教育のことにしまして私が質問したとき、「三和さん、野洲は教育を日本一にします」と、そういう答弁をされたとき、すごくうれしく思いました。ですが、今のこの教育研究所の予算を見ますと、本当に日本一に近付ける予算計上で

しょうか。100万以上の予算を付けているところもございます。お金ばかりが教育研究所のあり方ではないと言えそうですが、専門的な知識を得ようと思いましたが、国の情報を得ようとしたならば、やはり講師は選択すると思います。あるいは、文献においても選択をして私たちは学んでいっていると思います。

そこで、この事業費の財源ですけれども、例えば時間外手当の全会計合計が1億1,487万7,000円を精査し、これは18、19、20年度を見ておりますが、これを補正すれば容易に確保できると思うのです、これは総務の方の担当にはなろうかと思いますが。その根拠は、毎年度ほぼ同額で1億1,500万円の時間外手当を見ておられます。この時間外の予算執行率は、過去の実績及び執行見込み率から判断しますと、80%の執行率なのです。このことから2,300万円程度が余剰と判断されます。この時間外手当の方から、これから野洲市を担っていく子どもたちのために先生方の資質向上、あるいは教育研究所のすばらしさ、事業充実のためにも、私は人的増員配置やそういうものを考慮されてはいかかかというふうに考えます。

市長の日本一にする教育姿勢、これは本当に、以前、私はうれしくお聞きしましたが、実際、教育研究所のこの費用につきましては30万から40万、何度も申し上げます。これは、ほとんどが講師謝礼なのです。図書費用はゼロ円なのです。そういうところをかんがみまして、もう一度、今お尋ねしたことは3点ですね、やはりこの野洲市の教育研究所条例の3条にありますこれにのっとった教育研究所が位置付けられることを私は願って質問を終わります。答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員のご質問にお答えをいたします。細かいところは、また、部長の方から。

教育研究所に関わります私の思いでございますけれども、まず、教育研究所には県費の職員がおりまして、そして、現場を巻き込みまして、いわゆる現場から研究員を集めまして、それぞれの現場を回って、そして研究をする、あるいは実証授業をするとか、そういうふうにして、特別、よそから高額な講師をお願いしてというようなものではなくて、中で、いわゆる市内の学校の中で切磋琢磨していくと、こういうような大きな事業がございます。

それから、もう一つは市内講師の育成。市内で、人の前で専門的な話をして、そして、その人が高まっていく。同時に、市の教職員が高まっていく。これは、学校でいいますと

自校講師と言っていましたけれども、いわゆる研修に出れば、それを伝達する。人の前で話をする、あるいは教えることは2度学ぶことであるというような考え方から、市内の先生が講師になって、その講師の先生は、さらに伸びてもらって、そして、市の教職員も伸びていくという発想ですね。それから、先ほど、楽しい理科の学習とかがございましたが、これは、また別に制度がございまして、県の方へ申し込みますと、例えば企業と学校との間に、あるいは社会人と学校との間に世話役みたいな、そういう仕事をしていてくれる人がありまして、お願いをすれば、そういう人を探してくれるといたしますか、それぞれの学校で子どもたちが楽しく学べるような、そういう制度もございまして、今、教育研究所でそういうことをやっているわけではございませんけれども、教育研究所に関わります予算のご心配をいただいているのですけれども、市内講師の対応で野洲市の教育をさらにアップしたい、このような思いがございまして、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 三和議員の再々質問にお答えを申し上げます。

確かに、今おっしゃいますように、現在の我が国の子どもたちの状況、あるいは本市の子どもたちの状況といったものを踏まえまして、今後、理科や科学実験、そうしたものにもきちっと子どもたちが興味を持って導入ができる、あるいは学べる、そういう教師を育てる、いわばエキスパートの養成が必要だと、このように感じております。

そのために、教育研究所が果たす役割というのは大きなものがあると思います。したがって、研究所の設備、備品、あるいは図書等につきまして、先進の他市の事例を調査していきたいと、このように思っております。

また、研究所独自に、教育委員会も基本的には共有をしているわけですが、将来構想というのを持っておりますので、南出副所長からそうした構想も聞いておりますので、これの早期の実現に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 今の三和議員のご質問の中で、職員の時間外手当の執行率が80%で、毎年、不用額が出ていると。この部分を教育研究に回してはどうかということでございますが、これも、たまたまそのような状況が続いたということでございますので、

これは、あくまでも必要な経費として見ておりますので、この部分を当初計上から減らしてということは考えてございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（林 克君） 次に、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第21号平成20年度野洲市一般会計予算案について質問をいたします。

小泉構造改革により、お年寄りへの増税と負担増、そして、医療・介護、障がい者などの制度改悪、雇用や農業の破壊など、国民全体に痛みを押し付けました。さらに、三位一体改革により補助金、交付金が削減され、また、市町村合併によりサービスは低い方に、負担は高い方にと進んできています。

こうした中、アメリカや財界には大盤振る舞いの自民党政治の影響をまろに受けている国民の反撃が、今年の参議院選挙の結果ではないでしょうか。国税庁の民間給与実態統計調査では、平成18年分は年収200万円以下の人が40万人ふえ、1,022万人になったと報告されています。また、生活保護世帯も、2006年度で108万世帯となっています。また、中小企業におきましては、原材料の値上がりを価格に転嫁できず、2007年度の倒産は前年度比6.3%増の1万4,091件となり、中でも資本金1億円以下の中小企業の倒産が64%を占めています。労働者の収入も9年連続下がっている上に、派遣労働の規制緩和で不安定雇用が増大しています。

みずほ総研では、中小企業の低迷が賃金の低下につながり、それが個人消費の落ち込みにつながって、さらに中小企業の業績悪化を招く負のスパイラルに陥りつつあると警告をしています。

小泉内閣が進めた構造改革路線が国民生活を破壊した元凶ではないでしょうか。また、相次ぐ生活必需品の値上げに加え、今年4月からは電気、ガスなどの値上げも明らかになっており、ますます国民生活は大変な状況となります。こうした中、地方自治体が国民の防波堤となることが求められています。

平成21年度野洲市一般会計予算案では、県が一部負担を引き上げた乳幼児医療費について、市独自で補てんし、無料化を存続されたことは大いに評価できる点です。また、中主小学校のトイレの改修や野洲中学校の改築、耐震改修のための予算など、これまで要望してきたことが具体化されており、これらも大いに評価できる点であります。

しかし、指摘しなければならない点もございます。

日本共産党といたしましては、今年1月の衆議院本会議におきまして、志位委員長が「経

済政策の軸足を大企業から家計、国民へと転換させるべき。そうしてこそ貧困と格差を開いて日本の経済と社会を健全に発展させる道が拓かれる」と福田首相にただして言っております。国においても、政策の転換を求めて頑張っていますが、野洲市におきましても、以下の点を質問したいと思います。

第1点目は、同和行政において、昨年度の内容を踏襲されています。近江八幡市においては、今年の3月31日をもって同和行政を終結し、22館ある総合センターを廃止し、21人の正規職員と24人の嘱託、臨時職員などを引き揚げられます。

2007年に人権センターも指定管理者にし、市の職員はいません。隣保館も用途廃止を国に求め、承諾され、この3月議会には隣保館条例も廃止する条例が出されています。近江八幡市で差別がなくなったから見直しがされたのではなく、法がなくなり、一般施策への移行が言われている中で、地域住民の方も「もう終わりにしよう」という、こういう機運の中で同和行政を終結されています。

同和行政について4点を質問いたします。

まず最初に、野洲市では、逆に北比江の有隣館を新たに建て直すことになっており、いつまでも同和事業を残す方向でなく、終結をすべきと考えますが、見解を求めたいと思います。

また、予算書121ページに有隣館の建て替えのための予算が計上されています。今回、用地代として5,000万円、設計委託1,500万円、造成費2,100万円、合計8,600万円計上されています。建設費は幾らを想定されているのでしょうか。また、国や県からの補助金は幾らを予定されているのでしょうか。

2点目、予算書119ページに、工事請負費として3,300万円計上されています。予算説明資料に世代間交流木製健康遊具等設置とありまして、宝くじから2,900万円補助を受けることになっています。このような遊具の設置を地元から要望されたのでしょうか。また、今後も、各自治会に設置していく計画なのでしょうか。ご答弁をお願いします。

3点目、個人施策もまだまだたくさんございます。固定資産税の減免、国保税の減免、保育料の減免、65歳以上の高齢者の1割負担の免除など、いろいろな個人施策があると思いますが、それぞれ、金額を明らかにされたいと思います。合計金額もお願いいたします。

4点目、解放同盟や解放研究所などから新聞、雑誌類を130万円ほど公費で購入して

いますが、一部の運動団体の資料としての購入としては高額ではないでしょうか。見解を求めます。野洲市は人権と環境のまちを標榜されていますが、例えば環境問題では、どの程度、公費でこういったものを購入されているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

2点目は、放課後子ども教室と学童保育についてお尋ねいたします。

予算書343ページに放課後子ども教室の予算として1,400万円計上されています。また、347ページに学童保育運営費として1億4,100万円計上されています。

今回、初めて放課後子ども教室が通年で実施されます。最初から放課後子ども教室に希望されていたのであるならば何の問題も起こらないのですが、定員以上のため学童に入れず、子ども教室を選択しなければならなくなった児童がおられます。学童保育というのは、生活の場として保育が行われています。おやつづくりをしたり、宿題をしたり、友達と遊んだりという活動が行われています。また、指導員は、時には子育ての相談に乗ったり、学校と連絡をとったり、子どもだけでなく親も含めて1年生から6年生までの長きにわたるつき合いがあります。

以下、5点、質問をいたします。

①子ども教室の指導員の体制は常勤で複数体制がとられるのでしょうか。指導員の雇用形態はどのようにされるのでしょうか。

②学童を希望されたにもかかわらず、通年の子ども教室に行かざるを得なかった児童は何人おられるのでしょうか。

③学童保育の季節だけを申し込まれたにもかかわらず、放課後子ども教室に行かざるを得なくなった児童は何人でしょうか。

④昨年の放課後子ども教室の夏季子ども教室では、学校と子ども教室の連携は全くなかったように感じます。この延長では、これまで学童保育で行われてきたような子育ての支援ができないのではないかと考えますが、どのように対応されるのか、お尋ねいたします。

⑤季節子ども教室と通年を合わせると、中主や野洲では50人ぐらいになっています。これは、学童保育の1単位の数です。中主や野洲は、もう1カ所、学童保育所の施設が必要ではないでしょうか。学童保育では、休養室も、図書を読むスペースや遊びのスペースもあります。野洲は図工室、中主はミーティングルームと2階の物置を予定されていますが、休養室もなく、子ども1人当たりの面積として不足するのではないのでしょうか。これは、夏季子ども教室が行われる北野、祇王でも同じことが言えると考えますが、どのように考えておられるのか、見解を求めます。

第3点目、手数料の引き上げについてお尋ねいたします。

年金は下がる、給料は下がる、物価は上がる、その上、電気やガスの公共料金も上がる、手数料も上がるでは、「市役所、おまえもか」という状況です。

今回、証明書発行などの手数料が200円から300円に引き上げされます。12月議会の質疑で、引き上げ総額は600万円見込んでいると答弁されました。予算書29ページの手数料では、昨年度との比較では500万円増になっていますが、100万円の差は何でしょうか。この手数料を引き上げなくては財政が回らないというような状況ではないと思います。長い間、上げなかったなんていうのは理由になりませんし、647万8,000円の給与を基準に5分間の仕事の手数料としたという根拠については通りません。全体の4分の1は自動交付機で発行していますから、もっと安くなるということです。この点についての見解を求めます。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（前田健司君） 野並議員の、平成20年度野洲市一般会計予算につきましてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず1点目の、有隣館の建て替え事業についてでございますが、本市におきましては、法のあるなしにかかわらず、部落差別がある限り同和問題の早期解決を市政の重要な施策と位置付け、諸施策の総合的、計画的な推進に努めなければならないと考えております。今後におきましても、野洲市同和对策基本計画に基づき、解決に向け、取り組んでいくものでございます。

ご質問の有隣館の建て替えについてでございますが、近隣の例で申し上げますと、草津市、栗東市、また、甲賀市、湖南市におきましても、順次、それぞれ建て替えを実施しておられます。当市におきましても、旧中主町からの懸案でございました有隣館建て替えに着手をするものでございます。

この有隣館につきましても、第2種社会福祉施設の位置付けがございまして、この施設におきまして、地域社会全体の中で福祉の向上、また、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として生活上の各種相談事業、また、人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施をしていくものでございます。

ご質問の建設費につきましても2億円程度を見込んでございます。現在、基本設計を行っております、設計概要の作成に取り組んでいるところでございます。

また、補助金におきましても、隣保館整備事業費補助金で、国、県から1億3,000

万円程度を見込んでございます。

次に、2点目の木製遊具等の設置についてのご質問でございますが、北比江地区におきましては他地域よりも少子高齢化が進んでおりまして、特に高齢者が寝たきりにならないためのデイサービス事業の要望や、また、同和問題解決のため、周辺地域を含め広く地域住民との積極的な交流事業の取り組み促進が、地元からかねてより強く求められておりましたことから、このたびの日本宝くじ助成協会より助成の採択を得ましたので、遊具の設置を計画いたしましたものでございます。

なお、今後も各自治会に設置していく計画なのかとのご質問でございますが、現在におきましては、計画はございません。

次に、3点目の個人施策についてのご質問でございますが、固定資産税及び国保税、資産税割の減免、還付金につきましては、2007年度の予算ベースで申し上げますと、固定資産税では、210件で1,319万3,000円でございます。国保では、80件で97万6,000円でございます。また、保育援助費では、対象園児13名で137万3,000円でございます。そして、老人福祉医療費におきましては、26人で196万1,191円でございます。この4件を合わせまして、合計で申しますと1,750万3,191円となるところでございます。

次に、4点目のご質問でございますが、人権に関します文献や資料等につきましては、職員に対する効果的な人権教育、啓発を総合行政の中で実施していく上で不可欠なものであることから、その整備、充実に努めることが肝要であると考えております。

そして、市が保有いたします人権教育、また、啓発資料等につきましては、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、常に職員がこうした情報に触れやすい環境整備の充実に努める必要があると考えております。

また、購読部数等におきましては、必要最小限にとどめている現状でございます。

なお、環境関連におきましては、約7万5,000円の予算計上をしております。

いずれにいたしましても、職員が日ごろから人権感覚を豊かにするため、また、自己研さんに努めることが大切でありまして、主体的な取り組みを促すためにも、今後も人権教育、また、啓発に関します文献資料の活用に関する環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 野並議員の放課後子ども教室と学童保育所につきましてのご質問にお答えをいたします。

1点目の、指導員の体制でございますが、子ども教室のコーディネーターとして嘱託職員を1名、教室の指導員として4名の嘱託職員、合計5名の嘱託職員を中心といたしまして、子ども教室を運営してまいりたいと考えております。

通年の教室につきましては、2校の開催となりますので、指導員は各2名、また、季節教室につきましては5校の開催となりますので、コーディネーターを含む5名の嘱託職員と臨時職員によりまして複数名の大人が子どもたちを見守るように計画をいたしております。

2点目、3点目の児童数でございますが、通年の子ども教室に申し込みをいただいている児童は、野洲小学校18名、中主小学校13名で、合計31名でございます。

また、季節子ども教室に申し込みをいただきました児童数は、野洲小学校31名、三上小学校19名、祇王小学校22名、北野小学校21名、中主小学校37名の合計130名でございます。

また、4点目の学校との連携につきましてですが、学校施設をそのまま使用しておりますことから、学校とは連携、連絡をとりながら運営をしております。

また、子ども教室につきましては、子どもたちの自主的な学習の場、安心安全な居場所をつくることによりまして、子育てを支援してまいりたいと考えております。

5点目の学童保育所の施設の必要性でございますが、放課後の子どもの居場所づくりににつきましては、小学校1年から3年生は学童保育で、4年から6年生は放課後子ども教室に参加いただくことを基本に、学校との連携により進めるように考えておりまして、学童保育所の新たな施設の設置は考えておりません。

なお、通年教室の開催場所につきましては、野洲小学校は家庭科室、中主小学校は体育館の2部屋で開催を計画しております。

また、休養スペースにつきましては、各教室に畳とパーティションを準備しまして、少し休める場所を確保いたしております。また、学校と連絡をとりまして、状況によりましては保健室で休ませるなどの対応をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 野並議員の、手数料の引き上げについてのご質問に

お答えさせていただきます。

手数料の引き上げ見込み額100万円の差額でございますが、この部分につきましては、平成18年度の年間実績を踏まえて算定した額が600万円となったものでございます。20年度の予算の編成時期の積算にあたりましては、19年度上期の交付件数をベースに予算を積算したものでございます。

また、手数料の原価根拠でございますが、窓口での住民票の交付は、野並議員ご指摘のとおり、一般行政職の職員の平均給与の5分間という根拠で、1件当たり376円となっております。議員のご質問は、自動交付機での発行でもっと安くなるはずというご指摘だと思いますが、自動交付機による原価計算につきましては、機器のリース料、それと保守料、保守管理委託料を合わせて計算いたしまして、現在のところ、1件に係ります費用は764円の原価という計算になったものでございます。このことから、負担の公平さを確保する観点から改正したものでございます。よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

もとへ。746円です。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 第1点目の同和行政ですけれども、今、ずっと同じ、とにかく「法なくても差別ある限り」、「基本計画に基づき」という繰り返しであります。先ほど私も言いましたように、近江八幡市で、本当に画期的といいましょうか、3月31日でもってすべて終了していくという、こういうようなことが隣のまちで起こっているというのか、そういうふうな流れになってきているという中で、隣保館というのも用途を廃止していくという方向になっている。湖南の場合は、ちょっと本当に、その方向の流れからは逆行しているのですね。草津、栗東、甲賀、湖南とおっしゃいましたけれども。

こういう形でいきますと、大体、社会福祉法の第2条の3で、第2種で隣保館というのが出てきますね。隣保館の設置要綱というのがありまして、その法律がなくなって平成14年に通達が出されてきたわけですが、その通達を見ても、本当に自立を求めなければならぬ隣保館のあり方そのものが、何かもっと以前の状況に戻っているといいましょうか、厚労省の出した通知では、運営方針や、また、基本事業や、そういった中において、「地域住民」、「人権に関わる相談」というふうな形で、中に中という状況になっていっているのですよ。こういうような状況で、新たに隣保館の建て替え事業ということで補助金をもらい、建て替えていけば、本当に開かれていくような地域になってい

かない。それでいて、交流を広く求めるということで遊具の設置をされる。やっていることと、されることというのが全然合っていないのですよ。本当に開かれた形でもっと交流も深めていこうということになるならば、隣保館という形での建て替えではなくて、デイサービスをするのだったらデイサービスのそういう福祉施設として補助金をもらっていく。隣保館の建て替えじゃなくて、自治会館としても使われるというのならば、そういった形をとっていかれるとか、私は、これからの方向性としては、地域住民だけじゃなくてももっと広く市民が使えるようなものにしていかなければならないというふうに思うのです。

この社会福祉法の2種の中の11の隣保館の事業の中で、その他近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るといふような形で、これでも近隣なのです。全市民ではないのです。すごく限られているのです。こういうふうな限られた施設をつくっていくということは、私はちょっと異議があるというのか、本当にこれからの野洲の中で進んでいく道としては、こういう補助金をもらうのではなくて、もっと自主的な形で、建て替えが必要ならば建て替える方向性をとられた方がいいと思いますが、近江八幡では隣保館の建て替えはしない。解体。必要ならば自治会館として建設をする。また、児童館として建設をしていくということで、全市民を対象に、自治会館は地域を対象にという方向性を持って進んでおられるのです。やはり野洲もそういう方向に私は持っていけないのではないかと思います。見解をもう一度お願いいたします。

次に、個人施策の部分も結局同じですね。近江八幡ではもうないとおっしゃっていました。一遍にはできないとしても、順次やめて、もうない、現在ない。だから、今年の3月でやめられるのですよ。

ということで、野洲の場合、この方向性について「検討する、検討する」ということを聞いているのですけども、本当にどういうふうに検討されていっているのか全然見えない、前年踏襲ですから。この部分のお答えをお願いいたします。

それと、雑誌、新聞、情報に触れやすい。最低限必要というふうにおっしゃいましたね。これ、湖南の地域の中で、こういうところで啓発誌をとっているまち、たくさんありますが、湖南市と比べてみました。『解放新聞中央版』、湖南市に比べて野洲は26部多いです。『解放新聞滋賀版』、10部多いです。月刊『部落解放』、これは33部多いです。年間1万1,760円もするのですよ。これ、33部多く、45部とっています。月刊『解放教育』、これも年間8,880円するのですが、湖南市よりも9部も多く24冊。『基本法ニュース』の印刷代でしょうね、2円50銭、湖南市は出していませんが、野洲は1万7,

500円出しています。

こういったことを見ますと、本当に最低限の部分なのでしょうか。湖南省と野洲市というと同じぐらいの規模だと思うのですが、向こうの方がもうちょっと多いですね、人口、野洲よりか。そういう中で最小限ということには当たらないと思いますし、人権と環境と言われている、今、お答えでは、環境については7万5,000円。えらい違いと違いますか。

こういうような部分に関しても、資料として1部にとどめるとか、読みたいと言われる人があるのだったら個人で読まれるというような状況で、文献資料としてだったら1部あればいいのではないのでしょうか。インターネットでの検索もできます。いろんな形で、こういう部分の考えをお聞きしたいと思います。

放課後子ども教室につきまして、今、複数体制で嘱託と臨時を含めてということになっていますが、臨時の場合は毎日ではないですね。何日かずつの交代という形になっていますね。通年の子ども教室は、朝から夕方までだと思うのです、長時間もされますから。もう少し時間を7時ぐらいまで延ばされると思うのですけども、通年であると、本当にきちっと子どもたちを見ていかなくてはならない。そういうところにおいて、体制的に朝から夜のそこまで1人の嘱託の方がきちっとおられるのかどうか、そこらあたり、どういうふうな体制でされるのか、お答えを願いたいと思います。

中主と野洲が通年でされるということですから、夕方の時点、ずっと毎日されるわけですね。夏休みは、当然、朝から夕方までになりますし、季節の場合は、どこもかも、祇王も北野もすべてですけども、どういう形で本当にきちっと体制をとられるのかなという、通年の場合の、きちっと毎日同じ人が対応をされるのかどうかということも、ちょっともう少し詳しくお答え願いたいと思います。

それと、内容的に見てみますと、以前、こういうのをいただきましたね、19年度子ども教室の季節がどういうふうなことをやっていたかという。これを見ますと、かなりいろんなことをされているのですけども、単発的なメニューがたくさんあります。室内が中心になっていますけども、室外に出ていくようなそういったものは全くされないのかというところがちょっと、これを見ても、そういうようなものは全く書いていませんので、長い長い40日からの夏休みの中で室内のこういうものばかりなのか、どういうふうなメニューが入れられているのかというのが気になるところです。どうされるのか、どうされてきたのか、お尋ねをいたします。

今、夏休みの部分で1日の保育になるようなところで、季節子ども教室の場合、休憩室は保健室でというふうなことを、今、言われましたね。保健室の対応になるとなると、保健室に人がいないとだめだと思うのですけども、そういう体制をとられるのですか。保健室と距離は離れていると思うのですけども、図書の場合、パーティションというのはいり得るだろうとは思っているのですけども、休養室というのは、気分が悪くて頭が痛いとか、そういう意味で部屋が必要なために学童では部屋がつくってあるのですけど、その体制、どういふふうにするのでしょうか。

それと、学童の建設はないということをおっしゃったのですけども、やはり学童に申し込まれて学童に入れないという状況ですね。そういう中においては、やはり親が安心して働けるという形で来ていますので、子育ての相談もしてもらい、指導員と親との関係というのは、学校のような関係ではないのです。本当に家庭の中にも入り込んだ、そういう状況で1年生から6年生までをずっと見ていくという、長い目で子どもを育てていくという、学校の担任の先生は1年、2年で交代、持ち越しもあるかも知れませんが、そういうふうな関係ではないのですよね。もっと家庭に入り込んで、その人の家族やら生活も含めて相談にも乗りというふうな形で、そういうふうなところが、親が本当に頼りにしている部分で学童を希望されるという部分もあるのですよ。同じようなことをやっているというのではないのです。ですから、やはりこれだけ、50人からになるのであれば、1カ所ずつ施設が必要だというふうに私は思うのですけども、どういうふうに認識されているのか。来年度からは教育委員会がそれをすべて統括をされるのですから、そういうところで、本当に考えていただいているのかどうかというのをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（前田健司君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点ご質問いただいたと思いますが、まず1点目には、新しい有隣館の建設については、踏襲するという形で、また、近隣地域住民だけの施設になるのではないかというようなことで、そうした見解はどうかというご質問でございますが、これにつきましては、議員も言われましたように、新しい隣保館につきましては、社会福祉法に基づく隣保事業を実施いたします第2種社会福祉施設として位置付けられておるわけでございます。そしてまた、国の厚労省の定めております隣保館設置運営要綱によりまして、地域社会全体の中

で福祉の向上、また、人権啓発の住民交流の拠点となる、いわゆる開かれたコミュニティセンターとして各種事業を展開していくものというところでございまして、そうしたことで、広く地域住民が利用できるよう運営をすることとなってございます。したがって、利用の範囲につきましては、周辺地域のみならず全市域の市民の皆様方を対象とする施設として整備をしていきたいという考えでございまして。

なお、従来から有隣館なり隣保館で行われておりました事業につきましては、いわゆる基本事業と申しますが、本当のこうした隣保館設置運営要綱によりまして、特別事業というものもやはり展開をしていくことが義務付けられております。いわゆる市全体での福祉的なデイサービス事業、あるいはまた、市全域を対象にしました地域交流促進事業、こうしたものを新たな隣保館の中で展開をしてまいりたいというふうに考えておるところでございまして、よろしくお願い申し上げます。

それから、2点目の個人施策についての現在の見直し状況等についてのご質問でございますが、個人施策につきましては、一般施策の実施状況、また、同和地区の現状を踏まえまして、同和行政全般にわたり検討をすると共に、一般施策の有効かつ適切な活用を図るよう検討することが必要であるとの考えでございまして、個人施策につきましては、今後、見直しをしていきたいというふうに考えております。

このことから、既に関係課とも協議を重ねておりまして、見直し等が必要な事業につきましては、同和对策審議会において意見等を求めながら、野洲市同和对策基本計画の計画期間がございまして、平成18年から平成22年度でございまして、この期間の中で適正に処理をしてまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

それから、3点目のご質問でございますが、人権関係の情報誌、あるいはまた、参考文献等の購読状況とその考え方ということで、湖南市を例に挙げていただきまして比較をいただいたところでございまして、この人権教育等に関します参考資料等の購読につきましては、平成20年度におきまして、その購読のあり方を一部見直しをさせていただきまして、経費の節減にも努めたところでございまして。例に挙げていただいております中で、特に『解放新聞』につきましては、その購読部数ですか、そうしたものにつきまして見直しをさせていただいたところでございまして。

今後におきましても、こうした参考文献等、情報誌の必要性も十分考慮をした中で適正な購読になるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） ただいま、野並議員からございました再質問に対してお答えを申し上げます。

1点目は、通年の子ども教室の体制ということでのご質問でございます。毎日同じ人に対応できるのか、こういうようなご質問ですが、嘱託と臨時職員、これは学習のアドバイザーといいますか、指導員と安全管理のボランティアという形で臨時職員を募集し、必要な人員がそろうように、今、募集をしているところでございます。

その中に、保護者の方も月に1回程度は一緒にお入りいただいて参加いただこうと、このようなことを思っております。

また、内容についてでございますが、単発的なメニューというようなこともございますが、百人一首かるた遊びでありますとか、あるいは名札づくり、自主学習、あるいは一筆書き、すごろく、こうしたものもやっております。ただ、室内が中心で、室外の活動は全くないのか、こういうふうなお話ですが、運動場やグラウンド、そういうところでの戸外の活動はあると思っております。

そして、休憩室で、場合によってはということで保健室のことを申し上げましたが、保健室については、夏休みの場合でも職員室には先生がおられますので、そうした方々と連携をとりながら、そこで休ませている、こういうふうなことも申し上げました。

また、学童に申し込まれまして、学童に入れない児童。学童そのものは生活の場所でございます。子ども教室は学びあるいは体験のそういうふうな学習の場所でございますので、本質的には性格が違うわけでございます。したがって、そうしたことも理解をいただいた上で、なおかつ定員のオーバーのこと、超過のこと、あるいは待機のことを言われているわけですが、基本的には、学童は1年生から3年生まで、あるいは4年生以上の児童は子ども教室、こういうふうな形に持っていければ、待機の問題も解消できるのではないかな、このように思っております。そうしたことで、学童保育所の新たな施設の設置につきましては考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） ため息が出ます。

平成20年度で『解放新聞』の見直しをしたとおっしゃいましたが、全体的に、これまで何部、幾らのところからどれだけ削減をされたのでしょうか。

22年までに個人施策の見直しを行っていくということですが、これは、聞くと、一般施策に本当に移行していかれて、なくしていく方向なのですか。地域の事情に応じて何やかや言って付け加えられると、何といたって野洲は差別がある限り続けるという、それが大前提にありますので、ここをもう少しはっきりと、近江八幡のように個人施策はないとおっしゃっている、大津も、もうありませんけど、終了したところはないのです。本当に一般施策で全部されているのですよ。そういうことを本当にされるのか、もう少しきちったとした答弁をお願いいたします。

それと、学童ですが、今、部長がおっしゃったように学童は生活の場、子ども教室は学びの場という、違うのですよね、やっぱり。そうすると、学びの場に希望される保護者の方、それはそれでいいのです、わかって希望されるのですから。けども、やはり生活の場として必要だと思っておられる保護者にとっては、やっぱり学童は学童なのです。

夏休み、運動場で遊ぶ、そんなの当たり前ですよ。じゃなくて、校外に出ていくような、そういう活動を学童はされているのでしょうか、大変だけど。バスで連れていくとか、保護者も来てもらったりとか、大変けども、やっぱり中でばかりじゃなくて、そういうことをされるのですかということ聞いたのに、いや、室内だけじゃなくて運動場ですと、そんな。そんなもの、室内だけで子どもは遊んでいませんよ、絶対に運動場で遊びます。そういうことが本当に長い40日間の休みの中で、やっぱりめり張り付けたというのか、子どもが楽しむような、保護者も一緒にやってという、学童は生活の場ですから、親子も含めて生活をしていくという、そういう場でやっていますので、この子ども教室、40日間、朝から夕方までやる中でどういうことを考えというのか、計画をされるのかどうかということをお尋ねしたのですけども。

あと、休養室、これ、本当に夏休みに学校に来られている先生の協力はきちっと得られるのでしょうか。施設というのか、去年、祇王と北野へ行きましたけども、ものすごく先生、しらっとしてましたよ、「子ども教室、あ、あっちです」というような感じで。何か本当にそこまで学校の中でのあれがとれているのでしょうか、全部の学校でされるのですけども、とれているのでしょうかというのが、本当に、たくさんの先生がおられますので、順番、順番に、夏休み、先生が来られますから、その点をお尋ねしたいと思います。

それと、隣保館の建て替え、これは今聞いても、やっぱりこの補助金はもらうべきでない。だって、今言われた人権啓発の拠点でしょう、この有隣館が。普通、自治会館や児童館というのは、そんな人権啓発の拠点ではないのですよ。そういう意味において、ずっと

付いて回っているというのか。

地域交流という形でいろいろされる中で、野洲でもあるのですが、「あそこで着付け教室、ただでやってられる、いいな」という、それが教養を高め、地域交流という形になっているのでしょうか。そういうふうなことをやっぱり続けていくべきではないと思います。公民館活動として行われるというのだったらわかるのですが、どうなのでしょう。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（前田健司君） それでは、野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

1点目は、購読紙の関係でございますが、20年度に一部見直しをさせていただいた中身でございますが、特に『解放新聞』でございますが、これにつきましては、19年度は58部購読しておりましたものを41部に削減をさせていただいたところでございます。金額的には約3割程度になろうかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

それから、次の個人施策の関係でございますが、もう少し中身を具体的にというご質問でございました。

個人施策の見直しにつきましては、同和対策基本計画の計画期間内ということでも申し上げましたが、具体的には平成20年度が中間見直し年次でございますので、新年度、20年度にそうした中間見直しということで、現行の個人施策につきましては、一般施策化に向けまして、可能なものにつきましては進めてまいりたいと。そうした検討を進めていく年次にしたいということでございます。

それから、もう一つは、隣保館の建て替え、補助金をもらうべきでないというようなお話でございますが、これにつきましては、現在の有隣館につきましては、昭和36年ということでかなり老朽化も進んでおりまして、早急にこれは建て直していく必要があるということで、これは旧中主町のときからの大きな懸案課題でもございます。それが、1つは老朽化が進んでおること、そしてまた、もう一点は、先ほど申し上げましたように、社会福祉法に基づきます第2種社会福祉施設としてを主眼的に置きまして建て替えを行うものでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 野並議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

1点目、子ども教室について、校外での活動があるのか、こういうふうなお話ですが、

特に夏休みのことをおっしゃっているのだと思いますけれども、本年度、19年度に試行いたしました夏季休業期間中の実績を点検した上で、現在のところ、校外での活動は考えておりません。

また、2点目の、すべての学校で連携がとれているのかと、こういったご質問ですが、校長会でも申しております。また、学校ごとに協議をいたしております。そういうようなことで連携はとれております。

また、20年度からは教育委員会の青少年育成課で、それぞれ所管することになりますので、より連携を深めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（林 克君） 次に、第23番、河野司君。

○23番（河野 司君） 23番、河野でございます。

野洲市一般会計予算、20年度の予算ですけれども、その中、商工費。

先の議員も質問がございました。中小商業活性化事業補助金ということで2,000万計上されております。聞きますと、5年間にわたって2,000万を5回、上限1億ということで債務負担行為をするということでございます。

そこでお伺いいたしますけれども、20年度の予算2,000万はどのような形で執行されるのか。また、いつごろに執行される予定なのか、そのことをお聞きしたいと思います。

また、上限の1億円までということで、先ほどの答弁の中では幾らになるかわからないというような、そういう答弁もございましたけれども、1億円ということを設定されたその根拠、それもお聞かせいただきたいと思っております。

ご承知のように、この商業振興費、私も野洲町の商工会員として、今まで長年、町に対して、市に対して振興策をいろいろ要望してきた経緯がございます。ここに来て、この振興費、補助金という形で9割を補助するという形で執行されるということでございますけれど、なぜ今かということですね。なぜというと、今、野洲市が中主さんと合併をいたしまして野洲市になりました。しかしながら、商工会といたしましては、これからの話として、今、合併協議会の中で、来年、21年度合併を目指して協議をしていこう、また、それに対していろんな問題点を出し合おうという中で、本当に、今、微妙な時期といえますか、両方の商工会員の皆さんに聞きますと、大変デリケートな時期ということを私も思うのです。

そしてまた、振興策が必要だということはよくわかります。大規模企業立地法が改正さ

れまして、それ以後、やはり滋賀県内もそうですけども、野洲市におきましてもアルプラさんや、大手のショッピングセンター、今はイオンですけれども、そういう企業が進出してきて、野洲町商工会の人、また、中主の商工会の人もいろんな意味でダメージを受けたということがございますし、それに対して共存共栄を図っていく人もおられますし、それなりに努力をしてこられた。しかしながら、零細ということで、行政にお願いをしなければならぬ部分がたくさんございますので、ここに来て商工振興費という形でどんと出たということ、私も本当に大いに歓迎したい。これは、やっと市長もその気になったかという思いもしますし、そういう思いで、何も反対するわけではございませんけれども。

それと、この使途ですね、今年度2,000万使われます。そして、先ほどの話を聞いていますと、まだ事業計画もはっきりしないし、今、構想だけで、とにかく制度をつくったと。部長の答弁ですと、1つの振興制度だと、こういう考え方で先ほど答弁をいただきました。制度となりますと、野洲市の制度ですので、これは中主の商工会さん、また、野洲の商工会さん、等しくやはりそういう制度を受けなければならない。また、受ける権利があるし、執行側としては等しくそういう形で努めなければならない、こういうふうに思うわけですね。

そういう意味からして、1億、私は1億がどういう今に使われるかまだわからないのではっきり言えませんが、そうしたら、合併前ということで、今は野洲町の商工会さんが、やはりいろいろ今まで要望されてきた、Cブロックのことがありました、そしてまた、平和堂の前の土地の活用もございましたけども、そこらはやっぱり行政からの支援を受けられなかったということですので断念をされた。こういう経緯もあるわけですね。そういう中で、今、合併協議がされていると。合併をスムーズにやっていかなければならないという、皆さん、そういうふうな思っておられるわけなんですけども、聞きますと、「いや、そんなこと、うわさには聞いていたけれども、まさか」という思いをされている、野洲町の商工会さんの理事さんとか、合併協議会の中の役員さんですけども、私、それを聞きますと、そんなこと、いきなり決まってしまうと、野洲町商工会としても、これは賛成できかねると。理由はいろいろあると思うんですけど、後のランニングコストやいろんなそういう問題もございます。合併した後のことを心配されていると思うんですけど、それで合併がしにくくなるという懸念があると、こういうふうなことを私も聞きますので、ちょっとその辺をどの辺までご承知おきなのかお聞きしたい、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの河野議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、20年度にどういう形で執行されるのかという点でございますけれども、商工会の動き次第ということではあるのですが、私どもが、今回、当初予算で上げさせていただいたというのは、今、商工会で検討されているのが、3月に理事会を開催して、そこでおおむね形を決めるというふうにおっしゃっていただいています。そこから実務的な協議をスタートさせていただければというふうに考えておるところでございます。

また、商工会の最終的な意思決定としては、定期の総代会が6月というふうに聞いてございます。もちろん、定期でなくても、臨時でも総代会は開けるわけですが、そこをめぐりに、商工会としての意思決定を行っていきたいというふうに聞いてございますので、そういうスケジュールを勘案いたしますと、当初予算で私どもは準備をしておき、今までいろいろご指摘をいただいておりますが、そういったご指摘を踏まえて、より具体的な制度につくっていききたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の1億円の根拠でございますが、先ほどの本田議員のご質問の際にもお答えいたしました。現在、構想をつくられてございます。その構想をもとに1億円とさせていただいたものです。この構想では、1億弱の金額で掲げられておるのですけれども、恐らく、行われるいろんな事業を最大限盛り込んだものであろうということで1億円とさせていただきました。

もちろん私どもとしましては、より効率的に事業を行っていただければというふうに考えておるところでございますので、上限として1億というふうに考えておる次第でございます。

それから、3点目に、なぜ今なのかという話がございました。これも先ほど本田議員のご質問の中でもお答えいたしました。イオンの出店に向けていろいろご検討いただいておりますけれども、イオンの出店が遅れたということもございまして、本年度中に詳細を検討いただくということで進めていただいておりますけれども、少し遅れております。それで今の時期になっておるということでございます。

4点目に、商工会の合併との整合性ということでございますけれども、また、6点目でも商工会の合併を踏まえてということでお尋ねがありましたので、まとめて答えさせていただきますと、商工会合併の整合性としましては、平成19年10月に、市長立ち会いのもと、両商工会の会長が合併を促進することで基本協定書を交わしておられます。両商工

会の友好的な合併の障害となるような事業を行われるのではなくて、両商工会の発展につなげていただく事業になることを市としては期待しておるところでございます。

もちろん、先ほど本田議員のご質問でもありましたが、この事業の継続でございますが、この効果につきましては、当然、合併後も永続されることを期待しておりますのでございます。

5点目でございますけれども、旧中主町地区と、それから旧野洲町地区、商工会は、今、分かれておりますので、この公平性についてのご質問かと思えます。

今回の制度をつくるにあたりまして、まず大型店の出店により、地域商業を取り巻く社会構造の変化が旧中主町地域で現在進んでいるということから、この変化を地域商業に有効に働かせる絶好の機会にさせていただきたいという考えのもとにつくっております事業でございますので、今回の事業主体は旧中主町地域の唯一の経済団体でございます中主商工会を念頭に進めてまいっております。当然のことながら、事業全体の対象としましては野洲市全域を考えてございますので、地域全域の商業者の強力な参画のもと、旧中主地域の中小商業を盛り上げていただくことを期待するものでございます。

なお、野洲商工会とは、毎年、行政懇談会等を開催してございまして、その場、あと、日常的にも要望をいただいております。現在のところ、野洲商工会から本事業に関しての申し入れはいただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 河野司君。

○23番（河野 司君） 最後の方になりましたけれども、今、野洲町商工会の方からは、この事業に対しては申し入れはいただけていないということでもございましたね。それなら、当然、過去にいろんな申し入れ、要望はたくさんございますけれども、それも精査されて、野洲町商工会としては、その制度を活用するために申し入れをされるということが想定されますけれども、これに対してはどのように対応されるのか、これも1つお聞きをしておきたいと思えます。

また、これが執行されます。そして、構想を持たれておるものが建って、管理運営をしながら事業をされるというふうには想定をされます。その後、やっぱり補助金として出す以上は、後の、もちろん監査ですか、そういう事業評価等々、これは誰がどう責任を持ってやっていけるのか、これは行政としても責任があると思うのですけれども、その辺も明確にしておいていただきたいと思うわけですが。

あと、また、私も懸念という中で、合併に対する悪影響が出ないかということをお心配しておるといふことなわけですけれども、部長の答弁、両町のプラスになるようにやっていきたいとおっしゃっておりますけれども、結果として、やはりそれがマイナスに働いてしまうと、これは大変なことになるなと思うのです。せつかくやっぱり両町の商工会が共存共栄して、一緒に合併をして、強い商工会にならなきゃならないというところを、逆にそういう作用になりますと、これは誰が責任をとるのかという、これは、はっきり皆さんの中で自覚をしておいてもらいたい。決してそうなつては困るわけですけれども、これは、当然、執行側の責任になると思ひますし、いいと思つてやったことが、結局、そういうふうになったら、これは意味がないということをおもひますし、その辺も十分にご確認をしていただきたいと思ひます。

今、申しましたように、この制度、大変ありがたい、商業者にとっては本当にありがたいということ、これは先ほどの質問もございましたけど、公平に、もっと多くの人に参画してもらわなきゃならないということ、やはりこれ、構想だけにとらわれず、これは行政の皆さんも知恵をもつと出して、担当の方もそうですけれども、やはり野洲市全体の商業の活性化に向けた施策もこの中に含めていくという、1億に限らないとおっしゃっているのですから、私はそれは言つておきたい、このように思ひますので、一つこれもよろしくお願ひをしたいと思います。

また、本当にうまくいつていただくとありがたい話なのですが、イオンとの共存共栄ということ、これをおっしゃっているわけなのですけれども、やはり魚忠さんもございますし、鮎家さんもございますし、またまたそういうところとろんな問題が生ずるのも私も懸念しますし、イオンとの共存共栄、やっぱり物を建てて、そこに違ふ物販をして共存共栄というのはなかなか難しい。当初、イオンさんが出店される時には、当然、野洲町の商工会、また中主商工会に対して出店希望者、テナント募集をされました。そういう経過もございますけれども、賃料のことや、なかなか入りにくいというような中で、参加者がゼロだったと。これは、こういう共存共栄ということになれば、行政としてもその賃料の補助をするとか、やっぱりそういうことをもつと考へておいてもらわないと、ここに来て、箱を建ててやつてもらつたらそれで振興策という、この単純な発想で、私もどうかと思ふわけなのですけれども。

いずれにしても、この事業、せつかく商業振興という形の名前で2,000万計上された。これは尊重して、これからの両町の商工会の円滑化と、そしてまた、事業の成功とい

いますか、そこまでいかないと思いますけども、そういう前向きな。いや、そんな簡単に結論は出るものではないですよ、こんなもの、5年、10年かかるわけです。だから、そういうところも、やはり我々も注視をしていかないといけないということで、これは行政全般、皆さんに、議員さんにもそうですけども、言っておきたい。こういう気持ちで1つの2,000万というものを私たちも承認をしていきたい、このように思いますので、この辺、よろしくをお願いします。

最後、先ほどちょっと言いましたけど、部長、何を言ったかな、その辺の、私言ったな。

部長、頼みます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 河野議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、野洲商工会の方から同様な支援の要望があればどうかというご質問だったかと思えます。これにつきましては、仮定の話でありますし、また、私どもも検討しておりませんので、現時点でのお答えは控えさせていただきたいと思えます。

それから、2点目の、監査の責任でございますが、これは、当然、あるかと思えます。特に補助金というのは目的縛りでございますが、その目的を逸脱したものになっていないかということはチェックさせていただきたいというふうに考えてございます。行政的に見ますと、補助金の目的外使用という言い方をしますけれども、これになった場合は、それなりのペナルティーを科すということも考えていきたいと思っております。

それから、最後の方で、同じ物販でも共存共栄はなかなか難しいというご意見がございました。誠にそのとおりかと思えます。今回のイオンの出店にあたりまして、テナントで入る場合の支援というものを、これも商工会を通じてでございますが、私ども、用意しておったわけですが、先ほど議員の方がおっしゃられたとおり、かなりリスクを負って出店をしないといけないということから、現実にはテナントという形では入っておりません。

ただ、地元のお茶屋さんの製品としてのお茶は販売させていただいているということと、それから、周辺の農家の方の農産物、これについても、当然、手数料を支払ってではございますが、イオンの方で販売させていただいているということで、多少、地元の製品の販売にも貢献をいただいているところでございます。

いろいろご意見をいただきましたが、そういった意見を踏まえて、この事業を進めさせていただきたいと考えております。

以上で、回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 河野司君。

○23番（河野 司君） 部長に適切なお答弁をいただいたというふうに思いたいと思います。

責任の所在、やっぱり執行した後の責任の所在ということを私もさっき申しましたが、その答弁はございません。やっぱり、おっしゃっていた部長もこの4月からどこへ行かれるかわからない。このようなことも聞きますので、必ずその関係部長でおられるのか、次、もっと上に行かれるのかわかりませんので。

とにかく、今の最高トップ者は市長でございますので、やはりこの合併がうまくいっていただくようにということと、そして、新たな支援策が出たら、それは当然、前向きに取り組んでいくということを強く申しておきます。よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後4時08分 休憩）

（午後4時20分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、一般会計予算案、2点について質問を行います。

まず1点目、第6款農林水産業費、予算書の250ページであります。農地・水・環境保全向上対策負担金について質問いたします。

平成19年度からスタートしました事業であります。本予算案では、一階部分の共同事業では26地区、また、営農事業では、平成19年度からは1地区ふえて、20年度では21地区分の2,100万7,000円が計上されています。

この事業は、品目横断的経営安定対策と両輪で行われたわけですが、問題点もあります。

農業振興地域を対象に、農地と農業用水の保全・管理などいわゆる一階部分と、もう一点、環境こだわり農業への支援として化学肥料、農薬の使用を抑えた農産物の栽培等に対する支援の二階部分からなっています。この事業は、先ほど言いましたように、農業振興地域を対象にした事業であります。しかし、対象者は農業者だけではなく、自治会なり自治会の農業者以外の住民も参加し、農地や用水路の管理、農道の草刈りや補修等に取り組みます。しかし、そもそも環境保全向上は農振地域だけではないと思います。むしろ、今

日、市街化地域でも、あるいは集落内でも多くの河川には水も流れておりませんし、また、環境上いろんな問題があります。

ですから、この事業を農振地域だけではなく、地域全体の事業にすべきと考えます。こうすれば、文字通り市民全体の取り組みと認識が広がると考えますが、このような考えがないのかどうかをお聞きいたします。

2点目に、この事業では、環境こだわり農業への支援として、先ほど言いましたようにエコファーマーの認証制度が法律によって規定されています。これは、化学肥料や化学農薬を減らした取り組みをした場合、10アール当たり6,000円を補助する制度であります。しかし、補助は一階部分を取り組まなければ補助が受けられない仕組みとなっております。ですから、この部分も含め、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでいない地域や農家でも農産物の有機栽培生産者に、私は同じような支援をすべきと考えています。

今や、安心安全の農産物の生産は国民的課題であります。この点では、滋賀県の制度では環境こだわり農産物認証制度があり、10アール当たり2,500円の補助をしています。しかし、この制度は時限制度でありまして、恒久制度ではありません。この際、全体の制度として考えるべきと思いますが、見解をお聞きいたします。

3点目に、これまでから指摘されておりますように、この制度は報告書の作成など事務量が大変です。軽減策を図ることが必要です。可能な限り簡素化することが必要ですが、平成20年度は改善がされるのかどうか、この点、お聞きしたいと思います。

4点目に、これもご承知のように、この事業の補助金は後払いです。補助金の概算払いは、この19年度はたしか10月度でありましたが、地元が事業を行うとすれば費用立て替えが必要となります。この点、改善が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

また、毎年度の補助金は、その年度末までに使い切らなければならない制度となっております。地元の実情に合わせ、必要に応じて繰り越しができるように改善すべきと考えますが、どうされるのかをお聞きいたします。

いずれにいたしましても、農林水産省のサイドの問題で、今、質問いたしました内容について、制度的な枠を越える質問であります。見解をお聞きしておきます。

次に、第7款商工費、259ページです。中小商業活性化補助金について質問いたします。

午前からの質問を聞いておりますと、1億円の補助の根拠は商工会の構想に基づき決定をした。しかし、一方で、中身はよくわからない、これからと言われておりまして、この

ことも含めまして、これまでの経過なり、あるいは補助の目的なりがはっきりした答弁がされていないと思います。そういう意味で、先ほどと重なる部分がありますが、改めてお聞きいたします。

来年度予算案では2,000万円、そして、1億円の債務負担行為、これです。基本的な考えとしては、大型商業施設イオンの誘致により、今後、地元商業の支援あるいは活性化等いろいろ言われているわけでありまして。この問題で、市長はこれまで、今言いましたように、地元商業に対する支援と同時に、その中で、具体的に地産地消も重点に置いたものと、おおむねこの2点を明らかにされていたと思います。そして、今回、予算を計上されたわけでありまして、本来なら、その方向が定まっているものと解釈をします。これまで聞いていたのは、具体的には共同店舗建設への補助金であると聞き及んでいますが、以下、お聞きいたします。

1点目に、今回、補助金を計上されましたが、改めて補助の目的と条件についてお聞きいたします。

2点目に、提案されているからには、先ほど言いましたように、補助の目的と条件に沿った計画が策定され、その上に立っての予算計上であると思いますが、計画を改めてお聞きいたします。

3点目、具体的に補助金交付はどこにされるか、先ほど、これも質問がありましたが、改めてお聞きしておきます。

4点目には、共同店舗建設補助と思われますが、債務負担行為として単年度2,000万円、5年で1億円とされていますが、この間、建設費の支払いは誰が行うのか、そういうことも含めて、この際、お聞きしておきたいと思います。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの小菅議員の質問にお答えいたします。

まず、農地・水・環境保全向上対策についてでございます。

その中の1点目についてでございますが、農地・農業用水等の資源は食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮させるための基盤となる社会共通資本でありますので、これらの資源が、過疎化等により集落機能等が低下して、その適切な保全管理が困難となってきたというようなことから、この状況に対応するために、地域の農業者だけでなく、非農家も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うと共に、農村環境の保全等にも役立つ地域協働の効果の高い取り組みを促進するという必要があります。

て、これらの資源の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみでの効果の高い協働活動へ支援していくという考え方で進めておられる事業でございます。この事業は、国として、農業の持続的発展を図るという観点から諸施策を連携して講じて、継続的に農業振興を図る農振農用地を対象とすることとなっております。

2点目につきましてですが、県におきまして、安全安心な農産物を消費者に供給すると共に、琵琶湖の環境保全を進めるために、平成16年度より、環境こだわり農業として環境農業直接支払い制度が実施されてまいりました。今回、国において、新規に制度化されたということから、県の方で、国の制度の補完措置として、先ほど申しました直接支払い制度の単価等を見直した上で、平成20年までの2年間の継続をしていただいております。

なお、エコファーマーの認証につきましては、県知事の認証でありますので、環境農業直接支払い制度におけるエコファーマーにおいては、平成20年度までの期間となりますけれども、本市といたしましては、本制度の趣旨を踏まえて、この継続を要望していきたいと考えてございます。

それから、3点目につきましては、対象者の方々の要望により、提出書類のうち活動報告などにつきましては、平成19年度の年度途中から、5項目でありましたのが3項目になりまして、また、確認作業につきましては、写真が1作業3枚ということであったものを、原則、1作業1枚、作業日報については1日1枚であったものを、原則、1日1行にするなど、簡素化を図ってございます。

4点目につきましては、ご質問のとおり、地元が行う事業は立て替えにて進めていただいております。本市といたしましても、交付金の支払い時期については、できる限り早い時期に支払えるよう要望してまいりたいと考えております。

なお、交付金につきましては、使い切らなければならない制度ではありませんので、残したら、返していただければ結構でございますので、また、その分、翌年度減額するということでもございませんので、交付金の繰り越しにつきましては、現年執行が基本と考えてございます。自然災害等やむを得ない理由がない限り、行えないということで進めさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

失礼しました。もう一点の、中小商業活性化促進事業補助金につきまして、お答えさせていただきます。

まず1点目の、予算措置の目的、それから条件についてでございますが、地域小規模商

業者の経営安定及び地域振興を目的に、地産地消の促進、地域情報の発信や地域住民の需要の掘り起こし等を基本コンセプトとし、大規模店にはまねのできない、住民の視線に立った細やかなサービスの提供等により、地域商業を活性化してもらおうとする事業でございます。この目的にかなった計画であることが条件になるかというふうに考えてございます。

2点目の計画についてでございますが、中主商工会とは、イオンの大規模小売店舗の進出受け入れに関連しまして、地域商業を支援するための協議を重ねる中で、地域商業の育成を目的とした既存商業者への店舗新築に対する利子補給事業等の各種の支援事業を実施してきたところでございます。こうした一連の支援策を検討していく中で、大規模小売店舗の集客力を生かして、既存商業の活性を図る方法を検討してまいりました。

中主商工会では、平成18年度に地域商業施設設置検討委員会を設置されまして、地域商業施設設置基本構想を策定し、平成20年度の事業化に向けて、現在、具体的な事業計画の検討を進めておられます。これを受けて、市では、今回、予算計上をさせていただいたものでございます。

3点目についてですが、地域の商業事情を熟知する中主商工会が適当であると考えております。

最後に、4点目でございますが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、中主商工会が事業主体と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

続いて、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） もう一度お聞きしたいと思います。

1点目の質問ですが、この農地・水・環境保全対策事業、ちょっと長いので、これから

事業と短く言わせていただきますが、私自身、これは農水省サイドの事業だから、先ほど質問した中身は、ある意味、それを越える部分でありますので難しい問題はあるとは思いますが、先ほど言われましたように、例えば県の施策で、エコファーマーの継続を要望されているとか、それから、一定、改善された部分も先ほど答弁されましたね。それで、そういうことをまとめて、国に制度改正をきちっと主張すべきだと思うのです。そういうことをされているのかどうか、県を通じてなり、あるいは、先ほど答弁された以外に改善項目があるのかどうか、これをちょっと確認しておきたいと思います。

2点目には、いずれにしましても、環境問題は農業の分野だけではないのですよね、ご承知のように。この事業は、例えば農業用水で蛍復活の事業をされれば、これは事業の対象になりますね。しかし、河川なら対象外になりますね。現在、市内でも至るところで蛍復活の事業に取り組んでいるところがふえてきていますよね。だから、農業用水なら対象、河川なら対象外、これ、市民サイドから見れば矛盾ですよ、整合性がないですよ。だから、そういう意味でも、先ほど言いましたように農水サイドの事業だから、だめなものはだめということと言われるかもわかりませんが、市の独自政策も含めて、やはり何か考えるべきだと思うのです。先ほどのエコファーマーの問題もそうなのですが、市民から見ればそういう制度矛盾があるということ、その点の改善なり、あるいは市としての施策なり、考えられないのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

次に、2点目の支援の件であります。はじめに言いましたように、商工会からの構想に基づき1億円を決定したと。しかし、中身はこれからだと。私は、矛盾した答弁だから、的確な答弁をされないから議論が迷走していると思うのです。

そこでお聞きしたいのですが、1つは、経過をきちっとやっぱり報告すべきだと思うのです。いずれにしろ、問題点、1つは共同店舗建設補助の決定と目的、さっき言いましたけども、あるいは、2点目に、建設なり運営なりについて具体的な方向は定まっているのか。3点目が、ある意味、最も大事なことだと思うのですが、これが具体的な有効な支援策となるのか。それが大まかな3つの問題だと思うのですが。

それで、先ほど来、中身はわからない、これからだと言われているのですが、ここに商工会が会員の皆さんに配られた文書があるのですが、平成19年度の3月26日付になっていますが、地域商業施設設置基本構想の送付についてという文書があるのですが、ちょうど1年前ですね、ここにこう書かれているのです。

平成18年度、本会、本会というのは中主商工会のことですが、重点事業としてイオ

ン出店影響等の対策のため、地域商業施設検討委員会を設け、地域商業施設設置基本構想を策定してまいりましたが、このたび、基本構想がまとまり、野洲市長あてに報告いたしました。こう書かれているのです。

1年前に、既に構想を市の方は商工会からもらっているわけですね。先ほど来、その種の資料がなかなか、あるような、ないような、きちっとした説明をされるような、説明されないようなことをされていますが、だから、いずれにしろ聞きたいのは、1点目に、はっきり言ってほしいのですが、とにかく、この共同店舗建設に補助することはいつ決まったのか。

この構想は市の方に行っていると思いますが、ここに概要版というのがあるのです、商工会が発行されている概要版が。ここに、野洲市は、イオン出店に対する地域商業の方の立場から、地域商業施設の建設を支援します。もう既にここに書かれているのです。これは18年の12月だから、一、二年ほど前になるのですか。だから、2年前に既に共同店舗建設に対する補助をしますということは約束されていたのですか。ちょっと正確な時期を、今後の議論の展開のためにお聞きしておきたいのです。

それと、1年前にか受け取った基本構想はどう扱われたのか。そして、これに基づいて商工会と協議をされたのかどうか。その点、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

大きい2つ目になるのですが、建設なり運営について具体的な方向が定まっているのかどうかという問題なのですが、基本構想、全文じゃないのですので、私はこの概要版しかわからないのですが、ここには商工会が出資した会社もしくは組合が建設から管理運営すると書いていますよね、この中に。しからば、ちょっとお聞きしておきたいのですが、運営管理は、今言いましたように会社及び組合ということになっていますが、これは、市と商工会との合意事項なのか。

これに関連して、これもさっきから議論になっていましたが、補助金あるいは債務負担は、さっき答弁がありましたように、あくまで商工会と解釈していいのですか。この点も、もう一度確認しておきたいと思います。

それと、3点目、一番大事なことでありますが、具体的な有効な支援策となるのかどうか。もちろん私自身も、合併前から、この問題についてはいろいろ、議会でも質問したこともありますし、本当に商業支援なり、活性化なりを願うもので、今、商工会及び、それを受けて市が補助をして、本当にその立場でいけたらそれでいいのですが、ちょっといろいろお聞きしたいのですが、午前中來の答弁では、まだ場所もはっきり決まって

いないような言い方をされましたが、市の方に提出されている構想の中には、吉地596番地と書いていますよね。場所が決まっているのですね。建物は、延べが639平米、2階建てなのですけども、そうになっています。そう大きくない施設かなと思います。もちろん、これは決定のやつではないのですけど、構想ですから、商工会自身も、これはあくまで現時点での構想内容と断っておられますので、それはそうなのですが、こういう構想では、施設、かなり詳しく書かれていますので。

それで、本当に有効な支援策となるのかということでお聞きしたいのですけど、もちろん具体的なのは商工会でもっと詰めて議論されればいいわけですが、やはり行政なり、議会の立場としても、それなりに検証も必要だと思いますので、先ほど言いましたように、敷地面積が約900平米、1階が484平米で2階が153平米となっています。総床面積が637平米になっています。配置図では、1階部分に飲食店が1、それで、地元商業者から募集されるテナントといいますか、これが3店分ですか、その他に地域物産販売スペースとなっていますが、これはわからないから市にお聞きするのですけど、市はこの構想を持ってられるので。持ってられるのですね、今まで持っているというのを明らかにされませんでした。

それで、1億円の補助の割には、飲食店を含め3店、4店ですね。これ、わからないからお聞きしているのですけど、これで全体の商業者への有効な支援策となるのかどうか、ちょっとわからないので、市はそれでなると思っておいでなのか、お聞きしたいと思います。

現実の問題として、イオンもテナントを募集されました、たしか地元は入っていないと思うのですけど。つまり補償金なり、テナント料なり、店舗整備なり、数百万、場合によっては1,000万というお金が必要なので、なかなか中小商業者が、将来見込み、展望から本当に入れるのかなと、そういう危惧もするわけなのですけども、この点、現時点での構想なりのことについて、市はどう検討されているのか、これについて商工会側と協議されたのかどうか、ちょっとその辺についてもお聞きしておきたいと思います。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 農政問題は部長からお答えをいただくのですが、小菅さん、このことについては合併以来ずっと質問されてこられたのですね。しかし、現に、合併以前からこのルールは敷かれていますよ。ご存知でしょう。だけど、イオンの開店が、オープンが遅れた。それと、おっしゃるように、合併したときに何の構想もなかった。た

だ1億円が約束してある。これだけなのです。だから、我々は、それではいけないということで、18年度に検討委員会をつくれと。何をしようとしているのかつくれと。おっしゃるように19年の3月に構想をいただきました。

しかし、構想をいただいても、そのとき、まだイオンはオープンしていませんでした。皆さんもおっしゃったでしょう、実際、オープンするのか、逃げるのと違うのかと。いろんな疑惑があったのではないですか。そうでしょう。それで、ようやく4月にオープンする。あるいは連休にオープンする。夏が済んだらオープンすると。ようやく11月にオープンしたのではないですか。ずっと時期がずれているのです。だから、我々はそういう約束があってもずっと抑えてきたのです。しかし、そういうあやふやなことではいけないから、構想をまとめて下さいと。今おっしゃったそれは構想なのです。まだ実施計画ではありません。そうでしょう。

ところが、今ここに来て、イオンがオープンした。その影響がどうであるかは、朝から本田さんとも議論があったのですが、我々が予想していた以上に、地元には余り影響がなかった。むしろ購買力がふえたのではないかというような意見も出ています。だから、ここで、おっしゃるように地産地消、野菜をおつくりになっている方々からは要望を受けました。イオンがオープンしたらどこかで売らせてくれ、中へは入りたくない。これはやっぱり敷地の問題がいろいろあるわけです。駐車場の隅でいいから、テントを張らせて、そこで売らせてくれと。いろんなご意見があったんですよ。だから、地産地消ということから、それは可能なことをやりましょうなどということを取り組んできて、そのことも商工会の中には入っていますよ。

だから、今現に、一部の方はイオンの中で小売をしておられる方もあるのです。そういうような状態ですから、今ここに来て、そしたら、本当に市はやるのかということが商工会からあるわけです。そういう約束があるなら履行しますよと。そしたら20年度から踏み切りましょうということでここに来ているのです。

だから、私よりも小菅さんはもっと内容をよくご存知だと思えるのですよ、ずっと流れを。工業区域が商業を営んでもいいという用途区域の変更をされたときもあったのでしょうか。小菅さん、議員でしたでしょう。そうでしょう。私は全然知りませんよ、こんなこと。このときに、いろんな条件が付いているのですよ。それをずっと引きずってきているのです。その辺、部長は、このことは経過をご存知ないから私が言っているのですが、そういうことを踏まえて、これから、やっぱりその検討委員会で構想をまとめていただいて、その上

で議論をすると、こういうことで私は踏み切ったわけですから、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

まず、ちょっと質問の順序とは逆になりますけれども、話の流れから、中小商業者への補助の話からさせていただきます。

まず、構想について何点かお尋ねがございました。構想を市が持っているのを明らかにされていらっしやいませんでしたということでご指摘がありましたけれども、これ、たしか私の記憶が正しければ、ホームページ等にも、いただいたというのは載っていたような覚えがありますので、ちょっと確認させていただきますけど、ただ、議員さんに物としてお配りしていないのは確かでございますので、これは私ども、こういったものがあると必ず配っているわけではないのですが、今回の場合、いずれ議会の方に協議しないといけないというのは明らかな問題ではございましたので、私ども、以後、こういった計画につきましては配らせていただくようにさせていただきますので、その点、申しわけございませんでした。

それから、構想についての市のスタンスでございますが、この構想は、中主商工会の中に設置されました地域商業施設の設置の検討委員会が策定したものでございます。この検討委員会の中に、市の職員の方も参加してございます。市の方の立場としての意見も述べさせていただいた上でまとめていただいたものです。

ただ、ご理解いただけるかと思いますが、こういったものの取りまとめの性格上、必ずしも市の意見が全部入っているわけではございませんで、あくまで委員会として取りまとめられたものでございますので、中には、必ずしも市と見解を同じにするものではないところもございます。

これに対する市のスタンスでございますが、市としては、これを中主商工会がまとめられたということは尊重してございます。ですので、今回の予算要求をさせていただいたということでございます。

しかしながら、再三申しておりますが、より具体的に実効性のあるものにしていただきたいというふうに考えておまして、これについての具体的な協議は市と商工会では行っておりませんが、市の方から商工会には、これについて民主的に、より詳細に具体化をし

ていただきたいということをお願いしておる次第でございます。要は、具体的に商工会として意思決定を経たものにしていただきたいということをお願いしておるものでございます。ですので、その暁には、正式に市と商工会の方で構想について協議することも必要だと考えてございます。

それから、いつお決めになったのかということではいただいておりますが、先ほど市長から話をいただきましたので蛇足になるかもしれませんが、例えば議会におきましても、昨年この席で、私もこの件についてご説明したかと思っております。田中良隆議員の学校給食にまつわる質問の中でこれに言及してご質問がありまして、私の方から、地域商業施設につきましては、地域内小規模事業者の経営安定並びに改善発展を図りまして、地域振興に寄与することを目的として、中主の商工会の方でその設置を検討していただいているものと承知してございます。その検討内容について市の方にも報告をいただいております、というふうに明言してございます。その案の中に、地域産業の育成を図るために地産地消の地域特産物や農産物の販売や企画を行うということも業務にしたいということで案をつくられていると聞いてございます。市としては、大変結構なことで、これをご支援申し上げる考えでございますということで、この場でも、私の口から申し上げております。ですので、この基本構想があることを知らないとか、いつ決定されたのかというのは、ちょっと私としては心外なという言い方はきついかもかもしれませんが、ちょっと意外な思いをしておるところでございます。

それから、農地・農業用水等の資源保全に関わりまして行っておる事業につきまして、再度の質問をいただいておりますけれども、議員ご指摘のとおり、制度的な枠というものもあるのですけれども、農業の持続的な発展のためにやっている事業だということは、やはり外せない、予算におきましても、あくまで農業用の補助というか、交付金としてご議論いただき、お認めいただいているものかと思っております。

議員のご質問の中でありました、例えば蛍の復活をするときに、農業用水だとできるけれども、河川だとできないというようなことがございました。これは、市民の目から見たらおかしいじゃないかというようなことがございました。まさに私どもからすると、この水路が農業用水路なのか、また、河川なのか、何の役目を果たしているのかというところをしっかりと市民の方に知っていただくというのも大事じゃないかと思っております。蛍の復活だけに目を向けるというのはいかがなものかと思っております。やはりそこは農業用水であって、どういうふうに使われている、誰が管理している、そこは河川である、どういう役目を果

たしている、誰がその手入れをしている、管理をしているかということまで目を向けていただいて、その維持管理なり、蛍の復活なりに参加していただきたいというふうに思うところでございます。

これは蛍の復活に関わらないのですけれども、まさに蛍を見て川を見ずということではなくて、そこの施設が何かということを見ていただく機会にもなるのかと考えてございますので、今回の事業というのは農業の維持発展のためにしておると。この蛍の復活というのがそれにも資するのだということをご理解いただきたいなど。その上での活動であってほしいなというのが私どもの希望でございますので、以上、お答えとさせていただきたいと思えます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 農地・水・環境保全事業は、さっき言いましたように農水サイドの事業ですので、そういう意味での枠があるのはよくわかるのですが、蛍だけでないと言われましたが、蛍を例えに言ったわけでありまして、言いたかったのは、環境問題は農地、農業はもちろんのこと、全市、全市民の課題ですよ、環境保全は。だから、そういう意味から1つの例を出して言ったわけでありまして、そういう意味では、先ほど言いましたように農水サイドの制度上の枠はありますが、それを補完する市なり、あるいは、この事業についての改善方向も含めて考えられないのか、そういう立場でお聞きしましたので、これは指摘しておきますけども、そういうものと思って、今後よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、2点目の問題であります。私もはじめに言いましたように、工場団地の計画から造成、これまでの経過、もちろん知っていますよ。それから、先ほど市長はよく知っているはずだと言われましたが、商業地域への変更のこれについて、これは議案として上がりましたが、だから、当然知っていますが、その関連で、とりあえず1億円は補助しますという、そんなこと、私はこれまで公式の場で一度も、合併前から合併後も聞いたことがありませんので。聞いたことがありませんので、合併前も合併後も。それはご理解しておいてください。知っているのに知らないような質問をしているのではないのです。

それで、一応、これまでそれなりに答弁して、心外な部分があると言われましたが、しかし、そうならば、なぜ、これもはじめに言いましたように、午前中からの答弁を含めて、何かはっきりしない答弁が続いているわけですよ、決まっているようで決まっていなとか。部長がそう言われるなら、答弁、構想は決定ではないわけでありまして、こういう

構想のもと、提出されたこれについては、現在、これまでの野洲市の考えから見てどうなのかということも含めて、午前中來、答弁されたらよかったです。それなのに、まだはっきりしない、そればかりを強調されていたのと違いますか、午前中來。だから言っているわけでありまして、心外と言え、言葉を返したい気分です。そういうことです。

それで、いずれにしましても、最大の大事な点が、本当に有効な支援策となるのかどうか。私自身も、本当にイオンが進出して、中主地域を中心に、商業者中心に支援なり、あるいは活性化なり、地域全体が発展するなり、それを望む立場から市があらゆる支援をされることについては本当に喜んでいるといいますか、肯定しているのです。

しかし、するからには、やはり、先ほど言いました有効な支援策となるのかどうか、そこが大事だと思うのでお聞きしているわけでありまして、先ほど來、はっきり答えていただかなかったと思いますが、多分、構想からはそう大きく離れないと思うのです。この構想に基づいて、かなりこれに近い線で、場合によっては決まっていくのではないかなと思うのです。だとすれば、1億円の割には、この店舗で本当に全体の支援策になるのかどうか、素朴な疑問がありますので、それについて、構想の段階であるが、市はどう思っておられるのか、改めてお聞きしておきたいと思います。

現実の問題として、こういう店舗方式で、なかなか地元の小さい商業者の皆さんが資金的にも入りにくい、そう思ったりしますので、本当にこの方向が成功するのかどうか、やってもいないのにわかるかと言われればそれまでだけでも、そういうことも含めて、きちっと、商工会は商工会で考えられますが、市は市として、また、この予算を提案されたからには、議会は議会として、やはり検討しないといけないと思うのです。

だから、今、ほぼこの構想に沿った内容が出てくるのであれば、今言いました件について、市はどう思っておられるのか。午前中ありましたように、場合によっては他の支援策があるのではないかと、そういうことも含めて、検討しなければならぬ事態になるかもわからないということを含めて、こういう問題ですので、改めてもう一度、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） それでは、小菅議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初に、先ほどは、私よりも議員歴の長い、しかも中主の議員様に、済みません、言われるとは思わなかったという点もあったので、ちょっと感情的になったこともありまして、その点、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

基本的に、小菅議員、それから、今日、朝から本田議員、川口議員、それから河野議員が言われたご意見、私ども、そのご質問にお答えはしていますけれども、反論はしていません。それは、基本的に思いはやはり一緒だと思います。先ほど小菅議員がしきりに言われました、その効果はどうなんだというところや、河野議員や本田議員も言われました、責任者というか、責任は誰が持つのだといった点は、私どもも大変気にしておるところでございます。まさにその点を商工会の方でどのように考えて、実際にこういうふうにするというふうに示されるのかというのを、今や遅しではありませんが、お待ちしております。お待ちしております。

構想に対する見解ということではございましたが、まだ構想でございますので、直接の見解としては差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、気持ちというか、見る目線というのは、今日、各議員からご指摘いただいたところと何ら変わることがないかと考えてございますので、今日いただいた意見を踏まえて、この計画には市としてもあたっていきたいというふうにご覧のとおりでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 暫時休憩。

（午後 5 時 1 0 分 休憩）

（午後 5 時 1 3 分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開催します。

次に、議第 3 3 号から議第 4 1 号までの各議案に対する議案質疑通告書は提出されておられません。よって、質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終結いたしました。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第 4 号から議第 4 1 号までの各議案は、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第 5）

○議長（林 克君） 日程第 5、請願第 1 号（後期高齢者の命と暮らしを守るための緊

急請願書)を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり文教福祉常任委員会に審査を付託します。

(日程第6)

○議長(林 克君) 日程第6、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、発言を許します。

その発言順位は、1番、公明党、2番、日本共産党野洲市議会議員団、3番、豊政会、4番、ネットワーク野洲、5番、市民ねっと、以上のとおり発言をお願いいたします。

それでは、公明党、第3番、梶山幾世君。

○3番(梶山幾世君) 3番、梶山幾世でございます。平成20年3月定例会で、私は公明党を代表して質問させていただきます。

平成20年度施政方針について、まずはじめに、平成20年度予算案についてお伺いいたします。

本市の平成20年度一般会計では、前年度当初対比6.1%増額の173億5,400万の予算が計上されました。予算は、地方公共団体の長が行政を進める上での設計図であり、市民の要望に応える青写真であることから、市民もこの予算に対する関心は高く、注目をいたしております。

そこで、まず1点目に、6.1%の増額の原因となった地方債の繰り上げ償還についてお伺いいたします。

国の制度改正により、公的資金補償金免除繰り上げ償還が創設されました。地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、平成19年度からの3年間に限り、5%以上の高い利率の公的資金の繰り上げ償還について、通常発生する補償金が免除される臨時特例措置であります。通常、公的資金を償還期限前に繰り上げ償還する場合、補償金を支払うこととされており、安い金利に借りかえたとしても、事実上、不可能に近く、実現できなかったことでした。しかし、公的資金補償金免除繰り上げ償還では、抜本的な行政改革、事業見直しを行うなど、経営改革を前提とするならば、この補償金が免除されるわけであります。

本市において、これら対象となる市債はどのくらいになるのか、また、この繰り上げ償還による影響額の効果はどのくらいになるのか、お伺いをいたします。

また、財政改革を要する大事なときに、地方債を上げてまで、なぜ6.1%の増額予算を組まなければならなかったのか、見解をお伺いいたします。

2点目、昨年示された新たな財政構造改革プログラムに基づく県内部の改革による本市の影響ある補助金等の見直しはどうだったのか、具体的にお伺いいたします。

3点目、人権、環境、協働の視点から見て、効率的、効果的にまちづくりの取り組みを推進されたとありますが、平成20年度に生かされた施策評価による検証、施策の優先度、事業評価による検証、外部評価制度により提案された内容等はどのようなものがあったのか、お伺いいたします。平成19年度と比べてどうだったのか、具体的にお伺いをいたします。

4点目、特別養護老人ホーム施設の増築、改修に対する補助について、待機者数の多い介護施設に対し補助していくとありますが、現在の各施設の待機者は何人おられるのか、今後、施設をどうとらえていくのか、新築の計画はあるのか、また、施設で働いておられる方の教育、若手の育成をどのようにしていかれるのか、お伺いいたします。

5点目、限られた財源で事業を進めるにあたって、その財源を起債に頼るところも大きいわけではありますが、昨年6月、通常国会で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立いたしました。

この法律では、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率の4つを健全化判断比率としております。この健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、財政健全化計画や財政再生計画を定めなければならないとなり、自主再建の選択も厳しくなっております。また、国の関与も出てきます。

平成20年度から適用されるこれらの措置に対して、本年度予算編成のかじ取りは市長としても真価が問われることとなりますが、実質公債費比率は、今後、急激に上昇することが危惧され、財政健全化団体となることが予想されると思いますが、市長はこれらの措置をどのように考えておられるのか、今後の展望とあわせてお伺いいたします。

次に、教育について、子どもと向き合う時間の確保についてお伺いいたします。

教員の不足と忙しさは、全国の公立小中学校に共通しております。教師は、保護者の要求や事務事業に追われ、子どもと話す時間や授業の準備が十分とれないだけでなく、余りの忙しさに体を壊してしまったり、うつ病になるなどの事例も少なくありません。

文部科学省は、このような教育環境を改善し、公立学校の教師が子どもと向き合う時間を確保するため、2008年度に、公立小中学校の教職員を3年ぶりにふやすと共に、小学校を中心として7,000人の非常勤講師を配置する計画であります。来年度より、各

都道府県が、退職教員や経験豊かな社会人等を学校に非常勤講師として配置する外部人材の活用を推進するため、退職教員と外部人材活用事業がスタートをいたします。教員の給与と同様、報酬の3分の1を国庫負担とする新規事業で、来年度、政府予算案としても29億円が盛り込まれました。財政状況が厳しい中で独自に非常勤講師をやりくりしている自治体にとってはありがたい制度となります。

具体的な取り組みとして、習熟度別少人数指導の充実、小学校高学年における専門科教育の充実、小1プログラム、不登校等への対応、特別支援学校のセンター的機能の充実などに力を入れ、教師が子どもと向き合う時間の拡充を図っていきます。

さらに、今、自分の仕事を持ちながら学校で先生として授業を行っている特別非常勤講師の経験を活かした授業が非常に人気で、小学校での活用件数も増加しているとのことです。各学校の校長が各都道府県の教育委員会に届け出ると、教育委員会は先生として正式に認め、給料も支払う仕組みです。幅広い経験や、すぐれた知識、技術を持つ社会人を教育現場で活用することは、学校の多様化や活性化を目指す上で非常に重要と考えます。

支援制度が始まるこの機会に、経験豊かな社会人等を活用する制度づくりを考えてはどうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、利用しやすい図書館へ、図書館に闘病記コーナーの設置についてお伺いいたします。

本年1月30日の朝8時半過ぎ、NHKのテレビを見てほしいと1本の電話が携帯電話に入りました。家族の病気が長年回復に向かわず、悩んでおられる方からでした。必死の声に、出先にいた私は、すぐに家に戻り、テレビを見ました。そこには、脳梗塞を患っておられた方が図書館にある闘病記を読み、著者の体験に共感すると共に、著者が取り組んで治されたりハビリを自分で実践され、回復に向かったとの放映でした。明るく元気にご夫婦で散歩されたり、トレーニングに通われるほほえましい姿が映っていました。鳥取県だったように思いましたので、インターネットで調べると、闘病記コーナーに約250種の病名で分類されている闘病記文庫の写真が出ておりました。また、他の県の図書館にも闘病記コーナーが設置されておりました。

電話をされた方は、長年、医者にかかっても治らないことで、本屋に、図書館にと足を運ばれているのですが、数も少なくてなかなか参考にならなかったようです。テレビを見られて希望を見出され、野洲の図書館にも、ぜひ闘病記コーナーを設置してほしいと切に訴えておられました。

他にも同じ思いを抱いておられる方はあると思います。本は生きた体験です。平成20年度図書費も予算化されております。ぜひ病気で悩んでおられる方の立場に立って、市民の声を大切に、闘病記コーナーの設置が必要と痛感します。見解をお伺いいたします。

次に、食の安全安心についてお伺いいたします。

食の安全を脅かす事件が相次いで発生する中で、消費者の食に対する監視の目も強くなっております。市民の健康を守る立場から、消費者の視点を生かす体制づくりはとても大事です。食に関わる問題は命に影響する問題も発生することから、食の安全情報を提供したり、また、市民から情報を受け付ける体制づくりは大事かと考えます。

埼玉県志木市では、食品表示についての関心の高まりなどに対して、全国の市町村に先駆けて志木市食品表示ウォッチャー制度条例を制定し、全市民を食品表示ウォッチャーと位置付け、消費者と事業者が共に食品表示への関心を高め、食品の安全性を確保すると共に、市民に安全を提供し、よりきめ細やかな体制づくりを構築しております。

本市においても、市民の方から食の安全安心に関わることで気が付いたことがあっても、どこに電話をしたり、問い合わせをしたらよいかわからないとの声も聞いております。市民から見てわかりやすい窓口や、気軽に相談できるコーナーを設置する等、食の安全情報が受け付けやすい体制づくりが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、少子化対策の一環として、妊産婦に優しい環境づくりについてお伺いいたします。

平成18年6月議会で、マタニティーマークの活用で妊産婦に優しい環境をと質問させていただきました。マタニティーマークをストラップやバッジにしてバッグ等に付けてアピールすることで、妊産婦は安心することができます。母子手帳と一緒に渡してはと提案をいたしました。答弁では、マタニティーマークの入った物品の配付やポスターを掲示するなど、取り組んでいくとのことでした。

他市においては、ストラップ等の配付で妊産婦に喜ばれている声を聞いております。ぜひ早急に取り組む必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、現在、野洲病院の産婦人科では、妊産婦に配慮したマタニティースイミングが実施され、参加者に喜ばれている声を聞いております。地域医療の充実のために助成が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、人に優しい観光地づくりについてお伺いいたします。

高齢者や障がい者にとっても安心して手軽にできる旅行を促進するためには、利便性の向上は不可欠であります。単に交通アクセスが便利であることだけにとどまらず、交通

施設や宿泊施設周辺のバリアフリー化は大事であります。高齢者等の観光ニーズが高まりを見せる中で、人に優しいバリアフリー観光地づくりに対して、市長のお考えをお伺いいたします。

また、観光客への情報提供も充実させていくべきだと思います。京都では、観光客の多様なニーズにもきめ細かく対応するために、全国で初めて、市内のコンビニエンスストアやカフェ店舗132カ所で、京都まちなか観光案内所を開設し、無料の観光マップやパンフレットを置いて、旅のおもてなしをしております。各店の入り口には、京都観光案内のステッカーを掲示し、店員が周辺観光地の交通機関利用の案内なども行い、観光客はいつでも24時間利用できるとしております。

本市においても、一人でも多くの人に野洲の観光地を知ってもらうためにも、こういった取り組みを参考にされてはと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 代表質問でございますが、公明党を代表されました梶山議員からのご質問にお答えを申し上げます。気分を新たにしてお答えを申し上げます。

一部、教育委員会に関わる問題がございましたので、これは教育長の方にお答えをいただくという予定をしております。

では、まず、平成20年度の施政方針についての第1点目の、公的資金の繰り上げ償還についてお答えを申し上げます。

まず、市債の公的資金の繰り上げ償還、いわゆる金利が5%以上の国の財政融資資金を平成19年度から平成21年度までの3年間で、民間資金に低利で借りかえる制度につきましてでございますが、一般会計債及び下水道事業債、あるいは水道事業債、合計で約29億3,000万円が対象になることになっております。その利息の支払い額の減少に伴う効果額は、一般会計債では平成28年度までの間で約4,500万円、下水道事業債で平成32年度までの間で約4億900万円、さらに、水道事業債で約7,800万円となり、全体では約5億3,200万円の効果があると想定をいたしております。

また、起債に関する質問でございますが、平成20年度では、一般会計総額で16億6,610万円の借り入れを予定しておりますが、この中には公的資金の借りかえ債が3億1,280万円、普通交付税制度上の政府の割り当て的な起債によります臨時財政対策債が4億7,000万円含まれており、本市の事業に充当します起債については、8億8,33

0万円となっております。この額は際立って大きな額でないと認識をいたしております。財政構造の計画では、最高で18億ぐらいまでは取り組んでいきますということをお答えをした覚えがございますが、今現在ではここまで下げました。

いわゆる繰り上げ償還での借りかえで3億1,280万円、障がい者自立支援費や児童手当などの扶養費で約2億5,000万円、投資的経費、いわゆる普通建設事業費で約1億2,000万円が主なものでございます。これは、9億9,100万円の内訳を申し上げているのですが、この投資的経費につきましては、市民の安心安全の確保に重点を置き、教育・福祉施設の耐震化に向けた経費を主なものとして計上したものでございます。

以上がご質問のありました詳細説明であります。引き続き、起債の抑制や歳出の削減、さらには歳入の確保の視点を重視して財政運営を行っていきたいと考えております。財政健全化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

幸いに、19年度の決算収入では、大型法人からの3億5,000万からの法人税が、予算を見てもらったらわかりますが、入っております。20年度の法人税の額も3億5,000万、昨年度と比較して、余計、収入を見込んでおります。

そういうことから、健全化に向けた取り組みがなされていこうと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の、県の財政構造改革プログラムに基づく本市の影響等についてでございますが、合計で16件の事業に対して影響がございます。その中で、市の負担となった件数は5件で、影響額は752万円でありました。

中でも、福祉医療費助成では713万円の負担増となっております。これは既に皆さんもご理解を賜っているところでございます。

また、本市が県の制度に準じたことから、結果的に市民等に影響が出た事業の件数は11件で、総額698万円でございます。

第3点目の、市政評価における検証の内容と、昨年度との比較についてのご質問でございますが、施策評価に関わって、その結果を平成20年度の予算編成方針大綱及び同施策別改善目標の内容に反映をいたしました。

概要を申し上げますと、子育て・子育て支援の充実施策、青少年の健全育成施策、学校教育の充実施策、市民活動の促進施策等を重点施策として、施策間における優先度が高いと評価した他、施策内の事業のあり方に関わっては、例えば子育て・子育て支援の充実施策においては放課後の子どもの育成、教育に関わる事業の連携強化の必要性を検証した

ところであります。

また、事務事業の内容評価による検証については、予算に大きく関連する主要な改善事項79件のうち35件を、おおむね、また、一部反映をいたしました。

主なものを申し上げますと、家庭児童相談事業における相談体制の充実、人権啓発事業の担当部署の一元化、特別支援教育の充実や発達支援システムの充実、高齢者や障がい者に対する現金等給付型の事業の縮小と、相談体制・施設環境の充実等を図り、20年度からの改善を図ったところでございます。

また、外部評価委員会においては、123件を検証いただき、うち、予算に大きく関連する主な指摘事項60件のうち、まず平成20年度でおおむね実現できる見込みのものが19件、一部実現できる見込みのあるものは4件となっております。

内容については、先ほど申し上げました内部の事務事業評価の結果と重複するものもありますが、窓口証明サービスの充実や、高齢者に対する自立生活支援事業を維持していくことなどについて予算等に反映をいたしたところでございます。

次に、4点目の、今後の介護保険施設についてのお答えでございますが、まず、市内の3つの特別養護老人ホームと老人保健施設の2月現在の待機者状況についてでございますが、具体的に数字で申し上げますと、悠紀の里が228人、うち、市内のいわゆる市民です、113人、あやめの里が266人で、うち市民が127人、ぎおうの里が144人、これはすべて市民です。寿々ほうすが77人で、うち市民は28人、こういう状況になってございまして、トータルで715人、うち市民が412人と。これはトータルです。

今後の介護保険施設の人数については、来年度に平成21年度から23年までの第4期介護保険事業計画を策定する予定であり、その中で具体的な目標数値を立てることになっておりますので、現時点では数値的なものはお示しできない状況でございまして、ご理解を賜っておきたいと思っております。

次に、施設職員の教育、育成の件でございますが、各施設、事業所は、それぞれの施設設置基準で研修を受けることが義務付けられておりますので、県下で行われる施設関係職員の各研修の受講や、施設独自の研修機会の確保などを行われていることから、市独自の研修については行っておりません。

ただし、居宅介護支援事業所の介護支援専門員については、地域包括支援センターが毎月実施している居宅介護支援事業所連絡会議で研修の機会を設けております。

第5点目の、財政健全化に係る判断比率についてのご質問でございますが、実質公債費

比率につきましては、平成18年度決算で15.1%、県平均は16.3%です。平成19年度見込みで14.8%、平成20年度の見込みでは14.1%と、年々減少傾向になると、現在のところ、予想をしております。

しかしながら、今後、公共施設の耐震改修計画を進めていくと当該比率も高くなりますが、自らの財政状況を総合的に把握、分析し、歳出全般の見直しによる財源の重点的な配分と徹底した行政改革に取り組むと共に、計算の分母となる数値について十分な配慮をしながら、財政情報の提示にも努力し、市民の一層の理解のもとに財政健全化の積極的な取り組みを進めることによって再建団体への移行は食いとめていきたい、このように考えております。

次に、食の安全安心についてのご質問でございますが、ご承知のように、昨年来より食肉の偽装や、しにせ和菓子の表示偽装、さらには、今年に入って冷凍ぎょうざの中毒事件等、食の安全を揺るがす事件が多発しており、食の安全に対する市民の関心も高まっています。

食の安全についての体制づくりにつきましては、市民課総合相談窓口を第一窓口とした野洲市住民・人権相談総合推進委員会のネットワーク機能を活用した体制づくりに向け、協議、検討を進めているところであります。

また、議員よりご紹介をいただきました埼玉県志木市の食品ウォッチャー、片仮名はまずいのです、私、ごめんなさい。大体、片仮名で答弁するのは、これはやっぱりいけないです。日本語できちっと答弁しないといけない。例えば野洲市消費生活研究会の皆さんに、まずウォッチャーになっていただくなどの方法もあるかと思っておりますので、先例事例などを参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

今後においても、市民の命と健康を守る関係機関が連携した中で、健康推進課が核となって推進強化を図ってまいりたいと思っております。

次に、妊産婦に優しい環境づくりについてのご質問にお答えします。

また片仮名なのですが、まず、マタニティマークの活用についてであります。平成18年6月議会で、ご質問の答弁として、マークの入った物品の配付やポスターの掲示等に取り組むとのお答えをいたしました。しかし、マークの周知がまだまだ不十分であったことから、この周知を図る取り組みが重要であると考えまして、国や県と同じく市においても、国のホームページの活用や広報誌、ポスター掲示、リーフレットの配付などにより、周知に取り組んでおります。また、母子健康手帳の交付時には、妊婦に対し、マークの周

知と活用について情報提供を行い、本年度から、ご希望の方にシールをお渡しいたしております。今後も、妊婦に優しい環境づくりの推進のために、このマークを広く市民に周知を図り、活用していただきたいと思っております。

また、次に、スイミングについて質問がございましたが、野洲病院と野洲市が協議をいたしまして、平成15年から総合体育館の温水プールで事業を開始され、継続実施をされております。

なお、産婦人科の医療機関や民間事業所で妊産婦を対象にさまざまなサービス事業が提供されております。このような中で、特定の事業についてのみ助成をしていくということは困難であろうと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

6点目の、人に優しい観光地づくりについてであります。国が、平成19年6月に策定した観光立国推進基本計画の中に、バリアフリー新法に基づく公共施設等のバリアフリー化や、移動制約者等の旅行機会を拡大するためのユニバーサルデザインに配慮した旅行商品の開発などがうたわれ、国において、そのガイドラインを策定しているところでございます。

本市にとりましても、この計画に基づき、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に過ごしていただけるような観光地づくりに努めてまいります。

次に、来訪者の利便性を高めるために、本市での観光案内所を野洲駅南口に設置している他に、市観光協会、物産協会等と連携をして、市内の宿泊施設をはじめ、来訪者が多く集まれる公共施設や民間施設にご協力をいただき、観光パンフレット等を設置しております。今後も継続していきたいと思っておりますし、この取り組みをなお一層深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 公明党を代表されました梶山議員のご質問にお答えをいたします。

子どもたちと向き合う時間確保についてのご質問にお答えをいたします。

教員の超過勤務時間の多さや多忙化につきましては、その改善に向けて文部科学省も予算措置を示しています。

その1つが、議員ご指摘の外部人材の活用事業であります。小学校高学年での専科教員による指導、それから、小1問題、不登校への対応のために3年間で1万5,000人の

非常勤講師を見込んでいます。今のところ、県教委からの説明はございませんけれども、できるようになれば、積極的に活用をしていきたいと考えます。

なお、今も県独自で社会人活用の制度が設けられております。週当たり4時間ですが、コンピューターに堪能な方や陶芸家、音楽家など、専門家の方々を非常勤講師にお願いして指導をしていただいております、子どもたちにも好評でございます。

次年度につきましても、学校からの希望を取りまとめまして、県へ要望をしております。

次に、「図書館に闘病記コーナーの設置を」に関するご質問につきましては、鳥取県立図書館の他、東京都立中央図書館など、大規模な公共図書館で数年前から取り組みが始められており、最近その成果が大きく評価されてきました。野洲図書館でも、従来、読み物として分類されていた闘病記を医学の分野に再分類をし直しまして、それぞれの病名に区分し、闘病記というキーワードで司書が検索しますと、すぐに取り出せるような工夫を始めています。

野洲図書館では、闘病記関連の図書は医学の棚に、普通の医療関係の図書と並べて配置しております。それは、その病気についての正確な情報が書かれた図書とあわせてご利用されることが多いことへの対応でございます。

闘病記コーナーの設置をというご提案ですが、図書館にはいろいろな問題を抱えて、他人や家族にも相談できずに、自分だけで情報を得ようと来館されるケースが数多くあり、周囲の視線などで逆に棚に近寄りにくいということも配慮をいたしまして、闘病記コーナーと掲げて特別な棚をつくってはおりません。野洲図書館本館の開架室には、新たに闘病記のキーワードを付けた図書が91冊あり、その他、書庫や分館にも同様の本を所蔵しております。高齢者や障がい者の家族を持つ方の手記や介護経験、カウンセリングの本なども含めると200冊以上の関連図書を所蔵していることとなります。これらの本は、統計データを見ますと、数多くの利用実績がございますので、市民の皆様には十分利用をいただいていると思います。

今後とも、闘病記関連図書の積極的収集に努めますと共に、医学や介護の書架表示板に加えて、闘病記の本も並んでいることも表示し、また、広報などにも関連図書を紹介するなどして、丁寧な案内を心がけてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目、予算案の中からですけども、るる、市長の方から答弁いただいたわけですけども、厳しい財政状況の中で、市民に応える施策ということで。その中で、非常に厳しい状況の中、歳入確保の視点を中心に財政運営をしていくという、そういうことなのですけども。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後5時56分 休憩）

（午後5時58分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に戻り、会議を開きます。

○3番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま、市長の方から、今回、非常に厳しい財政状況の中、基金を取り崩してまで市民の付託に応えようということ、るる説明がございました。その中で、お伺いしたいと思います。

まず、歳入確保の視点を重視した財政運営ということですが、歳入の確保についての具体的な取り組みについて、まず1点、お伺いいたします。

それから、今回、基金を取り崩されて、基金もあと8億ぐらいしか残っていないわけですが、今後、市長として、基金の確保をどのくらいのベースで、安定した財政運営ができると思いなのか、この点についてもお伺いいたします。

次、県の財政構造改革プログラムに基づく影響額につきまして、金額を述べていただきました。今回、県が一方的に市に対する負担を申し出てきたわけですが、特に福祉・医療費の助成等は、野洲市が取り組んでいる福祉施策に大きな影響を与えるものであると感じたわけですが、今回、県の制度に準じたものだけでも市民への負担が、先ほどの答弁の中で11件、698万円とありました。こういった一方的に県が取り組んだことに対して、市長は、今後、県に対してどのような申し入れをされていかれるのか、この件についてもお伺いいたします。

それから、次に、事務事業評価の検証の中で、発達支援システムの充実が挙げられています。本年4月から設置され、発達支援センターが開設されますが、この運営体制は、人員の配置等、特別支援を必要とする子どもたちへきめ細かな対応ができるのか、また、社会への自立に向けた取り組みが期待されますが、その体制になっているのか、また、この4月、野洲養護学校が開設されますが、この養護学校との連携を十分にとって、安心した社会進出のフォローができるのか、この点についてお伺いいたします。

次に、高齢者や障がい者に対する現金と給付型の事業を縮小したとありますが、この事業の縮小に対して、これは市民のニーズに合ったものであるかどうか、お伺いいたします。

次に、特別養護老人ホームの増築、改修に対する補助についてですが、非常に待機者の多いのには驚きました。520名、野洲市でいるということで、こんな多い中で、悠紀の里に10床、1,400万かけて悠紀の里だけふやされる根拠はどういうことだったのか、お伺いいたします。

また、待機者がいる中で、在宅介助者は大変な思いで、また、腰を痛めながら、介護保険も使わないで頑張っておられる方がたくさんあり、かなりの負担となっているということをお伺いしております。こうした在宅介護者へのフォロー、ケアは、今後どのようにされていくのか、また、要介護、要支援の認定者数の最近の状況はどうなのか、また、各種サービスを適用されている施設の最近の状況はどうなのか、お伺いをいたします。

次に、教育長の方から答弁がございました、子どもと向き合う時間の確保についてでございますが、今の答弁だと、どちらかといえば県からの指示待ちで行っていくというふうを受け取られて、積極的に、そういった子どもと向き合う時間の確保、自主的な取り組みの提案はなされなかったわけですが、せんだって、私、新聞で、関東の方だったと思うのですが、インターネットでも出てきますが、授業で世の中科というのを取り入れた、ある中学校の状況が紹介されておりました。この中学校では、その世の中科というのをくって、年々学力が向上しているということで、それは学校を支える地域本部を設置し、父母やOB、地域の大人たち多彩なスタッフと大学生がさまざまな活動で学校を支えているということが理由の1つだと書かれておりました。

例えば土曜の午前中や放課後、夏休みなどに子どもたちが自主的に勉強する寺子屋を運営したり、また、図書館の運営や校庭の整備などにもそれに取り組んでおります。

その結果、教師の負担が大幅に軽減され、教師が授業に集中し、子どもたちに向き合う時間が生み出されたと、さまざまな紹介がある中で、このように紹介されておりましたが、こういった例も参考にしながら、また、野洲市におきましても独自の考えも、こういった国の施策だけを当てにするのではなく、もちろん国の施策も積極的に取り入れていただきたいですけれども、その上に、ぜひ、教師が安心して、ゆとりを持って子どもたちと向き合えるようにしていただきたいと思いますが、再度、見解をお伺いしたいと思います。

次に、図書館の件でございますが、今の答弁ですと、闘病記コーナーは設置はしない方がいいというふうにとれました。闘病記コーナーを設置すると、そこに利用しようと思っ

た方の、ある意味ではプライバシーが損なわれるのではないかという声があるということですが、私は、先日も、この質問にあたって図書館に行ってみました。闘病記コーナーをどうして探そうかと思って、そこにたどり着くまでにも時間がかかったのですが、ナンバー16のところに医学関係というサブテーマが書かれておりましたので、医学書のところに行きますと、今、答弁にありましたように、内科や、心のケアや、それぞれ両面でそういう医学のコーナーがありました。その中に闘病記コーナーを配置しているということでありました。また、図書館長の方からもちょっと説明をしていただきましたが、一市民がそこに行って、闘病記の著書を見つけようと思っても非常に難しいです。それは実感いたしました。

私の方に相談なさった方も、とても難しくて、テレビで放映されたように、ここは闘病記コーナーですよと言っていたら本当に探せる、それを探すだけでプライバシーが損なわれるというような感覚は全くないですというふうに言われました。それよりも、早く見つけられるようにしてほしいという思いを述べておられました。

図書館は図書館なりのポリシーを持って、これがベターだという思いで取り組んでいただいているとは思いますが、一利用者の市民の感覚からいくと、またそこにギャップを感じるものがあるのではないかというふうに思います。私も、そこで、今、91冊あるということで、もっと調べれば、分庁、分庫とかを入れるともっとあるということも伺いましたけれども、この91冊、もしあるのであれば、そういったコーナーを設けて、ここは闘病記コーナーで、ここでじっくりご覧下さいという特別なコーナーを設けると、それは目立つかもわかりませんが、書棚の中に闘病記が配置されておりますというふうに書かれて、そこに闘病記の本をずっと調べておいて、先ほど医学コーナーとおっしゃいましたが、その横に医学の本がいっぱいあるわけですから、そこでまた調べることができるわけなのです。私は、図書館のそういった思いがあるとは思いますが、一利用者の立場で、利用する立場であれば、私は、別個に設置して、そういうことを求めている利用者にはすぐに闘病記の本を、いろんな自分の求める病名に合わせて手にとってみる方がいいと思います。

インターネットやパソコンを使えばいっぱい出てくることではありますが、やはりそれも十分使えない方もありますし、家の方では、インターネットもパソコンもない方もありますので、やはり図書館を1つの生きていく希望のところ、本当に本を頼っている方にとってみれば、やはりそういう声も取り入れて、再度、そういうことも考えていただきたいと

いうふうに思いますが。

それと、今そのような答弁ですと、闘病記コーナーを設置してほしいという方のニーズに合わないわけですが、これにかわる方法として、どのようなことを考えておられるのか、再度、お伺いいたします。

それから、食の安心安全についてでございますが、購入したものがおかしい場合、食は生命にも影響する問題で、緊急を要していきます。

ただいま答弁いただきましたが、ネットワーク機能を活用して協議、検討ということですけれども、今こういう緊急事態にありまして、検討ばかりしている場合ではないと思うのです。早急に、そういった体制づくりをすべきかと思えます。

この市民課総合窓口を受け付けということですが、ここに言えばきちっと対応できるようになっているのでしょうか。消費生活相談員の方が受け付けされると思うのですが、それで対応できるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、志木市がされておりますウォッチャー制度の取り組みを野洲としてはどのように、今後、考えていかれるのか、この点、お伺いいたします。

次に、マタニティマークの配付についてですが、これは、シールを渡してられるということで周知しているということですが、シールの啓発とありますが、私もシールを見せてもらって、張るものなのですが、一度張り付けると、次のところに移動できないですね、シールというのは。やはり何枚もいただければいいのかもわかりませんが、そういうものをべたっとうこういうところに張っても、すごくセンスありませんし、本当に、それを張られる方はないと思うのです。やはり、そのシールを使って「私は妊産婦ですよ」ということをアピールするためには、やはり多少センスがあって、ちょっとハイカラなバッジや、ストラップをバッグにかけて気付いてもらうとか、さりげなくそういったアピールをするものが私は必要かと思えます。それで、啓発を兼ねたマタニティシールとあわせて、18年度、配付すると言っていたいただきました物品を早急に考えていただきたいと思えます。見解をお伺いいたします。

それから、マタニティスイミング、特別な医療機関に応援できないということなのですが、今、総合体育館で平成15年から実施されておりますが、野洲病院からも派遣で応援に行っているということも聞かせていただきました。このマタニティスクールは非常に財政難で、将来はできなくなるかもわからないという声も聞いております。そういったことを考えた場合、今、野洲病院はできないということですが、そういった厳しい

状況になることを想定した場合に、総合体育館への助成は考えられないのかについて、再度、お伺いしたいと思います。

最後に、人に優しい観光地づくりでございますが、今、公共施設や民間施設にはパンフレットを設置しているということでしたけども、先ほど、京都の例を挙げましたが、コンビニエンスストアというのはいろんな広範囲な利用があるわけですけども、こういったコンビニエンスストアの設置は考えていかれないのか、また、今後、観光案内の手段として観光案内テープ、これは今つくられているのかどうかわかりませんが、こういったテープの貸し出し等はされているのか、考えていくことはできないのかについてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） お答えを申し上げます。代表質問は市長が責任を持って答えよと、こういうルールのございですが、ただいま質問いただきました内容は細にわたり徹に至っていますので、ちょっと部長の助けを受けないと、数値なんかは間違えてはいけないので、よろしくお願いたします。

その中で、基本的なことについては私の方から申し上げたいと思います。

厳しい財政状況の中で、収入を主にした財政運営を図っていく。これは予算の理論ですが、収入あつての支出が成り立つわけでございますから、やっぱり徹底した収入を求めていくと。これがやっぱり一番肝要であると思います。

中でも特に税なんかにつきましては、課税客体を的確につかんでいくと。こういうことを専門的にやっぱりやっていって、課税をしていくということと、あわせて滞納整理を重点的に取り組んでいく。今日の新聞で、滋賀県と、あるまちとが体制を組んでやるということがありました。私どもうっかりしていたのですが、ああいうことが誘いがあったんだなという思いをして、言うなれば反省をしております。やっぱり一自治体に取り組むのではなしに、全体で取り組んで、総体的な取り組みも必要であろうと思います。

そういうことから、収入の徹底した取り組みを図っていきたい。中でも、私は特に、大企業と言うといけませんが、大きい企業を対象にした法人税をいただきたいと。だから、工業支援条例を認めていただきまして、3年間の時限立法でございましたが、今で16億ぐらい、やっぱり補助金を出していかないといけない。これもまた5年ほどかかるわけなのですが、そういうことをしてでも収入は、現に固定資産税でも今年の予算は増収になっ

ております。こういうことをして、やっぱり収益を図っていかないといけない。だから、今日あす、目先の問題じゃなしに長いスパンで、そういう体制を取り組んでいきたい、こういう思いをいたしております。

企業立地法も、おかげさまでああいう形で指定を受けられたということは大きな前向きだと思います。私があるテレビの取材を受けたときに、野洲市は人口の増はどうですかと言われたときに、おかげさまで自然的に増加はありますが、あえて人口増加しようというよりも、私は、まずはやっぱり行財政基盤の確立を図りたい、財政の確立を図りたい、こういうふうに申し上げたこともあるのですが、人口も、伸びるといことは若者が伸びますから、高齢化率の分母がふえるのですから、それはそれで必要だと思いますが、それよりもやっぱり財政基盤の確立を図りたい。そのことによって教育、福祉に手厚い施策を講じていきたい、こういう思いをいたしております。

それと、基金の確保でございますが、絶えず私は、基金と言われるとちょっと反発をするのですが、今我々が預かっております基金は、繰越金ですよ、これ。そうでしょう。予算を始末して始末して執行して黒字になりましたと。次年度へこれだけ繰り越します。だから、繰り越しとして、ちょっと一時、基金に預けておきますと、こういうことが、今、野洲市の基金なのです。だから、それをすぐに明くる年に取り崩していく。だから、表現の仕方に「基金を取り崩して財政の健全化を図った」と、そうではないのですけど。そういうことも言っています。言っていますけど、実質はそうじゃないのです。

基金というのは、我々が思う基金は、やっぱり固定した資産、あるいはそういう流動的なものから定期的にきちっと入ってきて、それをもっと言うなら長い年限ずっと積み立ててきて、災害なり、伝染病が発生したときや、非常事態に使うために積み立てるのが基金だと思いますよ。だから、そういう基金を目当てにしようとするなら、今、野洲市で、先ほど申し上げましたように、19年度の決算で、法人税が予算よりも3億5,000万余計に入ってきた。こういうことがやっぱり基金に充当する金なのです。予算を始末して積み立てたのは基金ではないです。そういうような財政運営をしていきたい。こういうことで、ちらりとそういうことが見えてきました。これは経済の上昇もありますけど、そういう財政運営を図っていきたい。こういうふうに思います。

しかし、基金は1つの貯金ですから、それは貯めた方がよろしいけど、そういう運用はしていきたい。こういうふうに思います。

それともう一点、県の財政構造改革のプログラムについてなのですが、これ、私は断固

として、やっぱり福祉、教育には手を付けてくれるなど、何回も知事さんをお願いしております。だから、表現はまずいのですが、この道路、金がないから3年、5年先まで待ってもらえないだろうか。これは市民の命に関わる問題、あるいは交通事故の発生の憂いのないことです。あるいは、公共事業も、災害復旧は別として、ちょっと待ってくれは待てるのですよ。しかし、教育、福祉に待ってくれは通じないというのです。特に教育なんかでしたら、1年に入った子どもが3年間待ってくれ、3年になっておられるのです。この間の教育をどうしたかということなのです。絶対、私は知事さんにはそれは申し上げています。だから、これからもあえて申し上げていきます。

そしたら、この間も知事さんにお話ししますと、「野洲の市長さん、福祉、医療、マル福は絶対に手を付けるなどおっしゃったから500円上げました」と。それは中をとっての話だな。「そのかわりに職員さんの日当を減らしました」とおっしゃるから、「それは当然です。我々市町村は、既にそんな日当、早くから外しています」と、ちょっと要らんことを言いましたけど。そういうことを言いながら、やっぱり県も全体の中でどこかを削ってどこかをふやすと、こういう苦しい財政運営をされておりますので、それなりの、たとえば500円にしても、やっぱり私は評価しております。

だから、そこまで知事さんがやるのでしたら、我々はその上積みを行いますということで、皆様のご理解をいただいて、19年度並みのマル福は付けさせていただくことができる。そういう思いはいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、行政評価、外部評価を含んで、評価ということは、税金の無駄な使い方をしてないかというふうにマイナス要因だけを我々は、これは本当のことですよ、思っていました。ところが、外部評価をしたときに、これはやめてもいいけど、これはしないといけないじゃないかというプラス要因が、やっぱり市民の中から出てまいりまして、それで取り組みをしようとしたのは、おっしゃるように、これは私、去年からも支援事業を進めてまいりましたので、発達支援センターは何としてもつくりたい。1つの協議をいただく団体をつくっていただきまして、専門家に寄っていただきまして、よそにない支援センターをつくっていかうと、こういうことで立ち上げました。それも外部評価が出まして、やっぱり支援事業は必要だと。だから、マイナス要因だけの評価じゃなしに、プラス要因もあるということを私、気付かしまして、これはいいことだなと、このように思っております。

おっしゃいますように、ここで何をしていくのかということなのですが、やっぱり支援センターとしては、発達途上において障がいを持たれる方、あるいは体に障がいのある人

たちのいろんなことを支援しながら自立支援、あるいは発達支援をして、相談業務を加えながら、組織も、まずケースワーカーとして1人の生活コーディネーターを1人置こう。保健師さん、医療のコーディネーターとして充実しよう。あるいは、おっしゃるように就労支援ワーカーも新しく入れていこう。それと、心理判定員もふやしていかないといけないだろうと。あるいは、現在の学校教育課と連携をとりながら、各学校に相談員を新しく配置するな。これも今年度は取り組みます。そういうようなことを含めまして取り組んでいきたい。

だから、私は、生まれたときから64歳までの障がいを持つ方については、やっぱり一連した支援事業に取り組んでいこうと。64歳というか、成人をとという表現なのです。65歳からは年金も当たりますので、そういう意味で64歳と申し上げているのです。そういうことで取り組んでいこうという思いをいたしております。

あと、ちょっと細かいことで部長、助けてもらえますか。そしたら、よろしく願います。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 梶山議員の再質問にお答えをいたします。

1つは、子どもと向き合う時間確保に関わりますご質問でございますが、まず現状をお話しさせていただきます。

今年度はどういうふうになっているかといいますと、これは県の事業なのですが、県の独自事業です。中主小学校、それから篠原、北野、小学校では3校ですけれども、道徳でありますとか、コンピューター、中学校では家庭科、選択の音楽、それから選択の美術等で、いわゆる社会人活用をやっています。学校の先生ではありませんけれども、子どもたちが社会人と接する時間が確保できるかといいますか、子どもたちと接する時間は先生だけじゃなしに他の人も、そういう風な工夫ですね。今後も、学校の希望を聞きまして、県の方に要望をしていきます。

それから、ご存知だと思いますが、昨年、京都産大、それから滋賀大と包括協力協定、これを結びました。まだなかなか具体化はできませんけれども、学生の勉強の場を提供して、そして、学生に子どもたちと接触してもらいたいと思いますか、これも1つの子どもと接する時間の拡充だろうと思うのです。そういうことや、それから、学校で、学力補充で地域の人に、週1回ですけど、放課後に来てもらいまして、集団指導ではなかなか子どもの学力を上げられない。もちろん希望者ですけど、マン・ツー・マンに近い、子ども2人に

指導者が1人付くとか、そういうような形で学力補充をやっているのですけれども、これも1つ、これも社会人の活用ですよ。これは全くの無料で来てもらっています。そういうように、子どもと向き合う時間の確保につきましては、積極的に、これからも取り組んでいきます。

それから、闘病記コーナーの設置に関わりますご質問ですけども、何とか工夫すればいいんじゃないかと思うのです。そこへ行く人の立場をよく考えて、場所を考えてあげるとか、あるいは、他のコーナーとうまく合わせてみるとか、何か工夫ができそうだと私は思いますので、そういう方向で進めていきます。

それから、先ほど市長さんの答弁の中で出てこなかったから私の方からちょっと補足しますが、発達支援システムを立ち上げるのに、八幡養護から来てもらって、貴重な意見をいただいて大変助かっているのです。八幡養護さんが野洲養護になるわけですから、今からその気でいてくれています。就学指導委員会も来てもらっていますし、いわゆる発達支援センターのあり方につきましてもいろんな助言をもらったり、大学の先生もおられるのですが、そういうようにして、野洲養護の先生方とは連携を今以上に、いわゆる八幡養護以上に野洲養護になれば、こちらからも出ていくとか、来てもらうとか、密にしていきたいなど、こんなことも思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 梶山議員の再質問にお答えさせていただきます。

数多く、市長の方から回答をしていただきましたので、ちょっと漏れる点があるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目の、高齢化事業の縮小は市民ニーズに合ったのかということで、この事業につきましては、おむつ事業、それから介護激励金という事業が2項目あります。それ以外にも見直し、検討の事業については他にあるのですけれども、今年度については、この2点を、事業の外部評価を受けて、その中、また内部で検討しながら適正化を図ったという実態でございます。

その対応にいたしましては、今期、特定の不妊治療の対策、直接これではございませんけれども、そういった対応、あるいは、特別養護老人ホームの施設整備、それから、今日、議案質疑で出ていました特定健診等の対応等々、さまざまな分野で対応しています。

特に介護予防につきましては、新たに介護力アップセミナー、あるいは介護予防サポー

ト事業、そういったものを強化していくという事業に財源をそっちへ組み替えてきた、こういうふうな大きい内容でございます。

それから、特別養護老人ホームの10床に関しましては、この事業につきましては第3期の介護保険契約の中で20床の部分が未整備分がございました。そういったことで、10床分を、今回、整備させていただくということで、慈恵会が主になって50床から60床に転換を図られ、この内容についてはユニット化に向けて改修工事もされたということで、若干待機の部分が和らいできたのじゃないかなと、このように思っています。

今後につきましては、次期介護保険計画の中で目標数値等を定めながら、また、これも広域的な取り組みになりますので、4市とも調整をしながら整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、介護の認定者数の話でしたけども、今年度の20年1月の状況では、要支援1が100名、それから要支援2が243名、この分では、トータルベースが343名、それから、要介護につきましては、1が213名、要介護2が264名、要介護3が231名、要介護4が256名、要介護5が175名ということで、合計で1,139名、合わせて1,483名ということで、約1,500人ぐらいが認定を受けていると、こういう状況でございます。

また、サービスの提供につきましては、主なものは、在宅サービスの居宅介護支援としたしましては野洲病院をはじめ13の事業所が現在あります。また、訪問介護では、市民福祉をはじめ4事業所。また、訪問看護では「なかさと」をはじめ2事業所と、ご承知のとおりだと思います。通所介護では、あやめの里をはじめ12事業所、それから、介護老人福祉施設では、あやめの里が50床、ぎおうの里が50床、それから悠紀の里が、50床から、今、60床の計画と。それから、介護老人保健施設の寿々ほうすが100床というものの、今現在、整備の状況でございます。

また、介護保険施設等の待機状況につきましては、それぞれの待機が発生していることで、広域的な対応が必要ということで、先ほど言いましたので、こういった関係協議を得ながら、目標数値を定め、策定をしてまいりたいと考えております。

それから、ウォッチャー制度の部分についてでございますが、この制度は、国と県が実施している事業で、食品の表示の適正化を図る上で大変有用な制度であると認識しております。しかし、食品ウォッチャーは食品表示に関する専門的な知識が必要で、研修等により人材の育成を図っていかなければなりません。また、食品の流通する範囲が広範囲で

あることから、この事業については国、県等の動向も注視しながら、本市の消費研究会とも協議し、連携を図りながら、現在、取り組んでいます食品衛生知識の普及啓発にも生かしながら取り組んでまいりたいと考えております。

その体制整備につきましても、人権相談ネットワークで、先ほどお答えさせていただいたような連携の中で、それを加味した形の中でできるのかを、内部でまた調整を進めてまいりたいと考えております。

それから、マタニティーの関係の部分でございます。この部分につきましては、前回の議会でご質問があったのですが、19年度に、ご希望の方に物品を配付させてもらっております。配付につきましては、このシールは内閣府の認証のNPO法人のひまわり会から無償で配付を受けたものを利用者に活用し、啓発に努めていると、こういう状況でございます。

マタニティーマークにつきましては、ご承知のとおり、県下一斉に統一した内容で周知する活用が望まれることから、県の方にも要望をしております。平成20年度には、妊婦支援啓発事業として、いろんな形の啓発の部分が考えられているということを知り及んでおりますので、そういった対応とリンクしながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、もう一点が、マタニティースイミングにつきましては、平成15年に、先ほど言いましたように野洲病院と野洲市の総合体育館、プールの方で協議しながら、まず一番取り組んだのは、お産を軽くするという1つの取り組みと、それから、施設の有効活用ということで、あいた時間、水曜日でしたか、昼休みにその時間帯があいているということで活用をさせていただきました。

これにつきましては、野洲病院の方から助産師が1名入って、地域医療の体制で、他の参加の患者の方も面倒を見ていただいているのですが、そういった形で取り組みをし、野洲市のそういった妊産婦の体制を強化してきたと、こういう答えでございます。

助成につきましては、今現在では考えておりませんが、今後、地域医療推進委員会、あるいはその有効活用で、文化体育振興事業団とも協議しながら検討してまいりたい、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 梶山議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目に、コンビニエンスストアへのパンフレット等の設置でございますが、ご承知のとおり、コンビニエンスストア、アルバイト誌、催し物、それから物販等、かなり激戦区でございます。ですが、ご提案をいただきましたので、ぜひチャレンジしてみたいというふうに考えております。

それから、2点目の観光案内テープづくりでございますが、当市ではつくっております。当市には、あの誇るべき観光ボランティアという制度がございますので、観光テープとは比べるまでもないというふうに思っております。ぜひ観光協会の方にご相談いただければというふうに考えておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） ちょっと答弁漏れがあったように思うのですが、520人の待機者を介護されております介護者へのフォロー、ケアはどのように考えていらっしゃるかという答弁はありましたかね。私、記憶に。どのようにしていくかという。ありましたか。

それをちょっとあわせて。次のときでいいです。それをちょっと、答弁、お願いできますでしょうか。非常に悩んでいらっしゃる、こと、大事だと思います。

市長の再質問の答弁で、基金のとらえ方がよくわかりました。この予算の中には、非常に、基金の取り崩しということが書いてありますし、また、基金が減少していくという言葉とかがありますので、そういった基金を蓄えていくということが大事なのかなというふうに、これを見ると、何十億か、10億、20億という、そういうものがないと安心できないのかなというふうに、ちょっと私もとらえておりました関係で、最後にも「基金を取り崩す状況が続いており」というふうに書いてありますし、「基金残高も減少傾向にある」というふうに。また、その前も、「基金を8億2,000万円も取り崩すことによって予算を編成しました」という言葉がありましたので。思いはよくわかりました。

質問は、先ほどの質問だけお願いいたしまして、最後ですので、今回、市長の予算方針のお話を聞かせていただきまして、先ほどの答弁にちょっと触れたいのですが、こういった基金残高が最後に書いてありますように、減少傾向にあるという中で、財政健全化の判断比率である実質公債費比率が平成20年度は14.1%と予想される。これを信じたいと思います。これを越えることのないように、今後とも、財政健全化に向けてさらなる努力を要望したいと思います。

そして、最後に、今回、さまざまな施策の推進を聞かせていただいておりますが、この10月には合併丸4年になりますし、また、市長選挙も行われることになっております。

市民の皆様から、野洲市が合併して、市長にすれば1期4年、私どもも来年は、また市会の選挙があるわけですがけれども、合併して安全安心、快適で住みやすいまちになったと言っただけのように、市長のリーダーシップを期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 再々質問で、待機者の問題ですがけれども、これにつきましては重複されているという形がございまして、全体を精査させてもらいますと、約150人程度おいでになると、こういうふうな状況がうかがわれるという状況でございませぬ。

この待機者につきましては、個別にケアマネジャーがついておりますので、ここの部分で、いわゆる的確なそういった情報をお互いに待機者の方とも連携をするということが大事な過程の1つですので、この辺を重要視しながら取り組んでまいりたいなど、このように思っています。

それから、施設整備の部分につきましては、各事業所の部分、それから、言っております、そういった広域的な介護保険計画の整備の中ということが重要視されていますので、その中のニーズ調査もあわせて平成20年度、実施するというところで、この意向を反映しながらどういうふうに持っていくかということを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明7日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後6時38分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年3月6日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 梶山 幾世

署名議員 内田 聡史